

令和2年9月定例会

南伊豆町議会会議録

令和2年 9月2日 開会

令和2年 9月25日 閉会

南伊豆町議会

令和二年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和二年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 2 年 9 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
漆 田 修 君	7
加 畑 毅 君	2 6
谷 正 君	3 7
宮 田 和 彦 君	5 4
長 田 美喜彦 君	6 5
○散会宣告	7 6
○署名議員	7 7

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	7 9
○本日の会議に付した事件	8 0
○出席議員	8 0
○欠席議員	8 0

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者の職氏名	80
○開議宣告	81
○議事日程説明	81
○会議録署名議員の指名	81
○一般質問	81
黒田利貴男君	81
横嶋隆二君	88
○報第4号の上程、説明、質疑	103
○報第5号の上程、説明、質疑	104
○議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	105
○議第72号～議第73号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	107
○議第74号～議第75号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○散会	137
○署名議員	139

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 2
○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 2
○開議宣告	1 4 3
○議事日程説明	1 4 3
○会議録署名議員の指名	1 4 3
○議第 8 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 4 3
○議第 9 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 1
○議第 9 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 4
○議第 9 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 6
○議第 9 3 号～議第 9 5 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 8
○議第 9 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 2
○議第 9 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 4
○議第 9 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 5
○議第 9 9 号～議第 1 0 1 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 8
○議第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 7 1
○南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙	1 7 7
○散会宣告	1 7 8
○署名議員	1 8 1

第 4 号 (9月25日)

○議事日程	1 8 3
○本日の会議に付した事件	1 8 4
○出席議員	1 8 4
○欠席議員	1 8 4
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 8 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 8 5

○開議宣告	1 8 6
○議事日程説明	1 8 6
○会議録署名議員の指名	1 8 6
○議第 8 9 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 8 6
○議第 9 0 号～議第 9 2 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 9 2
○議第 9 3 号～議第 9 6 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 9 5
○議第 9 7 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 9 7
○議第 9 8 号～議第 1 0 1 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 9 8
○議第 1 0 2 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 0 1
○議第 1 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 2
○議第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 3
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 4
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 7
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 9
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	2 1 2
○閉議及び閉会宣告	2 1 2
○署名議員	2 1 3

令和 2 年 9 月定例町議会

(第 1 日 9 月 2 日)

令和2年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和2年9月2日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教委事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和2年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間クールビズを推奨しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の脱着については各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの24日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和2年6月定例会以降開催された行事については、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（清水清一君） 日程第4、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和2年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、新型コロナウイルス感染症により「かけがえのない命」を亡くされた全国の皆様に謹んで哀悼の意をささげるとともに、この間、医療従事者の献身的なご尽力と外出や営業自粛をはじめとした町民や事業者の皆様のご理解、ご協力に深く感謝を申し上げます。

そしてまた、令和2年7月豪雨で犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと

もに、被災者の方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものであります。

それでは、3月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルス感染症について。

1919年11月に……失礼、2019年11月に中国武漢市で発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、同市でのアウトブレイクを皮切りに中国全土に蔓延し、瞬く間にアジア、ヨーロッパ、北米、アフリカ、オセアニアなど世界各地に拡散され、人類を脅かす感染症、パンデミックを引き起こし、都市のロックダウンや入国制限、オリンピックの延期など、世界は過去に経験したことがない事態に陥りました。

日本国内では、2020年1月に初の感染者が確認されて以降、頻発するクラスターの発生などから急速に感染拡大する中、政府は4月7日に東京都をはじめとする7都府県に新型コロナウイルス対策特別措置法による緊急事態宣言を発令、16日には全都道府県に範囲を拡大し、基本的対処方針に基づくクラスター対策の体制強化や医療提供体制の確保を図るとともに、人と人の接触を徹底的に低減するため、都道府県等による外出自粛要請や休業要請など感染症拡大防止対策が全国的に展開されました。

本町においても感染拡大を防止するため、小中学校の休校、認定こども園や放課後児童クラブの縮小運営、町営施設等の貸出し中止などの対策を実施するとともに、町民の皆様に向けて、手洗い、せきエチケットの徹底を促し、3密の回避や不要不急の外出自粛など感染症拡大防止対策の実践に加え、全国的に懸念された大型連休中の人の流れを抑制するための措置として観光事業者等への休業要請を実施し、さらなる感染拡大の防止に努めたところであります。

これら早期の事態収束に向けた全国的な取組の効果もあり、5月14日には静岡県を含めた39県で緊急事態宣言が解除となり、25日には全都道府県で宣言解除が達成され、4月7日に始まった緊急事態宣言は約1か月半をもって終了いたしました。

このような中、新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るっており、沈静化の様相はいまだ見えない状況にあり、国内での感染も完全に収束しておらず、ワクチンや抗ウイルス治療薬が開発、供給されるまでは感染予防に向けた正しい取組が極めて重要であることから、国が掲げる「新しい生活様式」の定着や社会経済活動を段階的に引き上げていく新たなステージ、「ウィズコロナ」をもって感染予防と社会経済活動の両立を図り、町民の皆様とワンチームでこの難局を乗り越え、町の活力を復活させてまいります。

以下のとおり、本町の主要な新型コロナウイルス感染症に係る施策について記載いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

2、夏期の観光施設等の入り込み状況について。

本町の海水浴場の開設に向けた取組としては、6月下旬に「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」を策定し、海水浴場や売店、駐車場等の運営者が実施すべき基本的な対策を定めるとともに、関係機関並びにライフセーバーも交えた感染防止対策に係る協議を重ね、適正な海水浴場の運営監視に努めてまいりました。

また、海岸地区には感染拡大防止に関する注意喚起看板を設置したほか、海水浴客に対してチラシを配布するなど啓発活動を実施いたしました。

加えて、南伊豆町観光協会では宿泊施設や飲食店舗を対象とした感染防止対策研修会を実施するなど、万全な体制での受入れ準備を進めるための体制強化に取り組んでいただいたほか、地方創生臨時交付金を活用した夏の誘客用テレビCMを作成し、関東圏に広く放映したところであります。

コロナ禍において、前倒しで開始された「Go To トラベル」事業については多くの観光事業者が期待を寄せておりましたが、感染が拡大傾向にある中、旅行等を控える動きは顕著となり、東京都がキャンペーン対象外とされたことに加え夏休み期間の短縮とも相まって、観光施設や宿泊施設の入り込み客や海水浴客においても前年を下回りました。

今後も関東圏へのテレビCMなどを強化し、秋の伊勢海老まつり期間中のクーポン券発行事業などを核として事業展開するとともに、「新しい生活様式」の下、観光地に求められる感染防止対策を講じながら、さらなる地域経済の活性化に取り組んでまいります。

3、南伊豆認定こども園の一園化に向けて。

南伊豆認定こども園一園化整備事業の進捗状況については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などを受けて、感染予防に伴う作業員の体調管理、ソーシャルディスタンスの確保や長梅雨といった天候不順による工期延長などもありましたが、配水路工事、園庭、駐車場の造成整備も完了し、保育環境の充実が図られました。

これを受けて、当該一園化事業は次のステップである地域子育て支援センター棟建設工事に着手することとなりますが、同センター1階部分を地域子育て支援センターとして整備し、既存施設の2倍程度の広さを確保しつつ、相談室、授乳室を配置することなどでさらなる機能強化を図ります。

また、2階部分では、こども園の各種事業活動に加え、子育て支援団体への活動支援も念

頭に、多目的交流スペースとしての集いの場の提供に努め、令和3年3月の完成を目指してまいります。

議員各位におかれましては、南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事請負契約に関わる承認議案を本定例会最終日に上程いたしますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4、伊豆斎場長寿命化改修工事について。

伊豆斎場は、1市3町による一部事務組合として昭和54年5月に運用が始まり、以来41年が経過する中、耐震補強などの維持管理に努めてまいりました。

近年、管理棟及び火葬炉整備の劣化が……失礼、火葬炉設備の劣化が著しく、施設の長期的な展望を踏まえた大規模改修が強く求められることから、令和2年度から2か年をもって改修事業に着手する運びとなりました。

なお、工事期間中においては、火葬炉1基は常時稼働する体制を確保しつつ、火葬炉を現行の3基から2基へと減炉し、不測の事態に備え、火葬炉1基を増設可能な構造としております。

令和2年度には、新火葬炉の工場製作、火葬炉1号機の解体及び設置工事、火葬棟の第1期改修工事などが予定されておりますので、斎場をご利用の皆様には格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で令和2年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（清水清一君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 引き続き、日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔 9 番 漆田 修君登壇〕

○ 9 番（漆田 修君） 9 番、漆田です。

8 月 28 日の安倍総理の突然の辞意表明は、各方面に大きな波紋を呼んでおります。そのような中での一般質問であります。質問に先立ち、一連の新型コロナウイルス感染対策、一時給付金事務事業に関わった本町の職員のご努力に敬意を表したいと思います。

この 9 月議会は、決算年度における財政運営が……マスク外していいですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○ 9 番（漆田 修君） 財政運営が適切であったかどうか、新公会計システム援用による総合判断と、今年の 4 月、地方自治法改正による内部統制強化について、そして先ほど町長の行政報告にもありましたが、コロナ禍における本町の学校教育の在り方、この 3 点について通告に従い質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第 1 番目の、先ほどもコロナ禍の学校教育の問題であります。実は 8 月 25 日、先週、5 日前なんです。静岡県東部ブロックの教育シンポジウムが沼津で開かれました。私は県静連の推薦議員でありますから、当然出席させていただいたんですが、その中では、様々な問題を、11 の提言をしておりますが、とりわけコロナ関係の問題、それについて今日は絞って教育長と質疑をさせていただきたいと思います。

実は、去年も実は教育問題で全般、教育問題全般のお話で、例の外国語教育の 53 時間をどのようなカリキュラムを組むのかということで、それは各教育委員会じゃなく各学校の恣意的な判断で組めますよというようなご返事をいただきました。それは通常のカリキュラム、要するに時間割によって 53 時間は吸収できたのかどうか、できるのかどうか。そして、今回、その議題にも上がりましたが、土曜授業、公立小中学校は現在、土曜はしていませんが、土曜授業を行う、現在、磐田市あたりはそれを検討しておりますが、そして本町でも準備中だという文字が、文章が書かれていますね。

あと、2 つ目が週 3 時間授業、ですから 5 掛けるゴロク 30、実際 5 時間、6 時間の組合せによる時間割もあるんですが、その 30 時間授業でそれを吸収する。そして、もう一つは 1 日 7 時間授業、これ実際には週 1 回、学校においては教職員間で会議をしていますんで、その辺の時間割が調整できないというような問題もあろうかと思うんですが、本町においては、カリキュラムの編成実施状況はどうか。それで、実際にはいろんな会合されていると思うんですよ。各郡下のね。町内の校長会とかそういう場で。その辺のお答えと、ちょっと時間がないので、合わせて 2 つお願いします。

あと、夏期の熱中症対策はどうであったのか。その２点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町内小中学校の休校につきましては、3月初旬から5月下旬まで実に3か月弱に及ぶ長期休校となりました。教育委員会や町校長会においては、年間の授業時間数、長期休校明けの授業実施可能時間数、必要授業時間数等を算出し、いかにして授業日数を確保するかを検討し、その結果、夏休みを8月8日から23日までの16日間とすることによって、確実に授業に充てる時間を確保してまいりました。その検討の中では、7時間授業ですとか土曜授業ですとかといったものを考慮しなくても時間の算出ができたというふうにご理解いただけるとよろしいのかなと思います。

加えて、授業の円滑実施に資するための「学び方支援サポーター、（補習等）」に充てる方、2名、県費で全校に配置することができ、授業の遅れにつきましては、冬休みを短縮することなく解消できる見通しとなってまいりました。

これは年間205日という計算で算出しているものなんです、教育課程というのは。それを35週にわたって履行していくと、ちょうどそれが足りるということなんです。今年4月から休校になりましたけれども、193日分確保できました。これ週に換算しますと38.6週分なんです。ということは、現行の時間数で授業を進めていっても十分に足りると。ただ、詰め込みになることは極力避けたいということで、各学校にはお願いをしているところでございます。

ただ、この後、今も台風来ていますけれども、今後、本格的な台風シーズンを迎えることから、大雨による休校等が多くなると、冬休みの短縮というのも改めて考えていかなければならないと思われます。

このように本年度は例年と全く異なる学校運営を強いられておりますが、授業実施のノルマばかりを優先し、児童生徒に身につかない詰め込み学習とならないようにくれぐれも気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

もう一つ、失礼しました。

今度、熱中症対策のほうですけれども、国内におきましては、梅雨明け後、全国的に猛暑が続き、2学期が始まった8月24日以降も厳しい残暑が続いております。町内各小中学校に

においては、コロナ対策のみならず熱中症対策も講じながらの対応で、現場の教職員においては、かなり多忙な日々を送っております。

この双方の対策として、学校ではコロナ対策と併せて熱中症対応マニュアルを作成したり、教室では極力机の間隔を空け、ソーシャルディスタンスを保ちつつ、空調機器、空気清浄機を稼働し、町長にもご足労いただいたんですけども、給食の視察の折には、窓は数センチ開けた状態で換気を努めながら空調の効用も活用しておりました。

また、児童生徒においては自宅から水筒を持参しておりますが、それでも足りない場合、毎日定期的に水分補給をさせたいとの学校からの要望もあり、ペットボトルの水、スポーツドリンクの各校配備を民間事業者の協力の下、実施済みであります。

今後も児童生徒の安全・安心確保のため、子供たちの健康管理、教育環境の整備を学校、家庭とともに進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 教育長、ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、38.6週ということは、これは起点が4月からということです。ですから、最後に学習の遅れが到達するのは、予定どおり、9か月後ということです。4掛ける、足す9ですから、大体1月ぐらいには、もう大体その分の遅れは取り戻すことができるというような解釈でよろしいんですね。分かりました。ぜひそういうシミュレーションを、カリキュラムのシミュレーションをされたことは、私は評価したいと思います。

県内の各校におかれては、大型校、例えば1学年で8クラスもあるような大きな小学校であるとか、それであれば8掛ける6ですから、相当な、数百人、800人ぐらいの、公立では900という頭打ちされてますが、そういう学校とこういう百数十人、もしくは南上みたいな五十二、三人の学校では、問題の持ち方が全然異なってくるんです。ですから、先ほど言いました熱中症対策にしましても、非常に教育長、一生懸命やられているということは理解いたしました。ぜひともその姿勢でお願いしたいと思います。

次に、通告の2番目の地方自治法改正による内部統制強化についてであります。

これは平成……去年かな。今年です、ごめんなさい。令和2年4月に地方自治法が改正されましたね。総務課長は、それはよく承知していると思うんですが、その中において内部統制の強化論が出ております。当然これは、今やろうとしている公会計システムのインストレ

ーションの中に別な、総務省は別な狙いがあるかと、あったと思うんですよ。内部統制を強化して、要するに各職員が複式簿記化に慣れながら、予算立てのときには既に予算に仕分を組み込んでおくというやり方なんです。ですから、その辺を頭に入れながら、私、これから申し上げますことについてお答えをいただきたいと思います。

私、今申し上げたんですが、今年の4月から内部統制の強化が図られることになりました。3月定例会では、予算議会、3月定例会は予算議会であり、予算が担う政策内容のよしあしをチェックする従来の議論で理念をぶつけ合い、よりよい内容への進化を目的とした論戦がありました。

もう一つの側面として、民主的な決定を経た予算が内容どおり執行され、意図した効果を発揮しているかチェックされ、予算審議に加えて予算段階で第2の予算執行過程のチェックが設けられる、いわゆるPDCAのサイクルの循環であります。

通常の場合、一般の自治体、私の町も、都市等の町もそうありますが、ここまでの予算審議が多いんです。政令市は別ですが。本町の3月予算委員会も同様の取組であったと思慮されます。

今、都道府県や政令指定都市で特に顕著であります。政策内容や執行過程の前提となる財政情報の質を問いかける施策情報の議論が求められています。ちょっと難しい表現になって申し訳ないんですが、それは2つの視点から認識され、その1つは、行政の視点からでは、地方財政は地方自治体の貨幣価値で示された経済社会活動であり、一方で地域の視点からは、数字に込められた住民の定め、これは他動的な意思といいます。そういう側面を持つものと言われ、この点から求められる財政情報の質とは、将来を見つめ、リスクを踏まえた意思決定に役立つ情報への進化となるのであります。

ここで本題に入る前に、この将来を見る財政情報の進化に対する財政当局の基本認識をまず最初に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

予算編成においては、単年度現金主義的な視点を満たす情報だけに頼らず、将来の財政状況を予測できる情報なども併せて提供し、両者を活用することが潮流とされ、かつ重要であるというご指摘かと思います。

情報の提供においては、情報の提供において重要なのは「見える化」あると考えますが、

見た言葉に「可視化」があり、どちらにおいてもそのままでは目に見えないものに形を与えて見えるようにするということを意味しており、天候と施設への入り込み客数など因果関係をグラフ化するとか、職員スキルを種類ごとにマル・バツで表示することなどがそれらに当たると認識しております。

また、「可視化」は見たい人が見たいときだけに見られるようにすることであり、その情報を見たいと思っている人にしか届きませんが、「見える化」の場合、可視化した情報を見るべき人に確実に届け、改善等を促すことであることとされており、両者はこの意味でも大きく違っております。

このようなことから、財政情報の進化と様々な情報を全ての職員に提供し、これらの情報を必要に応じて選択しながら行政運営に生かしていくということであり、ファシリティーマネジメントは喫緊の課題とされる今日においては、極めて重要であると認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

難解な問題で大変申し訳ないんですが、要旨をお酌みいただいた答弁、本当にありがとうございました。

この中、ご答弁の中で、結局、可視化と見える化というのは見る側の、要するに情報を受ける側の意思、自分でそれを知りたいというのと、周りが見えるから自然に目に入ってくると、その辺の意識の認識の差であろうかと思います。たまたま最後にFM、ファシリティーマネジメントについて今、答弁、お触れいただいたんですが、これはこれだけでお話しすると1時間もかかっちゃいますので、今回ここでは話しません、そういうことを答弁の中に酌んでいただいたということは非常に感謝しております。

最初、現在、これは、財政当局は既に問題意識を持っておりますが、臨財債、臨時財政対策債処理問題、これは全国の自治体の公債費の中で臨財債の償還は2.6%なんです。これ政令都市と小さな町も含めた平均であります、それが当町において妥当であるかどうかは別ですが、そういう問題。

それから、あと公営企業会計の上下水道問題です。これは水道法の改正による様々な問題であります。それから、人口減高度化に伴う歳入歳出構造の根底的な変化など予算制度に組み込まれた構造です。町長答弁の中にもそういうニュアンスがありましたが、構造などの問

題など数多く存在しております。

3月予算議会もそうでしたが、単年度予算の歳入歳出に焦点を当て議論することは財政民主主義の原点であります。加えて単年度を超えた将来の財政の姿が見える化した議論が必要で、公会計制度改革に取り組むその目的は、将来に向けたリスクも含めた予算議論を展開する財政情報の構築であり、その実現には、行政内の日々の取引を各職員が複式記帳するなど組織体質転換への地道な努力が必要となるのであります。

ここからちょっと、今、本町もそうですけれども、抱えている問題ですが、従来は単年度の税収等で対応できない財政需要は、将来の税収増を頼りにした借金拡大、要するに町債の発行、そういった借金拡大や必要支出の先送り等で負担を堆積させてまいりました。

こうした状況を生み出すそもそもの原因は、まず第一に、一つは予算審議を支える予算書の財政情報が単年度の視野を重視し、予算事業のライフサイクル化、これは後で申し上げます。3番目の問題で出てきますので、そういったコスト。2番目が予算事業のフルコスト、間接経費も含めた全ての費用という意味です。そして、執行に伴うリスク等を明示して、そういうことを明示していない、そういう点にそういう原因があるわけであります。

それで、借金とか社会インフラの劣化という負のストックを克服するため、単年度現金主義的な視点に加え、ライフサイクルコスト、フルコスト、それからリスク把握など単年度の視野を超え、不確実性の受け止める財政情報を予算審議の重要な参考資料として共有する必要がありますが今こそあると思われまます。

これは、先ほど町長はファシリティーマネジメントの話されましたが、これらが該当すると思うんです。ですから、そういうことに対する当局の見解もしくは認識を賜りたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新地方公会計制度導入の目的は、「発生主義、複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産、負債などのストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況などを分かりやすく開示するとともに、資産、債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものであります。

その開示に向けては、重要な資料の一つである財務4表の作成が遅れておりましたが、遅れの原因でありました建設仮勘定扱い資産の登録が終わり、昨年度末には財務4表が完成い

たしました。現状において、記載された数値の分析や類似団体との比較を通じて本町の課題などを洗い出す作業を進めております。今後は、財務4表に代表されるような将来財政を見据えた財政情報を「見える化」し、予算審議等における参考資料として共有していくことが極めて重要と捉えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

類似団体との比較ということは、実は、財政、おりますね。決算カードでも類似団体、4桁の数字ありますね。2, 2の何番、何番とか、5桁です。そのコードで類似団体、要するに財政規模であるとか人口であるとか、そういったもろもろの要件を、非常に似ている自治体の決算上の、決算統計上のという意味です。ですから、比較しやすいということなんです。そういう意味では、町長答弁のとおりであると思います。よく答弁書つくりました。

次に、3番目の質問に入ります。

これは前、今、2つの答弁を踏まえて、この2番目の質問の本題に入らせていただきます。本題というのは、今回の自治法改正の骨子と今後の予算書形式はという質問要旨であります。その内容に入らせていただきます。

今回の改正点で自治法が定める内部統制とは、訴訟対応に加え、住民監査請求や住民訴訟等、自治体の意思決定に住民参加が拡大する中で、自らの説明責任を高める取組であります。私は議選監査のとき、住民監査請求がありました。実際にありました。住民訴訟には至りませんでしたが、ここでいう説明責任とは、単純に説明する責任ではなく、意思決定の前提たる根拠を明確にし、それにより生じた結果の責任の所在は明らかにし、自治体に対する住民との信頼を高めることであります。

予算審議との関係で求められるのは、財務会計とともにリスクマネジメントを含めた内部統制の充実であります。内部統制の法的義務は、前に述べた、前述のとおり、都道府県と政令指定都市であるものの、予算や業務の展開を通じて本町のような基礎自治体での同様な取組が実質的に求められているのであります。

実際の自治体の内部統制は、行政内の全ての者によって遂行されるプロセスを意味します。その実効性の担保には、住民も含めた適切な意思決定のための管理会計的な視点、これは後ほど申し上げます。そういった視点が必要となり、例えば現行の予算の分野別、それから性

格別に加え、部局単位でのコスト認識が挙げられ、セグメント、いわゆる区分、ここでいう地方創生コード、予算上の地方創生コードなんかも一つのセグメントに当たると思いますが、その設定はこれだけに限らない。いわゆる次に示すように、例えば施設単位に設定し、施設の統廃合、施設の統廃合に資する財政情報、これはさきのシンポジウムでも、学校等の施設の統廃合の議論も出ていました。これに該当すると思います。

2つ目が事業単位に設定し、廃止や優先順位に資する財政情報、3番目が世代単位に設定し、世代間の配分を検証する財政情報、そして地域地区のセグメントを設定、予算支出の地区別構図などの財政情報など多彩であります。

こうした従来の予算書では認識できない新たな視点を予算審議に生かす予算書等の形態の検討は、今後ますます重要となってくると思慮されますが、この件に対する当局の認識もしくは見解をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地方自治体における適正な事務処理の確保や組織運営の合理化などを図るため、内部統制に関する方針の策定などを盛り込んだ改正地方自治法が2020年4月1日に施行させました。

新設された同法第150条では、財務に関する事務などの管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされておりますが、これらは都道府県知事と政令指定都市の市長に対してのみ求められたものであります。

一方で市町村に対しては、法による義務化までは及びませんでした。住民の自治体の意思決定への参加が拡大する中で、説明責任を果たすことの重要性は日々増しており、考慮すべき事案であることは確かであります。

町では、予算編成に際し、町民の視点に立った事業の推進を図るよう職員に示達しており、事業実施に当たっては意思決定の過程を重視し、その内容を共有し、町民に説明し、理解と協力を得ることは極めて重要であると考えますので、これを機にさらなる説明責任に努めてまいりたいと思います。

なお、予算書等の形態の変更については、具体策を持ち合わせておりませんが、今後は先進自治体などの情報収集に努めるとともに、既存の予算説明資料等の内容を充実し、より質の高い情報提供の在り方など検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

現行からちょっと飛び越えて、そういう予算書形態の変更まで踏み込めないというのは実態だと思いますね。強力な法律があった場合は別です。結局、平成25年の地方創生法ができましたね。そのときにおいては、予算書の中に地方創生コードというのは、予算書を見れば分かりますが、そういう区分を設定した。併せて総合計画のコードも設定したという大きな変革が予算形態の中においては当時、これ平成25年か26年だと思うんですが、平成27年が地方創生法が施行された年ですから、その前年ぐらいに総務省から通達が回ったと思うんです。

ですから、そういうことを首長が機敏にそれを察知して、部下にそれを指示して研究なさいというような姿勢が私は求められているのかなと思います。

それから、もう一つ関係ですが、結局、予算ファイル、これはTKCのコンピューターのシステムの内容になってしまいますが、予算ファイルというのができますね。がん箱みたいに非常に大きなファイルなんです、その中で、実はさっき言いました管理会計的な視点、いわゆる管理会計、さっき私、1番目にセグメントを申し上げましたが、例えば施設の統廃合に関するセグメントを予算の中に設定して、日々の例えば出金伝票、債務負担行為伝票ですか、それに区分コードを入れて入力すると、その予算を埋め込みますね。そして、最終的には、できた物理ファイルをそれだけ抽出して新たな論理ファイルをつくるというわけ。それらをリスト化すると、現在、決算時点での数値が出てくるということなんです。

ですから、その辺の判断を見ながら、例えば施設の統廃合、下田なんか学校統廃合、今、さらに議論していますが、そういった財政情報の基に資することができるということなんです。ですから、ぜひ町長もその辺を認識されながら適切な、適宜な指示をされるようお願いしたいと思います。

この件はそこの辺で、その辺で終わります。

次に、質問要旨3の新しい地方公会計と公監査の活用についてであります。

これは監査部局も絡みますので、はっきりした答弁はいただけないのかなと最初から思っておりますが、実は日本公認会計士協会の鈴木豊氏の書いた、これはぎょうせい社、これはぎょうせいの、市町村の方はぎょうせい社の本、よく読んでいますが、その中で自治体の経営監査マニュアルという本があります。これは都道府県、それから政令指定都市で現在やっ

ている実務、それを1冊の本にしてマニュアル化したということの本であります。私もそれ一通り読みましたが、非常に細かくよくできているなという感触を受けました。

質問要旨3の1に入ります。

財務書類分析、その前にちょっと前段がありまして、9月決算議会を迎え、私たち議会人は行政運営の効果を3E、経済性、効率性、効果性、そしてVFM、価値ある資質、すなわち公経営監査の視点で監査人の監査報告とは別に分析評価して、これを住民や利害関係者に議会の場を通じて公表することを推進し、それを活用しなければならないと考えます。

私は、令和、去年の6月ですか、新たな地方公会計制度の整備促進というテーマで一般質問しておりますが、この制度ができたのが、法律上できたという意味ですが、平成27年1月23日、新制度移行の開始以来、本町の財務会計システムの開発業者でありますTKCのソフト対応や庁内における資産評価の認識測定業務のセットアップ、そして、あと資産の負債の内訳データベースの設定、こういった作業の遅れなどの理由により、さきの委員会、総務課長、答弁しましたね。でちょっと開始が先送りになると、そういう理由で、大変申し訳ないという、そういう答弁をいただきました。

先ほどの町長答弁のとおり、財務4表がこの9月議会より開始となるよう、決算書類には添付されていませんけれども、開始となるようですので、改めて次の3点について質問をさせていただきます。

1番目が新形式の、新しい形式の財務書類分析の視点はどうか。そして、2番目が新形式の財務諸表の活用方策はどうか。そして、問題の3番目が公監査包括目的の対応と当局認識、この3点について、以下細かく質問させていただきたいと思っております。

最初に、一番目が分析の視点、これちょっと長くなるんですよ。私、いろいろ数字を出して、後で答えいいただこうと思って細かく書きましたが、ご承知のように、これ総務省の統一基準による財務諸表の作成ポイントに準拠しております。先ほど町長に言いましたが、発生主義、複式簿記会計の導入、これが第1点目です。

2点目が固定資産台帳の整備、これは貸借対照表基準では、総務省の別な、総合ファシリティーの総合管理契約の分類とはちょっと異なっております。要するに50万以上の、要するに備品関係、重額重要資産、これらも実は入っているんですよ。実際上は、分析では必要ありませんけれどもね。ですから、こういった固定資産台帳の整備の問題、そして、あと3番目が比較可能性の確保ができ、財務書類と予算編成とに積極的に活用していくことが期待されるなどが、この3つが挙げられております。

それで、旧来の財政運営の総合的な判断、これは図表の1として渡しておりますが、この中においては、計画性、弾力性、積極性の3つの会計的私見は不可欠であるものの、新しい今度の分析視点が出現されました。それによって従来のこの3つの視点、それは完全にテーゼ化に位置付けされつつあるということです。要するにアンチテーゼが新しい分析視点の出現でありますから、さらにある程度いくと、実際に運営上はアンチテーゼ、別なテーゼになると思いますが、ここで詳細議論に入る前に1つ、ちょっと確認をしておきたいんですよ。

今、財政硬直化というものが問題化とされるようになって久しいんですが、それは一般にいつて歳入が限定される中で、歳出の各費用が固定化し、かつ毎年度増嵩する場合に、新たな財政政策への対応など財政運営上の自由度が狭くなる現象をいいますが、人件費、扶助費、交際費等の義務的経費を支出して、なお經常一般財源に余裕があるかなどの指標として經常収支比率がありますが、本町の場合、過去5年間、84から87%台を示しております。通常の指標値は75%以下が望ましく、投資的経費の予算割は難しい状況にあります。結果、標準財政規模や基準財政需要額の勢い伸び悩むということになり、交付税財政のマイナススパイラル化がさらに進展するということになるのであります。

本町では、財政硬直化と歳入歳出の構図を考慮したときに、短期、長期スパンでの特効薬があるのかどうか、もしあれば、その処方をお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

財政運営における適否に係る総合的判断については、計画性、弾力性、積極性の3つの会計的視点は重要であると認識しております。本町では、經常収支比率が近年では80%台を推移しており、財政の硬直化に対する即効薬というものは現状においてはありませんが、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供に努めながら、収支均整のとれた堅実にして計画的な財政運営を進めるとともに、長期的視点を持って經常経費等の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

地方交付税の算定の中身は、今、上から持ってきているんですよ。トップからね。本当は、計算上は積み上げなんですけど、それに準拠して総務省は、南伊豆町さんは十何億ですよということ計算されていますので、今のような答弁しかできないということはよく理解いたします。

次に、2番目ですか。1番目の中です。別紙の図表の2というのがございます。これはお渡ししてありますが、それは総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル、財務書類分析の視点という文章であります。これに示す分析の視点では、特に世代間の公平性と行政サービス提供の持続可能性について、常に注意を怠ってはいけません。

今年度監査報告中、書類頂きましたが、決算収支及び財政状況で計画性、これ実質収支比率、弾力性、さっき言いました経常収支比率、公債費比率、そして積極性、人口1人当たりの投資的な経費は例年分析で理解しやすいんですが、図表2の視点では、6つの視点と住民ニーズが示されております。

それちょっと申し上げますけれども、最初に視点とニーズで言いますが、資産の形成度は、将来世代に残る資産はどのくらいあるか、世代間の公平性は、将来世代と現世代の負担分担の適切性、3番目が持続可能性、どのくらい借金があるかということ、あと、効率性、行政サービスの効率的提供は、それから弾力性、資産形成を行う余裕はどのくらいか、そして、あと自立性、これは受益者負担の水準はどうであるかという新たな予見が存在することになります。特に資産形成度から持続可能性までのこの3点について、分かる範囲で結構で、予測度をお示しいただきたいと思います。

概略、細かいことは申し上げますが、資産形成度は4つございます。特に問題は、資産の老朽化比率です。今回、固定資産の、公共資産の設定をいたしましたね。ですから、それが終わったときに、これ建設仮勘定も含む固定資産額です。それが知りたい一つの要因であります。

それから、2つ目が世代間の公平性、これは総額、ネット額で結構です。3番目が持続可能性です。持続可能性は基礎的収支財政、プライマリーバランス、これ実質利子率と成長率の按分がどうであるか。それから、あと健全化比率、これは決算の監査報告にあるから結構ですが、そういったことを分かる範囲で結構ですが、この場でお教えいただきたい。

あと、公共施設の分類は、これBSの作成要領のほうは事業用資産、それからインフラ資産、それから物品50万以上、こういう分類ですが、公共施設等総合管理計画のほうでは、公共用資産、要するに学校、幼稚園、図書館、それから社会基盤、道路、河川、それから公用

施設、役場とかそういったものです。ですから、分析上はB Sの作成要領の数字で結構でございます。

そして、あと1つ、特に一般会計のFM化の観点と新規に資産登録の結果などから長期固定適合率、いわゆる固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲で行われるべきであるとの立場から、100%以下が望まれているということです。過大投資の判断が理解される。もう一つ問題は、設定の仕方が、今回、固定資産の設定の仕方が問題ではないかということもスタート時、インストールの時点ではそれが問題視されているということもありますので、長期固定適合率を見たい。その結果数値に対する当局認識も併せてコメントください。課長、分かる範囲で結構ですよ。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをさせていただきます。

財務書類分析の中で、資産形成度、世代間公平性、持続可能性において得られた数値のみお答えをさせていただきます。

資産形成度の住民1人当たり資産額は225万1,000円でありまして、有形固定資産の行政目的別割合については算定をしてございません。また、歳入額対資産比率は3.53年でありまして、資産老朽化比率は算定をしてございません。

世代間公平性の純資産比率は67.2%でありまして、社会資本等形成の世代間負担比率については算定をしてございません。

次に、持続可能性の住民1人当たり負債額は73万7,000円で、基礎的財政収支はマイナス2億4,800万円であります。

健全化判断比率については7.7%、長期固定適合率は94.11%でありまして、100%以下でありますので、固定資産への投資は健全であると判断をしております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

なかなか数字が、財務4表はできたといえども、その内訳が紙の、ペーパーで打ち出すという段階までいっていませんね。現状はいいないと思うんですよ。これは推測ですが。その中でよくやってくれました。ありがとうございました。

追加質問ですが、今の追加質問です。かなり今、難局な非常に難しい議論の中にだんだん

入っていていると思うんですが、先般、公会計制度とFM化について一般質問したので、まだ記憶に新しいと思われますが、実は平成30年12月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁の連絡会議、これは総務省だけじゃなくて、県、国交省からいろんな省庁の寄せ集まりなんです、そういう連絡会議で公共施設の個別施設計画の策定に関する状況を見ても、また平成28年度総務大臣通知、総合管理計画策定義務や令和2年度までに個別施設計画策定など、そして、それをもって令和3年度までに総合管理計画の充実または見直しをするよう各種の行政指導が行われております。担当の課長は、それは熟知していると思うんですよ。飯田さん、知っていますよね。

ですから、そういうことでここまでの大きな流れを見てみると、公会計システム稼働上必至な資産登録とリンクさせた総合管理計画の在り方や直近10年の資産の修繕計画であるアクションプラン策定や地方債活用を考えたとき、これまでのこれらを踏まえた当局の基本認識、これは資料を渡してあります。資料6、資料7であります、これは非常に細かくて理解しにくいんですが、その辺を参考にしながら基本認識をお答えいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

本町では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、本年度中には個別施設計画の策定を予定してございます。

また、来年度には公共施設等総合管理計画の改訂も予定しておりまして、個別施設計画についても同様に一定のサイクルで改定を進めながら、対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理、更新に係るコストの見直しなどで必要性の高いと判断される事案については、取組の方向性を具体化してまいりたいと考えております。

財源につきましては、引き続き各種補助金、交付金、過疎債などを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

資料6の中で、これは総務課長、そこまで、これはさっと流してください。結局、公共施設等適正管理推進事業というのがございますね。これ下田市の市庁舎はこれを使ってやろうというようなことで今、進めてきたらしいんですけども、これはそれだけじゃなくて、実

は1から7までの非常に幅広い分野の、行政分野を対象としているわけでありまして、とりわけ集約化とか複合化の作業あるいは長寿命化、先ほど行政報告にもありましたが、焼却場のじゃない、斎場組合、これも、これらも長寿命化事業で対応しようという一つの在り方であらうかと思います。

ですから、それらについては全部充当率であるとか交付税の措置率、全て細かく書いてありますので、総務省のホームページにも当然出ていますから、参照していただければよろしいかと思います。

次に、実はこれらの、新しい形式の財務諸表の活用方策はどうかということであります。さきの質問3の1でご答弁のとおり、財務書類の活用については別添資料の3というのを渡してあります。資料の3です。そこでのとおりで、統一的な基準による地方公会計マニュアルで示すとおりであります。個別な要件を現況と照合させると、対応させると書いてあります。一部着手済みの作業や広域連携で検討中のものもある。広域で連携のものは、未収債権の徴収体制の強化ということが広域連携の会議で議論されておりますが、こういったものもそのマニュアルの中に書いてあるんです。

改めて行政内部の活用や外部の活用を考慮すると、特にミクロ的な視点では行政側の問題意識の持ち方、これが大きく作用すると思われます。結局、そういう問題意識を持たなきゃ、そのままずっと流れていって何も無いよということになってしまいますが、常に問題意識を持たれている現岡部町政におかれては、ここで今の前提である人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うことに繋げることが求められている以上、当局は、この問題に対してどのような認識をお持ちか、その活用方法についてどういう認識かということをお答えいただけますか。どなたでもいいです。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今後もさらなる人口減少が加速していく中で、限られた財源をいかに活用していくかが強く求められていると認識をしております。

このため、財務書類等を活用する中で、予算編成時にライフサイクルコストを踏まえた施設整備の検討、あるいは既存施設のコスト分析による統廃合も正面から取り組まなくてはならない時期に来ていると思慮いたします。

加えて、現存施設等の利活用においてはPFIなどの手法も必要であり、静岡県、市町、

企業、金融機関等による官民連携プラットフォームなども参考にしながら、その方向性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

ライフサイクルコスト、先ほど私、第1番目の質問の中で申し上げましたが、実は財務書類の活用方策のところ、予算編成への活用ということでライフサイクルコストという概念がそこで出てくるわけです。いわゆる、じゃ、それはどういうことかといいますと、結局、建設に加え、将来の維持管理運営も含めて必要な支出も含めた把握ということです。予算でいいですと、工事請負費だけではなくて維持管理費を含めた、要するに予算上の複合仕分になるわけですね。

そういった費用も込めてライフサイクルコストという表現を一般的にしておりますが、その中で、さっき私、言いましたミクロ的な視点では、予算編成への活用の中で、今、町長答弁にありましたとおり、ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討を行うということだと思います。ぜひそれは進めていただきたいなと思います。この図表の3、総務省のマニュアルのとおりでありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、これ最後の質問になりますが、最後の質問の公監査包括目的の展開、10段階への対応ということ、これはちょっと長くなるんです。ですから、持ち時間で言えるかどうかちょっと分かりませんが、一通りやらせてもらいます。

これさきの質問で明らかなように、具体的な活用方策は、特に予算審議において資産負債管理とセグメント情報を活用し、予算設定の合理化と業績評価に利用しなければなりません。1番目の内部統制強化議論と密接にこれは関連する問題であります。そして、これら新しい形式の財務書類が完備されると、住民や納税者は、各地方公共団体の財政運営の適切性や合理性を問うことが可能となります。今まで統一的な財務書類がなかったために、必ずしもその効果が上がらなかったのであります。

別添の資料の図表4、これ渡してありますが、こういった資料を渡してあります。その中に、広域公監査はさらに高度な公経営監査に昇華し、昇華というとクリスタル化するという意味です。そして、昇華して実施されるようになると思慮されるのであります。私自身、過去、議選監査、先ほど申しましたが、議選監査を経験し、公営企業会計の静態動態分析、い

わゆる全水協の指標との対比を初めて採用開始いたしました。

今般の新類型区分での観点は、大きく分けて次の3点であり、1番目は行政活動の法規に準拠しているかの法規準拠性公監査、コンプライアンスです。2番目は、行政活動が正しく会計報告されているかの財務報告監査、これは俗に言う月例監査から決算までに至る一連の作業をいっております。3番目が、行政活動が効率的、効果的に実施されたか、実行されたかの業績公監査で、さらに図表4の1から10に分かれております。これ細かく言いませんが。

そして、さらに行政成果公監査の内容であります5から10の監査類型では、多様な指標が用いられています。そして、これらの指標に求められる特質性としては、目的適合性であるとか有用性もしくは完全性など、1から15までが監査対象としているコンプライアンスの観点及び経済性、いわゆるコストの低い購入であったかどうか、それから効果性、能率のよい運営であったか、それから有効性、効果の達成、合わせて3Eといいますが、それに基づいた監査の結果を監査部門に示していただき、議論すべきでありましょう。

そして、行政評価を効果的に実行できるようにするためには、行政活動の目標値が数値化されていなければならない、これは地方創生室で今やっておりますKPIとはまた異質のものであります。KPIは、そのほうが、交付税措置があるという前提がありますが、これは別なんです。そういった目標指標を各部署に設定させ、その合理性とともに達成経過をどのように評価し、以後の行政活動に生かしていくかについて審議、活用すべきであります。ここでは、当局内部で行政成果を達成するための計画やその具体的な実施プロセス、結果報告の分かりやすさと正確性、当局のリスクへの対応の妥当性を含めて検証する必要があります。

そして、最後に行政成果の達成度の検証や行政成果の結果への行政当局の対応の監査となりますが、議会人として公監査の進め方のQC、いわゆるクオティコントロールであります。ほかの自治体との比較、ここでいうQCは、その妥当性、そして結果の役所内での活用、そしてこれらに基づくインセンティブの付与やペナルティーの付加のような政策の進め方を当局自ら外部の評価として行うことによって、その効果がプラスとなるのであります。これは先ほど言いました日本公認会計士協会の先生の本にもそのように書いてあります。

具体的な図表のA、これはページ、渡した、19ページから21ページまでの4ページになっていますが、そこで示す各段階をご参照いただきながら、本町の公監査システムの現況はどの段階までか、そして、今後の公監査に対して当局のどうあるべきかという認識を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公監査とは、正確性及び真実性の観点から、財務諸表監査のみならず法規準拠性監査及び業績監査を含む包括監査であり、近年では特に公監査の特徴である業績監査の重要性が注目されております。現行制度においては、都道府県、指定都市、中核都市に義務づけられ実施されていると認識しております。現在、本町では、義務づけられている月例出納検査、決算審査、定期監査等の財務監査のみの実施となっていることから第4段階までの実施となっておりますが、任意監査となる業績監査においても、公的説明責任の面からも極めて重要であると考えますので、今後もその対応に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 答弁には限界があるのは重々承知しておるんですが、実はこれは町長の腹で1本だと思っんです。おい、もっとこの辺まで研究してみようじゃとかね、それを監査部門だけじゃなくて幹部会でそういうのを提案していただきたいと思っんですよ。今言ったPDCAの循環サイクルとよくいろんな、事あるごとに言っていますけれども、じゃ、それは今言った公監査と連結して初めてそれが実現されるということはよく理解していただきたい。理解していると思っますよ、町長ですから。ですから、そういうこともお願いしたいと思っます。

今の答弁書は監査部局の見解だと思っんですが、予算と決算監査の関連を通じて、本町のような基礎自治体でも公監査の取組は求められているのであります。トップ自らの高度な意思決定が求められることから、それを改めて、あえて述べると、ちょっと4つほど言わせてもらいます。あと3分ありますので。

行政の目標管理の進め方の監査、これステージ1から4なんです。あと、行政成果の目標達成の実行プロセスの監査、これはステージ5から6、それから行政成果の達成度の監査、7から9、それから行政成果の結果への行政者の対応の監査、10から15、さっき言った15、などが考えられています。

時間の都合で全て言い尽くせなくて、個別問題等は決算委員会等で質疑しますが、最後に、私たち議会人は行政運営の効果を公経営監査の観点で正しく分析、評価して、監査人とは別の視点で開示する必要性を強く訴え、一般質問を終わりといたします。ありがとうございます。

した。

○議長（清水清一君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで11時ちょうどまで休憩とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（清水清一君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員の加畑です。よろしくお願いします。

前回の6月の議会が、ちょっと先ほども行政報告にもありましたけれども、緊急事態宣言のさなかに準備ということでして、一般質問の人数が極端に少なかったという形で終わりました。今回の9月議会は、その分と言っては何ですけれども、当局側に聞きたいこともたくさんあるということで、今回その質問がたくさん出ておりますけれども、私もその点について質問に入らせていただくわけですが、実は私が聞きたいのは、7月22日から始まったGoToトラベルキャンペーン以後の話が中心になってきます。

その前に、その緊急事態宣言のさなか、様々な緊急対策、町のほうも1市5町足並みそろえてやったという形の中で、定額給付金、特別定額給付金、先ほどの行政報告の中でもありましたけれども、8億770万円、これ私、非常にすばらしい結果だと思います。というのは、このお金、辞退するというような形をとる人も見受けられた中だったんですけれども、僕はそういう持論を持っていませんので、これはせっかく国が配るという話ですから、一度はしっかりと町民の皆さんがもらって、自分の通帳の中に入れて、地域で経済を回すという形

の中でも、これは多くの人にもらってくださいと、できれば100%という形の中で当局の方々が非常に努力された結果だと思います。

記憶の中では1人だけ辞退したというような結果を聞いて、3人、そこはすみません、知りませんでした。そうですか、本当は全員もらって全員で地域の中で使ってもらえればと思ったんですけれども、この結果もここへ出ていましたんで、非常にすばらしい結果だなと思いました。

先ほどの話の中にありました、町長のお話の中にありました4月7日から始まって5月25日に全国で解除した緊急事態宣言だったんですけれども、その解除された後に地方の観光地、ここは夏を迎えたわけです。その中で非常に肝を冷やすといいますか、リスクが高いという時期を皆さん、迎えたわけですね。その中でまずお聞きしたいのが、題名としてはコロナ禍による生活環境変化への長期的ビジョンの構築という話の大きなテーマの中で、まず海水浴場の対策はできていたのか。

これは長期化した場合のためにも含めて、その点をお聞きしたいというのは、ちょうど下田市長が7月6日から就任しまして、10日間の間で下田モデルという独自のモデルをつくりました。これ伊豆急下田駅の降りたところでサーモグラフィーによる体温を測ること、それから非接触による、おでこにびってやつ、あの体温の測り方、それから、海ではリストバンドをつけてちゃんと体温測定したよというような対策を取りました。これひとえに大変な作業だったと思うんですけれども、それに比較して、周りではそういう対策をしないままこの時期に入ったというところもあります。

結果的といいますか、後からちょっと論調変わるかもしれませんが、まず私がお聞きしたいのは、7月22日のGo Toトラベルキャンペーンが始まる時点での対策として、十分な対応は取れていたかどうかという点についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

行政報告でも触れましたが、コロナ禍における夏期シーズンを迎えるに当たり、海水浴場の開設に向けて、6月下旬に海水浴場等における新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインを制定し、海水浴場や売店、駐車場など、それぞれの運営者が行うべき基本的な対策を定めるとともに、海岸地区に対しては感染症拡大防止に関する注意喚起事項の看板設置、来訪者へのチラシ等の配布などをもって啓発の強化に努めてまいりました。

加えて、南伊豆町観光協会が主催する宿泊施設や飲食店舗を対象とした新型コロナウイルス感染症防止対策講習会などを実施し、観光客の受入れ側としての体制整備などが確認されたところでもあります。また、海水浴場の開設で懸念されるライフセーバーの人員確保においては、特定非営利活動法人南伊豆ライフセービングクラブの全面協力を受け、例年と同様の体制の下、海水浴場の開設が可能となりました。

ご指摘の下田モデルについては、下田市における新型コロナ対策を官民一体で行うとした全体像ではありますが、それぞれの自治体において、国から示されている一般的な注意事項を遵守していく中で新型コロナ対策に取り組んでいるものと認識しております。海岸部分については法的にも規制は困難であり、海水浴場が閉鎖されても海に入ること自体を制限することとはできません。感染症拡大防止の視点から、海水浴場の閉鎖措置も適切な選択肢であると思いますが、観光振興面も含めた中で海水浴場の無秩序化によるリスクも極めて大きいことから、これを総合的に判断させていただきました。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） 行政報告の中でもありました答弁の内容で、そのとおりだと思います。

私は、当時の記憶でいきますと、Go To トラベルキャンペーンがいつから始まるかというのは分かっている中で、前段でももう少し準備をすべきじゃなかったかなという気持ちがありました。というのは、これ下田モデルが非常に分かりやすかったというか目立ったと、テレビでも取り上げましたんで、ポスターも下田市在住の漫画家の先生のポスターも使いましたんで、非常に目を引いたわけです。

その中で結論として、今、町長が言った対策を打って間違っていなかったということは結果として分かったんですけども、当時の気持ちとしては、多分、海関係の人たち、もう少し対策が欲しかったという気持ちがあったんじゃないかなと。確かにポスター１つとっても、ポスターを書いたからといって感染者が減るわけじゃないんです。ただ、そのポスターと同じような形を事前にチラシで配布するとか回覧板の中に入れるとか、例えば小さな店舗にしてみれば、そのポスター１つあるだけで、お客さんが来るときにマスクを必ずしてくださいとか、消毒スプレーしてくださいとかという対策はできたんじゃないかという声が実際は聞こえてきたんです。

その時期のタイミングのずれというのはあると思うんですけども、その点がもう少し早

めに対策ができなかったのかなというところと、それは各方面の業界団体のほうから、例えば実際オファーがなかったというんだったら、僕は、それはしょうがないと思うんですけども、実際、私が聞いている範囲の中では、いろいろ頼んでいる中でタイミングが合わなかったのか、うまく伝わらなかったのか、実際のG o T o トラベルキャンペーンの前段階で十分な準備ができたというような印象は持っていないんです。その点はもう少し改善することができたんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

下田モデルは下田モデルとしてなんですけれども、うちのほうにつきましては、先ほども町長が答弁したとおり、関係者を集めた講習会、それとその際に店頭というかお店に貼っていただくポスター、注意喚起をするためのちょっと大きめのポスターはつくらせていただいているというところですが、ただ、それが早かったか遅かったかというのは、ちょっと前もってもう少し早めに取りかかればよかったかなというところもあるかと思いますので、また今後に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4 番 加畑 毅君登壇〕

○4 番（加畑 毅君） ありがとうございます。

それから、聞いておきたいのは、実際の海の関係で、夏を迎える前にちょっと読み違えるところというのは、我々も含めてあったと思うんですよ。これは湘南の海岸の地区のほうが海を開けないよということで、そこの海に行くべき人が多分、行くべきというか行くであろう人がだんだん南側に寄ってくるんじゃないかと、人がたくさん集まるんじゃないかと、すごい危険な状況になるんじゃないかというような中で夏を迎えたんですけども、実際開けてみれば、海開きしなくても人はやはり海岸にささって行くわけですね。

当然そこにはルールがないですから、サーフィンやる人、マリンスポーツやる人、泳いじやう人、関係なしに入り乱れて余計危険な状況になったと。ちょっとここまで言うこと聞かないのかと思って僕はちょっとあきれたんですけども、もうちょっと日本人は聞いてくれるのかなと思ったんですけども、そんな状況が実際あったわけですね。それも含めて、それでもやっぱり海開きしているところに人が集まったのかなという印象はあったんです。

実際、静岡県の独自の、独自ですかね、警戒レベルを決めたじゃないですか。あの中でレ

レベル4になったときの判断基準というのは、これは各地の首長さんにとってすごく大きな負担になったと思います。実際、うちの町は、レベル4にいくとライフセーバーにも制限がかかるというような状況だったと思うんですけども、そんな中でも継続したという形がありました。あのときの判断というのは、どういう基準で、どんな思いで判断したのかというのを聞かせていただきたいです。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

レベル4が宣言されたときに、当然、町としても、制定しましたガイドラインでは、レベル4で海水浴場の閉鎖ということも一応うたっていました。しかしながら、レベル4になった要因が浜松のほうでのクラスター、それから熱海で出たクラスターということで、賀茂圏域では特別影響ないなというのがまずありました。それで、県のほうからも各地区の観光施策は継続してやりなさいという通達も出ましたので、影響もないし、県のほうでも言われているので、南伊豆町としては引き続き海水浴場の開設を続けようという判断に至りました。

以上です。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

レベル4以外に愛知県のほうで特別警戒が出たときに、ライフセーバーの関係で下田市のほうは整備ができなかったという話の中で閉鎖したという経過があります。うちのほうは、ライフセーバーとの協議の中でその部分というのは特に細かくというか、より4の中という判断ではなかったものですから、引き続いてそのままライフセーバーのほうに体制を組んでいただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

あの段階では、レベル4という形が出たら制限しなきゃいけないような雰囲気が世の中にあったと思うんですよ。結果から言えば、浜松のクラスター、熱海のクラスター、何でその影響でこちらまで影響受けなきゃならないというのは実際思った人もいると思うんですよ。その中で判断されたというのは、結果的に見ると、これはすごくいい判断されたと思います。

ただ、当時、不満に思った町民がいたということは確かだったんで、それをちょっと今、それ以上言うつもりはないんですけども、ということ踏まえまして、これから論調がちょっと僕、変わるんですけども、実際にあれだけ怖がらせた、これマスコミの力だと思うんですけども、怖がるような状況をつくっていったのが今の日本の状況だと思うんですけども、開けてみれば、賀茂郡の中で東伊豆に1人、これ公式に1人だと思います。それから、我が町で30代の女性の方ですよ、1人。これは公式じゃないと。

この結果を見て、僕はG o T o トラベルキャンペーンが始まる前の段階では、この1市5町の中で30人、40人陽性者が出てもおかしくないと思っていました。それでも回さなきゃいけないと、そういう中で覚悟していたんですけども、実際に開けてみればこういう状況なんです。ただ、これは関係者の人たちが相当苦勞して一生懸命やってくれた結果もあると思いますけれども、ちょっとマスコミの情報がひどいんじゃないかと私は思っています。ですから、ここに惑わされることなくレベル4のときには判断されたんだなと思います。

それを踏まえますと、今後もちっとその見方というのを変えなきゃいけない部分があるんじゃないかなと。これは相当厳しい判断だと思います。ただ、これまでのテレビからの情報から見ると、とにかく連日感染者数だけを流していると。検査数はなかなか言わないと。後半になってからは、検査数が実は増えているから数字も増えるということがだんだん分かってきたと。

今度は見方を変えて、クラスターの数ばかり言うとか、帰省したお客さん、お客さんじゃない、家族の中の感染のことばかり言うとか、しまいには累積の数を言ってみたりか、こうなると、治療して治っている人のことは言わないでどんどん不安をあおっているばかりの状況が続いています。

そんな中で、実数として賀茂圏域の中では、非公式を含めて2人だけだったんですよ。だとすると、今後やはり独自の考え方で対策を打っていかなきゃならない状況が来ると思うんですけども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

やはり、この南伊豆町をはじめ伊豆全体として観光立町という、観光立県という観光が大変重要な地域だと思います。当然ですけども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、町民の方におかれましては、かなり県外ナンバーが来ているよと、観光客が多いよということで

危惧される声は私どもも聞いておりますが、やはりそこは、もう2月から、このコロナの騒ぎになってから、町民の方にはお伝えしているように、正しく恐れてくださいということで、私も「どうするの、町長、県外ナンバーがたくさん来ているよ」と言われるんですけれども、「その県外ナンバーの方と一緒に食事しますか、一緒に寝泊まりするんですか」と言うと、「いや、しないよ」ということですので、やはり正しく恐れてもらう。ご自身ができる対策ですね、手指消毒ですとか、咳エチケットや密を回避するという、そういう行動が感染を自分がしない、感染から自分を守るという行動だと思いますので、しっかりそれをしてもらう。そして、観光客の方には来てもらう。Go Toキャンペーンも来月になると東京が除外されるかもしれないというお話のある中で、これから南伊豆町は伊勢海老まつりも始まりますので、多くのお客さんを招きたいなというふうに考えているところですので、やはり受け入れる体制もしっかりと正しく恐れていただく。それから、観光客の方もルールを守って、この地域に観光に来てくださるというのが、この夏、私もいろいろなところを見ましたけれども、そういうふうに感じましたので、宿泊施設やいろいろな皆さんのご協力もありますけれども、観光客の方もやっぱり気をつけているということですね、そのところはお互いが気をつけて、しっかりとお客さんを受け入れて、経済を回していかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 答弁ありがとうございました。

夏の始まる前の状況からの質問で、あと今現在どう思っているかという質問だったので、最初の私の切り口と若干論調が変わって矛盾があったかもしれませんが、その点はご理解いただきたいと思います。

この状況になって、コロナに対しての不安というのは、今町長言われたように正しく恐れよということで、これは一致するんですけれども、実はこのコロナのきっかけというところちょっと不謹慎ですが、影響によって、都市集中型から地方分散型に生活様式が変わってきたということは、実際にこれはあったと思います。

実際、増田寛也さんが以前に「地方消滅」という本を書いたときに、これから先は地方に分散していく時代だと、じゃなければ地方が消滅してしまうと、都市部は人口ばかりのみ込んでしまっ、そこにはブラックホールみたいな形で生産的なものはなんだというような

本を書かれました。それはもう結構前の話だったんですけれども、そうは言っても都市から地方へ分散するというのは、理想かもしれないけれども、なかなかこれは現実的にはできない、これが実際のところだと思います。

ただ、今回の事態に関しては、そうではないんです。実際に都市部から地方へ人が分散するという形が出てくると思います。その証拠に、例えばテレワークを象徴するリモート会議というのがありますよね。実際に今まで会社に行っていた、働いていた状況を変えてみた、これはもうコロナの影響で致し方ないから変えてみた、ところがやってみたらできてしまったと。これは集中していく、都市型に集まる意味が別にあるのではないかと、集まる必要もないのではないかとという形で、これから先、仕事のスタイルが変わっていけば、当然過疎地域に指定されている我が町みたいなところにはチャンスになると思うんです。

実際に新聞にも載っていた記事をちょっと紹介させてもらいますと、AIを使った研究によると、2050年に日本が持続可能であるためには、地方分散型社会の重要性が明らかになったと。経済、少子化、環境等約150の指標をかき合わせて2万通りのシナリオを分析した結果、日本の持続可能性にとって最大の分岐点となるのが、都市集中型か地方分散型かであることが分かったと。地方分散型のほうが、格差や健康、幸福の点で優れており、その分岐点は2025年から2027年、あと5年から7年したら、その時期が来るという読みをしている人が多くいるということです。

これに対して、どう準備ができるかということを提案したいんですけれども、実はどう準備ができるかというよりも、我が町は既に準備している状況にあるということが私の中では自論としてあります。それは、空き家バンクの制度、これは非常に先行してうちの町は進めております。もう10年以上、始めてからたっていると思います。賀茂郡の中では、相当進んだ状況で、爆発的に人口が増えたわけではないんですけれども、人口が多く入ってきているということは事実としてあります。

それから、もう一つ、ワーケーションの推進ですね。これは趣味も兼ねて仕事もしながら、先ほど言ったテレワークを利用して月に何回か出社すれば、あとは田舎で暮らせるというような生活スタイルが出てくるのではないかとこのところがあります。まずこれを町長にお聞きします。そういう形に変わっていくということ、町長もそういう認識はされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全国の都市部を中心とした新型コロナウイルス感染症の広がりが一向にやまない状況の中において、在宅ワークやテレワークなどの働き方改革に加え、都市部から地方への移住、サテライトオフィスやワーケーションなどが注目されております。また、ご指摘のとおり、京都大学広井教授のA Iを活用した日本の持続可能性に関する研究では、地方分散型社会の形成が日本社会の持続可能性にとって望ましいという提言も示されていることから、改めて東京圏への一極集中の是正と人口減少抑制に向けた地方の取組の重要性を感じております。

ご承知のとおり、本町では、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前から、東京圏の人口一極集中の是正と人口減少の抑制を目的とした空き家バンク事業やワーケーション事業など、取組を進めていることから、今般の危機的状況をチャンスと捉え、さらなる関連事業の推進と受入れ態勢の強化について、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今の答弁で、町長と方向性が同じだということを聞いて安心しました。この方向性で行きたいと思います。

1つ、ワーケーションの話が出たんですけれども、実はこの取組というのが、僕も恥ずかしながらあまりよく理解していなかったんですけれども、我が町がすごく進んでいるということをやその町の議員から聞きまして、これは名前を出しても構わないと思うんですけれども、河津町の大川議員から問合わせをいただきまして、下田市の取組をしている樋口課長からワーケーションについての話を聞いたところ、南伊豆町が進んでいるよということを知ったということで、実は大川議員が来ました。8月6日、役場に来てもらいまして、そのとき説明を受けました。担当課の担当者の方が説明してくれたんですけれども、非常に内容が分かりやすく、河津町でもやっていこうという雰囲気になっていますし、実際これは、この賀茂圏域の中でうちの町がリーダーしていくのではないかなと思うんです。これを、もう一度、その様子、それから今後の展開も含めて、担当課長のほうに説明をこの場でいただきたいと思うんですけれども、それはよろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 齋藤重広君登壇〕

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

本町では、平成29年度に総務省のサテライトオフィスモデル事業の採択を受けまして、「南伊豆るプロジェクト」を立ち上げて、企業誘致の手法の一つとしてサテライトオフィス業に取り組んでまいりました。国におきましては、オリンピック開催に伴う混雑緩和策として、企業のテレワークが推奨されまして、ワークショップという新しい働き方などが推進されてまいったということです。

このような中で、賀茂地区におきましては、いち早く民間主導で取り組んだ下田市や空き家を活用したシェアオフィス事業に取り組む東伊豆町との3市町をもって、ワーケーション研究会というものを立ち上げて、情報交換を重ねてまいりました。

また、昨年11月には、京都府、長野県などを含めた1都4県42市町村によるワーケーション自治体協議会の設立にも参画した中で、東京の秋葉原で開催された発足式には町長も参加した中で、国の関係機関、ワーケーションに関心の高い全国の自治体のほか、企業の方々とも交流をしてきたところでございます。

他の自治体の状況を見ますと、民間主導による事業推進が主流であります。南伊豆町におきましては、行政が積極的に関わりを持ち、近隣市町との連携を持って企業の進出支援を進めておりまして、今年の7月には新規サテライトオフィス企業の誘致に成功をしてきたところでございます。

今後もワーケーションユーザーとして来町して、地域や町民活動に関わる人や企業が町を支えてくれる仕組みづくりの構築を目指しながら、持続可能な南伊豆町ワーケーションモデルの確立というものに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございました。

先ほど言った、8月6日のときは、実は課長も同席してもらいまして、様子も分かっておられると思います。あのとき、僕は担当者だけが来て説明してくれるのかなと思ったんですけども、課長も含めて4人来ていただきましたので、あそこはやはり何か今後展開に力が入っているという印象を受けたんですけども、そういう意図があったんでしょうか。ちょっと聞いてみたいです。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 齋藤重広君登壇〕

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

加畑議員経由でお話をいただいた中で、町の紹介というものを含めて取組を説明させていただいたということでもあります。

今後も、事業者さんも今いて、今週かな、来週かな、また町の事業者と併せて全国的な事業展開というのか、そういう情報収集の会議も定期的に行っていきたいと思いますので、また今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ありがとうございました。

あの後、実はその話が多分広がったんだと思うんですけども、地元の企業さんのほうから、町とタイアップして何かワーケーションの話ができないかというような話も実際に来ました。やはり、あれだけきちんと説明ができるという準備ができていますと、私のほうも自信を持って説明ができるわけですよ。僕は説明できないんですけども、自信を持って推すことができるわけですね。あの担当課に聞けば、きっちりやってくれますよと。あの体制は非常にいいなと思いました。

今日は30分という中で質問させてもらったんですけども、夏前の町の雰囲気から約1か月半ですね、もう8月が終わって9月になってのことなので、その時間的な推移も含めて質問させてもらったんですけども、もう実際に単純に怖がっているだけではなくて、どうしたら正しく怖がっていくのかということころは、やっぱり行政側からきちっと示していくべきだろうなと思いました。というのは、示していないという意味ではなくて、僕はこの判断が結果的には正しい方向でいったんだと、その裏づけというのは、きちっと数字をもって今後も判断していってもらいたいということで今日は質問させてもらいました。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 谷 正 君

○議長（清水清一君） 5番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） まずは、6月の定例会のときには、このコロナの関係で職員の方々が、残業が多くて、非常に国・県の事務が大変だということで一般質問を遠慮したんですが、今回、ある程度一段落したと思いましたので、質問をさせていただきます。先ほど午前中、同僚議員が質問をしました中に、私の質問とダブる面があると思いますが、それらについてもよろしくお願いいたします。

まず、この1番と2番がありますが、これにつきましても、町、それから県、国の施策なんですけど、これも全部が現下の情勢の中で、コロナの関係であるものですから答弁をよろしくお願いします。

まず、1番目に、持続化給付金と南伊豆町におけるみなし法人の関係でございます。

まず、南伊豆町におけるみなし法人の現状、事業とか課税状況とか、現況、これにつきましては、国のほうの持続給付金、これが中小企業は対象が200万、個人事業者が100万という形で、いろいろ経産省のほうでホームページに直接対象者が申請して、南伊豆町の場合は、たしか商工会が窓口になって事務を進めていたと思うんですが、それらについてまず質問をお伺いします。

これは、まず細かい話なものですから、法人関係の担当課長の答弁をお願いしたいんですが、まず法人数、これは法人税法に俗にいう法人、みなし法人も含んで答弁をお願いしたいと思います。それで、給付金額につきましては、商工会のほうだものですから、大体どのくらいといった話で結構です。個人事業者の数とかそういうもの、それから、これは任意団体となっている法人、みなし法人をこれは含むということで、南伊豆町ですと俗にいう町内会、区なんかも法人税法のいう34事業の収益事業を行っている町内会については、いわゆる法人

税の適用があるというような法律の規定にあると思いますが、それらをひっくるめて、お願いしたいと思います。

税率につきましては、たしか所得が800万以下の場合19%でしたか、国のほうは。800万以上が23点幾つだったと思います。それで、法人町民税については、いわゆる町、市の条例で規定するというような形があると思うんですが、それらについてお願いしたいと思います。

まず、収益事業を営んでいる南伊豆町におけるみなし法人というのはどのくらいあるのか、把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） お答えいたします。

本町における法人数では232件、そのうち人格のない社団等として登録されている団体は17団体、個人事業者数は838件であります。

持続化給付金につきましては、おのおのが直接申請を行うこととなっておりますので、こちらでは正確な給付額の把握は難しいところでございます。

人格のない社団等として登録されている団体の事業種目としましては、不動産貸付業、駐車場、観光農園、その他サービス業、渡船などが主なものとなっており、令和元年度での課税状況では、法人税割額で19万2,800円、均等割額で85万円、合計で104万2,800円となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、担当課長のほうから答弁をいただいたんですが、その中で、今の町民課長が把握をしていると思うんですが、問題になります17事業所ですか、838については、その個人の方が直接経産省のほうへ該当の場合は申請していると思うんですが、この17事業所というか、法人税のみなし法人の関係が問題になると思うんですが、これはいわゆる法人中小企業を対象とした、いわゆる持続化給付金の200万の対象になっているのか、なっていないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） これらの団体につきましては、国のほうで該当から外されてい

るというふうに伺っております。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうした場合、みなし法人ではない法人、いわゆる中小企業法人の事業者の200万の該当はしないよという答弁でよろしいわけですね。

その中で、そうしますと、じゃそれに代わる個人事業者の100万の該当はしていたのか、していないのかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 齋藤重広君登壇〕

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

その17事業所というか、その部分については、把握はうちのほうでは今のところはできていない状況にあります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうした場合、最悪のことを考えた場合、中小企業の200万、個人事業の100万ももらえないということの考えも出てくるわけですね。その人たちについての考え、これは2番目の南伊豆町におけるみなし法人等の持続化給付金の現状という形であるんですが、これらについては、仮に先ほど答弁をいただいた中小企業の法人の200万はもらえないよと、かつ個人の100万も給付されないよという形の中で、課長の答弁の中ですと、法人税、法人均等割、法人所得割を含めた税金を南伊豆に納めているわけですね。その辺の関係を、町としてどう思うのかと、ただもらえないからしょうがないよというので、救済措置を全然考えていないのか、それとも、町独自でそういうものを考えるのか、そういうお考えがあったら答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

現状においてでございますけれども、持続化給付金の申請状況については、先ほど来ちょっとお話もありますが、正確な部分まではちょっと把握はできてございませんが、商工会が取り扱った申請については、8月20日の時点で個人事業者の申請119件のうち100万円の支給

決定が109件、売上減少の度合いにもよりますが、19万から88万円以下の支給決定が10件、法人事業者による申請では、4件が200万円の支給決定を受けたというふうなことは伺ってございます。

また、申請要件である法人についてでございますが、「組合」もしくは「連合会」、または「一般社団法人」であっても、正式に法人登記されていることが必要となっておりまして、法人登記のない任意団体等については対象となっていないというのが、これはもう議員もご承知のとおりだというふうに思います。このため給付金申請時には、法人、団体ではなく、本来の個々の事業者の個人事業主として申請をお願いしているというふうなことを商工会のほうからは伺っております。当然、これ今後も法人税のほうをうちのほうで徴収をしているとか、それから、今回の給付金というものは、これは議員のほうは一体に考えたいというところはあるかもしれませんが、基本的に当然、持続化給付金は国の制度でございますので、国のほうの判断というのが原則になっているところがあります。

ただ、この給付金の給付状況、こちらのほうも踏まえた中で、町といたしましても補完可能な支援体制などは検討していきたいというふうに考えております。地方創生の臨時交付金の関係もありますので、そちらを財源とできるとも思いますので、その辺も含めた中で今後の検討ということをお願いをしたいと思っております。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、副町長から答弁いただいたんですが、17のうち代表的なものというのは、ある二、三の区の夏期の有料駐車場だとか、いろんな関係、当然法人税を払ってまして、町民課長の答弁の中に均等割とか税金を頂いているという、それは副町長が言いました、切り離してというような考えも、国の政策だからあるかもしれないという、それはそれとしての考えなんです、町長のほうにちょっとお伺いしますが、これらが国の交付金だとかなんかから外れた場合、いわゆる観光とか何とかという、観光とか漁業とか農業とかというのが町の基幹産業であるということを標榜している南伊豆町として、町単独で、僕らの一般質問の中では、私が今幾らにしろという話はできないんですが、それらの支給を、前向きに検討するという、いわゆる町独自の施策を行うという考え、これはそうすれば持続化給付金の中でも経産省への締切りとか何とかは関係なくできますよね。というのは、これは長引くという、後からの2番目の質問の中でもちょっと質問しますが、こういう実態が日本の場合は先進国の中でもなかなか長引いて、立ち上がりが遅いではないかというよう

な話もちろほら出てきて情報として入ってきているものですから、それらを踏まえて、やっぱり持続化という、いわゆる観光業なり何なりの基幹産業の持続化ということを考えた場合、それらの町長の考えというんですか、じゃこうやりますよというような考えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

実は私も、この17事業所は申し訳ないですが、全ては把握していません。ですけれども、そのうちの1つの事業所さんとお話しをしました。その中で、やはり持続化給付金が、200万円が対象にならないということで、大変残念な思いをされていましたが、個人的に100万円のほうを申請したということは聞いております。しかしながら、今後、その17事業所の方々が、どのようにお困りなのか、それから、詳細は、私どもはつかんでおりませんので、先ほどの答弁にもありましたように国の事業ですので、国のほうに全て情報が行っているというところもありますので、そういう17団体の皆さんが、17法人の方が個別にまたご相談いただければ、どのように困っているか、また、その収入減の状況を確認した上で、いろいろな、先ほど副町長が答弁しましたとおり、また新たな対策を考えていかなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それは、ぜひいろんな国の施策、今回のコロナ禍の中における国なり各自治体の施策の中で、やっぱり末端のほうの事業者なり何なりにいきますと、いろんな不満、不平がマスコミでも流されているものですから、少なくとも南伊豆の、何回も言うようですけれども、いわゆる農林業、それから観光業について基幹産業ということであれば、少しでもそういう事業者に対しての手助け、手助けという言葉が適当ではないかもしれないけれども、そういう形を考えていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

2番目でございますが、経済財政運営と改革の基本方針2020と、いわゆる南伊豆、本町でございます。これは、経済財政運営と改革の基本方針2020というのは、俗にいう骨太の方針ということで、2019年、まだ一般にマスコミ等で流されてきまして、南伊豆の施策の中にも

そういう形で行政事務事業を進めてきていると思うんですが、それらについて細かく7つほど質問を分けてあるものですから、それらについてご答弁をお願いします。

マスコミ等でご存じだと思うんですが、今般のこのコロナの感染症につきましては、十何年前のリーマン・ショックのときは、GDPがマイナス17.8%、今般の新型コロナの影響というのは、先日発表されましたが、年率換算でマイナス27.8%という形で、日本の社会全体に非常に深刻な傷を負わせていると。先日、4月、5月の企業の株主総会等では、半減された決算もありますが、本格的に決算数字が出てくるのは、この年末から年明けにかけての数字が非常に悪い数字が出てくるということで、国のほうの財政も相当逼迫するんじゃないかというような形があります。この俗にいう骨太の方針につきましては、本来でしたら昨年までは6月の半ば頃閣議決定されて公表されていたんですが、このコロナの影響で7月17日に公表されて、閣議決定されて一般に流されているのが現状だと思います。

その中で、今までの構造的な問題というのは、少子高齢化の進行とか生産性の低さ、それから、先ほど同僚議員が言いましたが東京一極集中、第4次産業革命の到来とか、エネルギー環境制約の高まり、これは俗にいう南伊豆の第6次総合計画にも記載されております国連が提唱しておりますSDGsの精神等もこの中に今年の場合に入っているというようなことでございます。

それから、現在も台風9号、10号が襲来して大きな被害が予想されているんですが、大規模自然災害の頻発、それから、社会保障と財政の持続可能性とかというのが認識されてきました。本来、本年の骨太の方針につきましては、構成が第1章から第3章、1章については、コロナの感染下での危機回復と新しい未来について、それから、2番目が感染症拡大の対応と経済活動の段階的引上げ、第3章として新たな日常の実現という形のあれで、3章の中で構成されていまして、今年の骨太の方針は、コロナ問題が主要テーマになっているということを考えています。それらについて、南伊豆町への影響をどのように考えて、どのように対処するかということを質問させていただきます。

まず、南伊豆町のコロナ前、後の財政調整基金等、これはいわゆる税を含めた推移というか、これは予想でも結構ですが、それらについて、2018年、2019年は当然決算ベース、それから、2020年、2021年、2022年、これは分かれば推定値で結構ですが、それらについてまず伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

決算ベースにおける財政調整基金の残高の推移では、2018年度末現在高では10億4,162万662円、2019年度末で10億5,440万5,531円であります。今年度当初は、新型コロナウイルス感染症拡大により納税猶予による町税の歳入欠陥、拡大防止策の実施による財源不足などから、財政調整基金の取崩しはやむを得ないと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が潤沢に交付され、同防止策の財源が確保できたことから、基金の取崩しは回避できそうであります。

また、普通交付税が前年に比べ大幅に増加されることから、新規積立を実施することで、今年度末残高は11億1,000万円以上を見込んでおり、2021年度末、2022年度末においては、具体的な額については持ち合わせてはおりませんが、2023年度末で13億円の残高を目標としているところであります。

次に、財政悪化の危惧についてであります。基金残高の増減が影響を及ぼす財政指数としては、将来負担比率があります。近年の大型事業の実施などにより、一般会計借入れの地方債残高が増加し、また、今後は伊豆斎場など一部事務組合施設の大規模改修が予定されており、将来負担額の増加がしばらく続くであろうと推測される中においては、これら充当財源となる基金残高を増加させることは、極めて重要な課題であると認識しております。

令和元年度決算における当町の将来負担比率は39.8%であり、国が危険水域とする早期健全化基準の350.0%を大幅に下回ってはおりますが、昨年度のように多額の基金取崩しを余儀なくされた場合は、数値は一気に悪化してしまいます。今後も経常経費のより一層節減に努め、かつ、国・県補助金等を最大限活用することで、一般財源の持ち出しと新規地方債の発行を抑制し、これらによる余剰金を可能な限り基金に積み立て、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それでは、次に、ウィズコロナ、アフターコロナについての南伊豆町の経済戦略といいますか、先日、第6次総合計画が完成して成果品を頂いているんですが、私個人としては、非常に第6次総合計画が完成したときと、現下のコロナ感染下におけるものについてのタイミングが非常に悪かったなという感じがするんですが、それらについての第6次総合計画の事業実施と現下のコロナの関係で、南伊豆町の経済戦略というのはどのよ

うに考えているのか、非常に将来性が漠然として総合計画についても当然変更というのが可能なものですから、それらについて柔軟に対応するというような答弁が予想されるんですが、それらについてお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで経験したことがない想定外の損失や、今後さらに長期化することへの不安や影響などに鑑み、「アフターコロナ、ウィズコロナ」を見据えた、まさに「新しい生活様式」に対応できるよう事業展開が求められていると思慮いたします。

このため、町内事業者が安心して事業を継続できるよう、地方創生臨時交付金を活用した「新型コロナウイルス感染事業者の事業を再開するための支援策」などを適切に講じてまいりたいと考えております。

具体的には、町内の各事業所において、業種別のガイドラインに則した感染症対策を実施し、これら感染症対策に係る「取組宣言書」を町に提出、当該事業所が対策を講じたにもかかわらず万一休業を余儀なくされた場合には、休業または事業の再開に係る支援金を支給するとしたもので、この取組を契機として積極的なコロナ対策への取組強化とコロナに負けない店づくり、安心・安全なまちづくりにつながる支援策として、その成果に期待を寄せるものであります。

また、宿泊関連事業者においても同様に、「観光立町南伊豆町」のための施策として、町民と観光客の安全がしっかりと確保されるという前提をもって、南伊豆版G o T oトラベルともいえる観光キャンペーンや各種イベントを展開することで、町民の皆様の生活と町内経済の回復を図ってまいります。

いずれ近いうちに、間違いなくコロナウイルスに対処可能な医療的措置が確立されるものと信じておりますが、可能な限りの支援体制を整え、町民の皆様と共に、この難局を乗り越えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今の町長の答弁ですと、今までの事業計画というのは見直しの可能性

があるよという形で受け取ったんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年从这个策定に入りまして、当初、その策定に当たるに当たりまして、私も担当の職員との話の中で、この今の時代が10年先を見据えてといっても、なかなかその10年後の姿がはっきりと想像できない部分があります。かなり激動の10年になるかなというところで、細かくその都度見直しができるような、そんな内容の総合計画をつくりたいねという話をしました。今回コロナがありましたけれども、このような総合計画ができあがったということで、見直しに関しては常にやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 同じような質問ですが、答弁をいただくようになると思うんですが、南伊豆町における各種事業計画の見直しによる財政運営と経済・財政一体改革の考え、必要性、これにつきましては、国のほうでは新型コロナウイルス感染症を踏まえた中で、国の歳入の根幹をなす税收、法人税、所得税等でございますけれども、各種の収入の落ち込みを予想して、大幅な赤字国債の発行も余儀なくされているような考えがあるということも聞いています。

また、これは後でも質問しますが、景気対策の重要な施策として考えられます南伊豆町なんかにとっても非常にそういう景気対策というか、景気の下支えの事業という公共事業につきましては、建設国債での対応をせざるを得ないというようなことがささやかれているんですが、この赤字国債の大幅発行ということはともかく、建設国債では、学者さんの考えですと、全部が全部ではないんですが、建設国債は借金ではないよというような考えもあるんですが、それらの認識というのはどのように考えているか。平たく言えば、建設国債は借金ではないよと、いわゆる物が残るから借金ではないよという考え、いやいや建設国債もあくまでも借金だということなのか、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国債には、特例国債と建設国債があり、特例国債は、その性質上赤字国債とも呼ばれ、公

共事業以外の目的で使用する費用を確保するために発行されるものであります。

一方、建設国債は、公共事業を行う際に、国の予算では足りない費用を確保するために発行され、特例国債とは費用の使用目的が異なります。

ご指摘の建設国債であります。建設国債は国の借金ではあるが、特例国債と比べると将来世代への財産的側面もあることから、これは将来の世代に残る資産であれば、今の世代だけでなく将来世代にも受益が及ぶことから、国債を発行し、その負担を各世代にならしていくことが公平であり、合理的なものであるという考え方からであると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） ありがとうございます。

それで、再び4番目の南伊豆町の第6次総合計画との整合性、実現性ということで、ここで再び質問させていただきますが、この先ほど来からお話しています俗にいう骨太の方針というのが、これが現政権というか野党政権が続く場合は、これが毎年6月から7月にかけてこういうものが指針として出ると思うんですが、国でも先ほど来、第3章からなるというような形の中で、新たな日常の生活の実現ということ、これは先ほど来申し上げましたように2009年の骨太の方針からある程度政策転換を国のほうでも始まったんじゃないかというような考えも出ると思うんですが、何回も言うようですが、10年を見据えた第6次総合計画、これは担当課長に聞きますけれども、その大幅な変更というのは、その計画の20%以上を政策変更すると、その基本計画なり実施計画を変更してもいいよというような、たしかあれがあったと思うんですが、その辺のお考えというのは、どのように考えていますか。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

〔地方創生室長 勝田智史君登壇〕

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

議員がおっしゃったパーセンテージのお話ですが、こちらについては、第6次について設けてございません。基本的な考え方といたしましては、構成が前期、中期、後期と3期に分けてつくってあるところでございまして、個別の事業計画の評価と見直しは毎年度実施することになっておりますので、国とか県の政策に大幅な転換が生じた場合には、その時点、その都度、基本計画を含めた見直しを進めて整合を図るということは可能となっておりますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 分かりました。

それでは、次に5番目の東京一極集中型から多核連携のまちづくりということでお伺いします。

まず、東京一極集中問題というのは、古くて新しい問題、テーマであると考えておりますが、今般の新型コロナの中では、先ほど午前中、同僚議員の質問にもありましたが、リモートワークとかテレワーク等の関係が非常にマスコミ等でも賑わしておりまして、ある調査によりますと、そのテレワーク等を行っていた会社の方の60%が、このテレワークを容認すると、また、昨日から今日の新聞等でもありましたが、人材派遣会社の一部上場企業のパソナ、これは千代田区のだ真ん中にありまして、いわゆるその会社の地下に野菜工場を造ってあるんですよ。稲を作ったり、それから、レタスを作ったりして、試験的に、この会社が今回経営の先ほど来言っている一極集中から地方分散化の施策の一つで、国の施策にこれは乗ったと思うんですが、会長が非常にいわゆるそういう面がなんか非常にさといという方らしいものですから、その関係でいきますと、淡路島へ今後1,200人の社員を移すよと。また、あるほかの調査ですと、経営者の75%がリモートワーク、テレワークも容認しているというようなことが調査としてあります。

そこで、このいわゆる国のほうの骨太の方針の新たな日常の実現ということで考えますと、2地域の推進、これは東京の方が仮に南伊豆なら南伊豆へ事務所なり住居を持ってきて、俗にいう二股をかけて仕事をするというような形。それから、地方での兼業、副業の支援を強化すると、ということも明記されています。南伊豆町、本町でも前々から総合計画の中にもありましたIターン、Uターンの各種の施策、これはいろいろ執って模索していると思うんですが、それらについて、ある意味ではこういうものを中央のほうに発信すれば、南伊豆の人口を増やすとか、起業するかという考えではチャンスではないかと思うんですが、それらについてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、今般のコロナ禍においては、リモートワークやテレワークをはじめとす

る「働き方改革」が改めて注目をされております。

先ほど、加畑議員の質問でも答弁いたしました。本町では新型コロナウイルス感染症が国内に蔓延する以前から、東京圏の人口一極集中の是正と地方の人口減少抑制を目的とした「移住・定住施策」に加え、「サテライトオフィス事業」や「ワーケーション事業」などの働き方、暮らし方改革に関連する事業に継続して取り組んでまいりました。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で、「新しい日常」の実現が大きなテーマとなっていることから、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の危機をチャンスと捉え、関連事業のさらなる推進とこれらの取組の強化について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長の前向きな答弁をいただいたんですが、ぜひそれについては、ちょっと私のほうにも個人的に問合わせがあったりしているものですから、それはぜひチャンスという形で、今お話しているものですから、それはぜひお願いしたいと思います。

それで、そういう形の中で南伊豆町が施策をやった場合、そういう働く環境、当然、都会というんですか働いている場合は、いわゆるフリーWi-Fiだとか、それから光ファイバー、それから、今東京では始まっています携帯電話の4Gから5Gへの試験的な移行というのが、今現実的に東京でも行われているんですが、それらについて、Wi-Fiについては、いつでもどこでもフリーWi-Fiだよというキャッチフレーズ、それから、いわゆる光通信のものについては、より高速通信、大容量のものというのも施策としても経産省のほうでは民間会社を通じての考えとか、それから、現在の皆さんの携帯電話というのは4Gで、いろいろアメリカのほうでも問題になっています5Gの容量の関係ですが、それらについて、もし経産省なり総務省なりのこれは事業になると思うんですが、そういう施策があつてモデルケースとか試験的なものということであれば、県を通じてとか、静岡県選出の国会議員とかそういうものを通じて、南伊豆をモデル地区にして事業を試験的に遂行してくださいというようなことをやれば、そういう働く環境等についてもインパクトを与えると思うんですが、もしあれでしたら現状と、それらについての考えがあればお願いします。

○議長（清水清一君） 企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、全町的なフリーWi-Fiの環境についてですが、七、八年前までは、比較的規模の大きなホテルや旅館等のロビーしか使えないといった状況にあったと認識しております。現在のところでは、弓ヶ浜海水浴場をはじめ、役場庁舎、また道の駅、その他主要町立施設ではフリーWi-Fiの利用が可能となっており、また、町の補助制度を受けた中で、民宿、飲食店などでも広く普及しつつある状態です。

続きまして、光通信の環境整備につきましては、平成28年度を皮切りに、令和元年度には町内全域の光整備が完了し、ブロードバンド通信が可能となりましたが、国内では試験的ということも含めて一部先進地域、人口集中地域において超高速5G通信の導入も始まっており、当該サービス提供事業者の今後の動向に注視しているところであります。

現状において、5G導入への町としての公的支援などは早急に判断する段階にはないと認識しておりますが、これまでも移住・定住施策としてのサテライトオフィスなど積極的に町として取り組んでまいりましたので、アンテナを高くした上で、その可能性についての検証はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それらについては、そういう第一線で働く人、私の甥もアメリカのシリコンバレーに行っていたことがあるものですから、そういうものが当たり前だという話があるものですから、それらをやれば、やはり特急で行けば2時間半で東京まで行けるということで、10時か11時頃に会社へ、あと、7時か8時頃であれば南伊豆まで帰ってこれるというような現状があるものですから、それらについては、ぜひアンテナを高くして、単独でやると、企画課長ご存じのように、決算書にもありますが、2億4,800万円というような支出が補助金でしたか、交付金で今回の決算にのっているものですから、いわゆるモデル地区としてやれば、ある程度国が面倒見てくれるというような過去の実績があるものですから、それらをぜひ考えていただきたいということです。これは答弁要らないです。

次に、アフターコロナの1次産業（農業・漁業・林業）と第3次産業、これは観光ですが、先ほど来より同僚議員のほうでも、観光なり、南伊豆の産業が厳しいよということで、当局のほうもそういう認識はしておられると思うんですが、GoToキャンペーン、これも先ほど来同僚議員のほうからあるんですが、現時点では、東京都を除いて実行しているよ。東

京都を解除するというのは、うわさによりますと、今月中に解除されるというようなことでもあると思います。前の議会の答弁の中でも商工観光課長が言いました「独自に南伊豆の宿泊プレミアム券の発行も考えていますよ」ということでありますけれども、G o T oキャンペーンが1カ月たった中で、現状分析をした民間会社があるんですが、これらについてG o T oキャンペーンの恩恵を受けているのは、失礼なんですが南伊豆における宿泊施設というのは比較的単価が安い施設が多いものですから、それらの恩恵は余り受けないんじゃないかというようなことも考えられるということで、むしろ宿泊単価の高い、俗に言う高級な宿泊施設のほうが、恩恵があるというような調査もあるということなんですが、それらについて、G o T oキャンペーンとプレミアム宿泊券等のコラボというんですか、一緒にそういうものの施策を打つべきだと思うんですが、G o T oキャンペーンは主にエージェントのほうで取りまとめているということで、南伊豆の観光協会についても、そのエージェントの許可がある団体ということを知っているものですが、それらについてのお考えがあればお願いしたいと思うんです。これは課長でも結構です。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） 答えいたします。

国のG o T oキャンペーンにつきましては、昨日あたりの情報ですと、全体で今556万人ぐらい利用者があったという話にはなっていますが、その中で、南伊豆町内という話の中になりますと、やはり旅館さんとかが大口で対象になっているかと思うんです。町内における民宿部分については、個々に申請というものをしなければならないというところで、かなり手間がかかるというところがあるものですから、そこは観光協会のほうで第三者機関という形のもので認められて、そこで証明とかいろいろ出すという、そういう手続はしているようにはありますけれども、そこはそれとしまして、町のほうは、昨日から東京を中心にテレビCMを流させていただいています。その中で、宿泊で5,000円、あと町内の利用ということで3,000円、観光協会を通じて伊勢海老まつりの部分で申し込んでいただいた方にはそういう恩恵が受けられるということで、G o T oよりもお得感を踏まえた中で、それを前面に町としては進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 東京都の人口というのは、大ざっぱに言って1,400万人という数字で

は一般に聞いています。それが仮に1カ月2割動いても280万人ということになるものですから、それらを踏まえた中で、観光協会なり何なりの産業団体連絡協議会というのが当然あるものですから、当然その中で、いわゆる南伊豆一丸となってやるということであれば、過去の課長の答弁の中にも、JR東日本の横浜支社が結構南伊豆に対して面倒見てくれているよと。伊勢海老号という臨時列車も出していただいたという実績があるものですから、それらについては、ぜひお願いしたいと思います。

次に、アフターコロナ、withコロナの第1次産業と3次産業（観光）との活性化ということの同じような質問になるんですが、ご存じのように、今年の夏につきましては、いろんな関係でばらつきがありまして、中木のヒリゾ浜は相変わらず、朝ちょっと遅いと駐車場がないよというような状態もあるんですが、ほかの海水浴場等を見ますと、まだまだがらがらだよというような現象もあるということで、先ほどの町長の同僚議員への答弁にもありましたが、その中で、いわゆる宿泊者に対する食材の提供ということになりますが、まず農業では、ある程度その宿泊施設で使う野菜とか、それから漁業では、料理に使う生鮮海産物等の提供でありますけれども、これについては外部からも入ってくるというような現象も最近は見られるんですが、主に南伊豆町内の農業者や漁業者がその食材の提供を支えておりまして、一部は旧地区、築地市場等では南伊豆ブランドというような形のものがあるんですが、コロナが始まったあれを見ますと、これは伊勢海老漁の関係なんですが、3月の伊勢海老の漁が5月15日で終わるんですが、3月から5月の半ばまでの伊勢海老の漁期とかで3週間ぐらい伊勢海老の値段が、主にコロナに起因する関係で下がったということで、1キロ1,200円とか、一緒にとれたサザエがキロ250円とかというような形で、3週間ほど漁を前倒しにしてやめたというような、いわゆる網の繕いだとか、船の経費だとかを考えるとやらないほうがいいよという形の現実があります。

また、先ほど同僚議員のほうの質問の中にも、今年度の伊勢海老まつりの関係が、これは例年ですと9月20日から始まるんですが、千葉県の実況を人づてに聞きますと、千葉は8月15日に伊勢海老漁が解禁しているんですが、それらについての浜値、卸値単価についても、余り芳しくないよと。昨日、ちょっと漁師と話していたんですが、当初、浜値でキロ2,000円ぐらいいけば上等だよというような声もちょっと聞いたものですから、そういう形の中でいきますと、漁をまた休むというようなことも考えられるんですが、そういうことで現在、伊豆漁協の南伊豆支所については、貝類はあるんですが、伊勢海老は全然ないよと。恐らく例年のように、千葉のほうでとれたやつを緊急的に持ってきて、直売で売るといったような形

をとる可能性があるよということになるんですが、そうしますと、南伊豆のものではないよというようなことがあるのですが、それらについて、仮定の話なんですけど、どういうお考えがあるのかお伺いしたいと思います。いわゆる支援策を伊豆漁協なり何なりと話し合う、会議を持つ用意があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊勢海老まつりに向けた誘客の取組を先ほど申し上げましたが、需要が増えれば価格も比例して上がるものと認識いたしますので、多くのお客様をお迎えすることで生産者側の価格安定に繋がるものと期待するところであります。これは漁業に限ることではなく、観光事業者あるいは来訪者に向けた地場製品の販売・提供は生産者にとっても極めて重要なことだと認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 何回も言うようですが、農業、それから漁業、観光というのが南伊豆の基幹産業であると。これは再度町長に聞きますけれども、こういうコロナの関係があって、新しい日常というような形があって、発想の転換とか、そういうものを、180度認識を変えて行動を起こせというような考えの先生方もいらっしゃるんですが、それらについては、あくまでも農業、漁業、観光業というのは南伊豆の現時点での基幹産業という考えは変わらないですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

はい、そのとおりだと認識しております。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それでは、最後の質問になりますけれども、先ほど来申し上げました台風9号が日本列島を襲っておりまして、10号が今度の日曜日、月曜日に九州へ上陸というような、やはり9号と同じような規模だという予想が出ています。その中で、激甚化・複合

化に関する災害の対応ということなのですが、国土強靱化計画が本年で終わります、3か年で。ですから、来年の3月31日で最終年ということになるのですが、その後の取組というのが問題になるのですが、近年の日本における自然災害というのは、平成28年の熊本地震から本年の2月の九州豪雨を見ますと、南伊豆町における災害インフラというのは脆弱だというような考えも出てくると思いますが、それらについて、国土強靱化、それから先ほど来申し上げます骨太の方針というのを何回も言うようですが、アンテナを高くして対応するべきではないかと思います。

もう一つは、国の基本方針として骨太の方針の2019年度版を積み残したものについては、引き続き実行するという事になっています。またもう一つは、再来年の3月31日に過疎対策特別措置法が切れるのですが、それらについて当然適切な対応をとらなければならないということになろうと思うのですが、それらについて現時点でのお考えを、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年の災害発生状況においては、広域化に加え、想定を上回る大規模被害が頻発しており、本年7月の梅雨前線に起因する豪雨災害などにおいても、1級河川の氾濫が相次ぐなど、自然災害の猛威は目を見張るばかりであります。

このような中、本町では、地震・津波対策等減災交付金や緊防債を活用した各種防災対策に取り組んでおり、本年度からは同報無線デジタル化に着手し、2級河川青野川の洪水浸水深見直しによる役場庁舎自家発電設備のかさ上げ対策事業も進めているところであります。

想定をはるかに超える大規模災害を前にして、これまでの基準による設計強度などではとても対応できない既存インフラ等にさらなる補強が求められておりますので、現在策定中の国土強靱化計画をもって費用対効果と優先順位の適正化を図りながら、計画的な事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員のおっしゃられた過疎債については、過疎対策特別法は平成12年から始まりまして、本年度が最終年となっております。確かに今後、不安もあるんですけれども、この過疎対策事業債に関しては継続していただけるのではないかとこのように考えております。本年1月27日にも総務省を初め、関係機関、それから静岡県選出の国会議員の先生方のところに要望にまいりました。

私も、静岡県地域活性化協議会の会長を本年度務めておりますので、しっかりとその辺のところは継続できるように、全力で要望等取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） これで私の質問を終わります。

○議長（清水清一君） 谷正君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 通告書に従い質問させていただきます。

同僚議員と同様の質問がございまして、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスによる経済への影響と今後についてということで質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、先行きが不透明で出口が見えない状況が続いている中、官公庁は、新型コロナウイルスの感染拡大は観光事業の低迷や外出の自粛等への影響により地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えているため、新型コロナウイルス感染症の流行終息後には、日本国内における人の流れとまちの賑わいをつくり出し、地域を再活性化

するための事業喚起が必要であるとの認識の上、感染拡大中の東京を除き、7月22日から開始された国の観光支援キャンペーン「G o T o トラベル」、県内の旅館やホテルでは、キャンペーンを見込んでいた東京からの予約客のキャンセルがこのとき出始めました。

新型コロナウイルスの感染が再び広がる中、首都圏全体からの観光の自粛も大いに予想されました。このG o T o トラベルキャンペーンが始まり約40日ほどたっておりますけれども、この東京圏域からの観光客が大多数を占める我が町の影響はどのような状況なのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町において夏季シーズンを迎えるに当たり、宿泊施設や飲食店等の施設を対象とした新型コロナウイルス感染症防止対策講習会を開催し、受入れ側としての必要事項等についての研修を受けていただきました。一方で、観光協会に加盟する民宿49軒中、約3割の15軒が新型コロナウイルス感染症の対応の不安などから営業を自粛したと伺っております。

東京都がG o T o トラベルキャンペーンから除外されたことから、旅館やホテルなどでのキャンセルが多少あったことは聞いておりますが、東京以外の地域からの予約や、静岡県が実施する「バイ・シズオカ」の効果もあり、影響は比較的薄くなったものと認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 数値的には出ているんでしょうかね、その影響は去年に比べて多分マイナスかと思うんですけれども、数字等ありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

具体的に数字というのはあれなんですけれども、観光協会に話を聞いたところ、お盆の頃ですと前年の7割程度まで、ですから3割減での入り込みがあったという話は伺っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私がお盆の頃ちょっと回ったんですよ、そのときに、ちょうど前の日に町長が回ってる、来ていたよというお話を聞きまして、おお、頑張っているなという思いでいました。

そのときに、民宿の方々から聞いたお話によると、お盆は別として、去年と比べてどうなのということでお話を聞いたところ、うちは3密を防ぐためにいっぱいにはしません。そのために去年に比べて7割から9割減ですと。4月から夏期の忙しいときまでにそのぐらいの減ですよ。あるところでは、もう2組。おふろがちょうど2つあったということで、1日2組しか入れませんというお話を受けました。

ですから、そこのおかみさんいわく、「私はこの地域に嫁に来て、初めて夏に遊びに行った」と。それだけお客さんが少なかったと。要するに、民宿ですけれども、そこからコロナが出たよということもみんなの迷惑だということで、お客さんを取らないよと。さっきおっしゃった自粛もそうなんですけれども、本当の自粛をやっていますよということをおっしゃっていました。その家のご主人ですけれども、「これだけ暇だからどうにかして助けてくれないか」ということでお話を受けたんですけれども、これは町のほうへ頼んで、どうにか継続できるように。

要するに、収入がなければ、人間というのはその場所で生きていけない、命を継続できないですからね。ですから、そういうことが大事なのかなと。経済的にも成り立たなきゃいけない。ですけれども、このコロナウイルスの対策も打たなきゃいけない。このバランスが重要であって、どっちを先行しようかと、そういうこともできないと思うんです。大変難しい問題だと私は思っております。

ですから、今後も大変厳しいと思うんですよ、この地域が。この先にも言いますけれども、要するに、子供たちもそうなんですけれども、この地域で、南伊豆町で生きていく、住んでいく、生活していくためには収入がなきゃいけないし、仕事もそうですけれども、それに合わせてウイルス等の撲滅もしなきゃいけない。難しい判断ですけれども、町のほうとして全力で向かっていただきたいと、お願いします。

次にいきます。

このコロナ不況、新型コロナウイルスの感染拡大には、イタリア、フランス、ドイツ、アメリカといった先進国に飛び火し、各国の経済活動を大きく制限しております。实体经济の金融市場も混乱しております。リーマンショックを上回る経済危機になりそうということは

はっきりしてきました。報道によりますと、今年の４月から６月期のアメリカのＧＤＰ成長率の見通しは、マイナス３２．９％、ユーロ圏ではマイナス４０．３％、イギリスにおいてはマイナス５９．８％と壊滅的で、過去最大だとされております。

また、日本を見ますと、先ほど谷議員がおっしゃったように、ＧＤＰはマイナス２７．８％、５０６兆円余りの減となる見通しです。３四半期連続のマイナス成長で、落ち込み幅は旧基準を含めた１９５５年７月から９月以降で最大となる見通しである。

このような中、コロナ不況で売上減少による廃業等の状況はどのようになっているのか。また、飲食店や宿泊施設等を初め、関連する会社の業績不振による失業者の増加、また生活保護世帯の増加は現れているのかいないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における新型コロナウイルス感染症の影響としては、観光客の減少が各業種にも及んでおりますが、それぞれの事業者において持続化給付金や雇用調整給付金、利子補給制度など申請をもって事業が継続され、飲食店においては、本来の店舗内販売だけでなく、テイクアウト方式を追加するなど営業努力がなされている状況であります。

また、失業者の増加や生活保護世帯の増加については、現在のところ把握できておりませんが、社会福祉協議会が窓口となっている低所得世帯等に対しての生活福祉資金貸付制度の申請状況によれば、８月２１日現在で、緊急小口資金で４０件、総合支援資金８件となっており、総額で１,０００万円の貸付給付が実施されたと伺っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔２番 宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君） ありがとうございます。

ハローワーク経由なんですけれども、日本では１月末から一昨日まで５万人を超える失業者が出ていると言われております。実際には、もっとかなりの失業者が出ていると言われております。ましてや、今８月で、忙しい期間が終わりました、観光業等々終わりましたよということなんですけれども、今後かなりの影響が出てくるのではないかと予想されるわけですよ。先ほども言ったように、日本ではマイナス２７．８％という国内総生産ですね。そうすると、先ほど谷議員もおっしゃったように、暮れから来年の１月、２月、３月、その辺までにかかりの

落ち込みが予想されるわけですよ。そうすることによって結局、東京から観光客がこちらに来ると予想されます、ですけれども不況によってその幅が圧縮される、100人来るものが50人ぐらいなっちゃうよ、1,000人来るものが500人ぐらいになっちゃうよと。そうすると、また町としてかなりの影響が出てくるんじゃないかということが予想されるものですから、失業者の増加、また生活保護世帯にかなり厚く手を打たないと、生きていけないのかなと。

私は、政治というのは弱い者の味方でなければならないと思っていますので、そのバランスをとるための一つの手段が政治だと思っていますので、弱い人たちのためにひとつ力をかけてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っています。

次にまいりたいと思います。

このコロナ不況、7月の天候不順の影響で、1次、2次、3次産業は大きな打撃を受けております。特に基幹産業の観光に係る所では、先ほど言ったようにマイナス70から90%と聞いております。ユーロ圏やイギリスどころじゃなくなっているんです、南伊豆町は。我が町の基幹産業は崩壊寸前ではないかという危機感を持っております。

そこで、各産業に対する影響の把握と支援策の考え方をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

1次産業においては、農林、漁業とも販路減少等を要因とした売上額に影響があったと理解しております。また2次産業では、世界的な経済の停止による資材調達の遅れが見られたほか、3次産業においても緊急事態宣言の発令や首都圏を中心とした感染者数の増加に伴う移動自粛要請などにより、前年に比べ観光客数は減少し、町内の観光関連産業に大きな影響を及ぼしております。

このような状況を受けて、国、県また諸団体による各種支援制度が創設され、町内のそれぞれの事業者においても、これら支援策にフル活用されていると伺っておりますが、今後も産業団体連絡協議会を構成する各種団体とも連携を図りながら、既存制度の活用に加えて必要とされる新たな支援策などについても迅速に対応してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） もし分かりましたら、ちょっと教えていただきたいんですけども、1次産業から農林、漁業に従事している方々から、何かこのようにしていただきたいとか、そういう要望なんかは出ているんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

1次産業については、そのような民間からの支援してほしいというような話は聞いてございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 2次産業のほうはいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えします。

具体的な意見というか、そういうものはまだ伺っておりませんが、一応、産業団体連絡協議会を通じた中で要望を受けている部分があります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 要するに、何か要望を受けたということですけども、どのような要望で、また回答等、どのようにされたのか教えていただければありがたいです。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

要望の紙面はちょっと手元にないものであれなんですけれども、利子補給系の部分と、あとは支援策を何か講じてほしいというところだったと思っておりますが。具体的な支援策と。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 支援策、今、多分考えておられるのかと思うんですけども、1次産業、2次産業、3次作業合わせて6次なんですけれども、この産業事態がうまく回っていかないと人口もかなり減ってきています、うちの町は。人が住めない町になってしまいますの

で、ぜひともその辺のことを把握していただいて、産業関係の方々と厚く連絡というよりも、緊密に連絡をとっていただいて、よりよい政策をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

ご案内のとおり、6月の定例会の中でいろいろ質問等々も含めて、議会のほうにはご協力をいただいている中で、なかなか答弁をする機会がなかったということもあろうかと思いますが、先ほど行政報告にもありましたように、各施策はやってございます。先ほど議員のご質問の中の要望はあったかということでございますが、当然これはあった中で、それも当初、コロナが波及し始めたころに当然出たということでございます。近々にその要望があったかといったら、もう最近は全くございません。

ですから、それはそれなりに町のほうで対処をしたということでございますので、ぜひその辺はご理解をいただければというふうに思います。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 了解いたしました。

次に移りたいと思います。

4番、新型コロナウイルスの終息を見据え、町内の多様な資源を活用した体験型・着地型観光の提案と発信はどのように工夫され、また行っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

依然として新型コロナウイルスは猛威を振るい、G o T oキャンペーンやバイ・シズオカなど観光振興策も展開される中において、民宿などでは夏場の営業を自粛する施設も多々見られました。

このようなことから、減少した観光交流客数の回復を図るため、首都圏を中心としたテレビCMを約200回程度放映し、秋の伊勢海老まつりのほか、魅力ある南伊豆の観光資源を前面に打ち出した来年に向けての誘客宣伝や、ふるさと寄附に直結する内容をメインに取り組んでおります。

また、これらCM放映に合わせてクーポン券の発行事業も展開しており、観光協会が窓口となりますが、秋の伊勢海老まつりに向けた1泊5,000円の宿泊割引に加え、体験型のもの

として利用できる3,000円分の施設利用券も付加いたしました。

先般、全員協議会でもご紹介いたしましたが、観光庁の全額補助事業によるアフターコロナに対応した企画として、来訪者が全町内に分散して参加できる「謎解き」や「冒険」、「アウトドア」をテーマとする新たなターゲット層を誘客、回遊させるための滞在時間延長型のコンテンツを提供し、来年2月から3月にかけての誘客につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

先ほどもちょっと言ったんですけれども、いろいろ回っているときに、今回CMをやられたということなんですけれども、コロナウイルスの関係で、南伊豆はこうやっているよ、だからウェルカム、来ても大丈夫ですよという周知というんですか、そういうことをもっとやっていただけるとありがたいなということをお伺いしましたね、もっと前面に出して南伊豆をもうちよっと宣伝してもらえればということがありましたので、お伝えしておきたいと思います。

次の大きい2番、感染症を踏まえた避難所開設・運営についてということで質問させていただきます。

インフルエンザ、ノロウイルス等は治療薬やワクチンがありますけれども、新型コロナウイルスについては治療薬またワクチンが開発途中でございますので、継続的な感染予防対策が必要でございます。

このような状況下で災害が発生した場合に、避難所の開設・運営に当たっては密閉・密集・密接の3つの密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があると考えます。新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインが県から7月に発表されております。災害時の住民避難と感染症の拡大防止の両立を求められております。このことを踏まえた町の取組をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ感染症に対応する避難所開設については、本年6月17日、湯けむりホールを訓

練会場として、静岡県が策定した新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインに沿った中で、職員約30名が参加し実施をいたしました。

この訓練では、基本的な感染症対策に必須である消毒薬などの資機材のリストアップを初めとして、受付時における避難者の健康状態を把握するための問診や、体温測定、感染が疑われる避難者とのスペース分離、3密を避けるソーシャルディスタンスの徹底など、避難所における開設・運営手順について確認をいたしました。

また、昨年の台風19号による町内6か所での避難状況を教訓とする中で、3密回避に対応するための新たな手法として、安全な場所に立地する13か所の公会堂や2か所の神社、お寺なども、状況によっては避難所として活用することといたしました。

加えて、広報「みなみいず」7月号には、事前避難の重要性を啓発するため迅速な避難行動における注意点や、安全が確保可能な親戚、知人宅への避難などについてもお知らせしたところであります。

今なお、新型コロナは世界中で猛威を振るっており、国内での感染者数も高止まりが続いている状況下にあります。幸い、本町においては感染の拡大や蔓延の状況にはありません。

このことから、現状において基本的な感染症対策を徹底することで感染症リスクを最小限に抑えた避難所運営が可能であると認識しているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

先ほど町長言われた、去年の台風19号で500人ほど避難したということを聞いておりますけれども、このガイドラインによると、1名当たり専用スペースが約3平方、個人または家族ごとに2メートル程度の間隔を保つことを目安としているということなんですけれども、去年の話ですが、500人来たとして、この間隔を確保できるんでしょうか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

500人というのは、6か所の避難所の合計であります。一番多かったところが東中学校の体育館で200人、その次が中小の体育館で133人、ここが一番多かったところでございます。このぐらいであれば、ある程度の距離をとった中で間隔はとれます。また、一応、今当町が配備しているのは段ボールの間仕切りを配備しておりますけれども、それが大体1メートル

ぐらいの高さなものですから、それだとちょっと座ったときにお顔が出てしまうようなところがありますので、今回の地方創生の臨時の交付金を活用させていただいて、ちょっと背の高い間仕切りテントのほうを、購入をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

あとは、各区長さんをお願いをいたしまして、安全な場所に立地する公会堂、コミュニティセンターなどの開放をお願いしたところでもありまして、あとは、先ほど答弁にもありましたとおり、「広報みなみいず」で、国のほうでも言っていますけれども、危険なところにいる人が避難をするんだと、安全なところにお住まいの方は別に避難をする必要はありませんよということで、難を逃れるということの徹底を図ると国から言われておりますので、「広報みなみいず」において周知を図って、事前に、例えば親戚だとか、お友達のところで安全なところがあれば、そちらへの避難も考えたほうが、この感染症のリスクも最小限にするためにはいいんじゃないかと、啓発を今後もさせていただいてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど同僚議員も言っていましたけれども、今9号、10号、今度は930ヘクトパスカルぐらいになるのかという予報を先ほどのテレビでやっていました。そうすると、海面がどのぐらい上がるのかなと。低気圧というのは、台風が来て気圧が下がると海面が2メートル、3メートル上がっちゃいますので、それで風が吹くと吹き寄せ波といって、波がどんどん、どんどん、要するに海岸を洗うと。そうすると今度、海岸地域にいる方々が避難しなきゃいけないということになるんですけれども、そのとき、この南伊豆の総合マップというのが出されているんですけれども、この中で安全なところ、安全なコミュニティ等々あるんですけれども、要するに危険地域、急傾斜地また特別警戒区域に入っていないコミュニティまたは自治体が管理しているところと考えてよろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

事前に各行政区の区長様宛てに避難所の開設についての意向調査をさせていただきました。その中で、開設に同意を頂けたところ、そして例えば土砂警戒区域に入っていないところであるとか、浸水域に入っていないところについてリストアップをさせていただいたところがあります。ただ、これも毎回、毎回お願いをするわけではなくて、ここぞという災害が予測

されるときに、状況によって開設をさせていただくというように今考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

それと、もう一つお聞きしたいのは、災害時の宿泊施設等ということで、ホテルとか旅館等との協定というものはなされているのでしょうか。また、活用の考えはあるのでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和2年1月30日付をもって静岡県及び静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、大規模災害時における要配慮者等への支援に関する災害における宿泊施設の提供等に関する協定が締結されております。

本協定の内容では、災害救助法の適用を受けた地震、津波、風水害等の災害時に65歳以上の要介護認定または要支援認定を受けている者、障害者手帳の交付を受けた者、乳児及びその保護者、妊産婦及びその介助者がその宿泊施設における宿泊、入浴、食事の提供等を受けることができるもので、本町では下賀茂温泉旅館共同組合に加盟しているホテル・旅館、具体的には南楽、河内屋、季一遊、○文、かぎやとの協定が締結されており、経費等については、災害救助法に基づく中で静岡県が負担することとなっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

ホテル等は分かりました。民宿というところというのはどうなっているのでしょうか。この中には入っていないということでしょうか。はい、分かりました。

それでは、私の一般質問をこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで14時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（清水清一君） 6番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。
長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） よろしくお願いを申し上げます。

初めに、7月に九州地方で起きました水害でお亡くなりになりました皆様方には、心より
哀悼の意を表したいと思えます。また、災害に遭われました方々には、一日も早く元通りの
生活を取り戻すことができますようにお祈りを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、南伊豆分校への町の考えということで質問をさせていただきます。

この高校は県の管理下にありますが、町として、南伊豆分校の存在はどのように考えてい
るのか。また、平成29年には70周年が執り行われ、町長にも出席をしていただき、多くの参
加者で祝うことができました。

現在の生徒数は、1年生が19名、2年生が16名、3年生が36名、合計71名の生徒で構成を
されています。

そして町からは、後援会に50万円の補助金を支払っていただいております。これは同窓会
といたしましても本当に感謝を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

少数精鋭であります。研究発表では県大会を初め、関東大会、全国大会において毎年す
ばらしい成績をおさめております。このような南伊豆分校を町としてはどのような位置づけ
を考えていますか。町長また教育長に伺いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

同校は昭和23年に開校し、一昨年で創立70周年を迎えた歴史ある学校であり、本町においても唯一の高等学校であり、研究発表等においては過去に幾度となく受賞を受けるという輝かしい成績もおさめております。

また、従来の地域と連携した教育活動や、近年では台湾教育旅行の受入れに加え、栽培野菜を小中学校の給食食材としても提供するなど、新たな事業展開にも取組、インバウンド観光誘致への協力や町内のこども園、小中学校との連携も活発なことから、極めて重要な教育財産であると認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 教育の立場からいって、教育長はどのようなお考えを持っていますか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今町長からありましたように、この南伊豆分校についてというのは、私たちがこぞって進めております幼小中高連携の要の学校でございます。こういったところというのは近隣にも、また他県にもなかなか少なく、特に園芸科ですので、なかなか幼小と連携する時間を生み出すというのは難しいことです。それなのに南伊豆分校はちゃんと時間をつくって、それを大事にしてくれておりますので、私たちも、これからはますます連携を深めていきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） どうもありがとうございます。

私も南伊豆分校の卒業生でございます。ここにいる議長もそうでありますし、またほかにもおりますけれども、現在、町で農業関係に従事している方、農業関係というか花卉もそうですけれども南伊豆分校の卒業生は数多く存在しております。大体農業で言いますと、今経

営している方はほとんどが南伊豆町の人間であります。よそから来まして米の栽培をしている方もおられますけれども、もう長年やっている方はほとんどが南伊豆町の出身であります。

その点について、本来ならば南伊豆分校を卒業した子供たちがこの場で農業関係に従事してもらえれば一番有難いことなんですが、最近は南伊豆分校の生徒が農業関係に従事しているというのは余り見られないんですよ。

そこで、いろいろと考えていかなくてはいけないと思いますけれども、今、魅力化推進ということで町から予算もついております。その中で、現在どのようなメンバーの方がおられるのか、これが分かりましたら、ひとつ教えていただけたらと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

県立下田高等学校南伊豆分校魅力化推進協議会は、平成30年度に同校のこれまで以上の魅力化を図るため、学校、PTA、町、地域の代表者などが協議する場として設置をされました。今年度はコロナウイルス感染症拡大のため開催されておりましたが、状況を見ながら開催を検討したいと考えております。

協議会委員は12名で、私が会長を、教育長が副会長を務めさせていただいており、そのほか委員に、賀茂農林事務所、伊豆農業研究センター、南伊豆分校、同校PTA、町区長連絡協議会、商工会、観光協会、JA南部営農センター、町内小中学校など、それぞれの代表の方々にご就任いただいております。

また会議においては、副校長による学校の活動報告、これらを受けての委員からの意見、提案の発表という流れで進めておりますが、これまでに出された提案の中には、林業に関する授業の取入れ、空き店舗活用によるチャレンジショップ、商業簿記等の資格取得機会の創造、町内各区長様への活動の周知などがありました。

本年度に入り、各地区区長様への活動報告などについては、先月19日に開催された区長連絡協議会において、副校長から活動報告がなされており、既定の周知が図られたところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

今、正直言って議長が後援会長の職だよね。そういう人たちも入れて協議をしていっていただきたい。また、同窓会長もおります。魅力推進ということでありますから、幅広い人材からいろんな、多様な意見を聞いて生徒たちに支援をしていただきたいと思っております。

というのは、やはり今現在、先ほども申し上げたように、農業の魅力というのをある程度、私たちのときは園芸科だけでありまして、中には柑橘、草花とそういうのがありました。私たちの前には酪農なんかもやっております、私がいた時代には牛はいなかった、その前にいました。そしてその後に豚、鶏とたくさんの動物もいましたですけれども、ここで、農業で生活を立てていくのにはいろいろと難しい面もあります。ですけれども、今、町として温泉がありますので、その温泉の利活用等もその魅力化の中に入れてほしいなという頭もあります。というのは、今、温泉で生計を立てているのはさとうメロンだけだと私は思っておりますので、やはりそういう面も今後とも応援をしていただきたいと思います。魅力があれば生徒数も自然と増えてくるのではないかなと私は思うんですけれども。

昨日ですけれども、湯けむりホールにおいて静岡県立大学の岩崎先生が来て講演会を聞く機会がありました。私も最後までではありませんでしたけれども、町長も参加をしておりました。それについてどのように感じておりますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨日の岩崎先生のお話は大変ためになったというか、多分、聞いた人は、本来心のどこかには、そうでなくてはいけないというのは分かっていたと思うんですけれども、なかなかあの話が実現できるかというのは、大変難しいことかなと思います。

しかしながら、この小さい南伊豆町において、また小規模校である南伊豆分校が存続するためには、やはりほかと同じことをやってはいけないなというふうには考えております。

私も最後に少しお話しさせてもらったように、たとえとしてお話ししたんですけれども、愛国米という南伊豆ならではの貴重なお米がありますので、そのお米を使って、今お酒がメインですけれども、お酒以外にも商品開発をする、それを南伊豆分校の生徒にも一緒に研究開発をしていってもらえないかという話をさせていただきましたけれども、やはりそういう町と生徒との連携というのも大変重要になると思います。

南伊豆分校、確かに議員おっしゃるとおり、71名の生徒数で、2年連続15名を下回ってしまうと生徒募集はしないということですので、大変厳しい状況にあるかとは思いますが

も、まだまだ可能性があると思いますので、昨日の先生の話も参考にして、これから進めたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 本当に昨日、話を聞きまして、南伊豆に来てくださいじゃなくて、京都のように、「京都へ行こう」というようなそういうキャッチフレーズのところのほうは観光客も来る。だから、南伊豆分校へ行こうというようなキャッチフレーズに持っていけたらというのが私の考えでありますけれども、今言われたように問題は山積しております。今の少子化の時代でありますので、南伊豆町の中の中学生の生徒数もう大変に減っております。下手をすると下田中学校みたいに1校に統合というような話も今に出てくるんじゃないかなと私も心配をしております。

その中で、やはり下田中学校が1校になるということが少子化で大変なことなんです。今、南伊豆分校に通っている生徒も、東中からは11名、南伊豆中からは21名、下田中より20名、下田東中より8名、稲生沢中より7名、稲梓中より1名、河津中より3名という生徒数になっております。ということは、今、南伊豆町の子供たちだけではこの学校を支えていくことは無理だと思います。ですから、どうして他市町からこの南伊豆町に来てもらうかということが一番大事なことはないかなと思うんですけれども、先ほど町長も言われたように、15名を2年続けて下回ると、もうその後からは、県の関係ですと募集しないよというのが今の県の要綱であると私も聞いています。

その点について、町長また教育長は、今後、この南伊豆分校が閉鎖ということになると大変困ると思うんです。今困っている学校がありますね、要するに、伊豆中央総合高校土肥分校も生徒確保ということで悩んでいるところでもあります。だけれども、この高校はまた南伊豆分校とは違いまして、中学校のときに学校に行かなかった子供たちを集めている。そういう子供たちを土肥分校にというような話でございました。

だから、土肥分校と南伊豆分校では全然あれが違うと思うんですけれども、やはり今後生徒を増やしていくためには、これは難しい問題ですけれども、教育長どのような考えがあるのか。また、町長はどのように支援してくれているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

同校の支援に向けては、同後援会への補助金として50万円を予算化に加えて、魅力化推進協議会からもさまざまな意見・提案を実施しております。

ご承知のとおり同校は県立高校でありますので、その在り方について意見を申し上げることははばかりますが、今後もでき得る範囲での後援会への補助は継続しつつ、協議会を中心として様々な施策を学校とともに考え、実現可能なものは実現していただき、両校のさらなる魅力化推進を支援していきたいと考えております。

また、生徒数については、過半数が町外者で占められているとのことではありますが、進路はあくまでも生徒自身が決定するものでありますので、幼小中高のつながりを持った教育を推し進めることで、小さいときから南伊豆分校をより身近な存在として子供たちにとらえさせ、確固たる信念を持って入学を希望する町内生徒数の増加に努めるとともに、賀茂地域に所在する4高等学校は総じて定員割れとなっている現状に鑑み、地域外の子供たちが多数入学を希望してくれるような特色ある学校の一助、例えばeスポーツ部の創設の提案、地域外の生徒受入れのための民宿を活用した下宿、廃校利用の学生寮などなど、その可能性についても研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

町長からもございましたけれども、県立高校ですのでなかなか申し上げにくいところもあるわけですが、正直申し上げまして、土肥分校と南伊豆分校の役割が大分異なるんだと思います。

私たちは、南伊豆分校の価値というのは、入った生徒が必ず活躍をすることのできる高校、これなかなかないんです。部活動とか何かではあるんですけども、農業クラブの活動、それからそれぞれの発表等で活躍することというのは、なかなかできにくい。そういったことをしっかりつくって人間教育をしてくれる高校なので、社会でも即戦略なんですね。そういったことの価値づけというのがございますので、できれば私たちも多く入ってほしいわけですが、議員おっしゃったように、もう少子化の波が町にも押し寄せておりまして、今年は生徒数が、伊豆中で31名、3年生が。南東中は25名という状況にあります。そして本校が定員割れになりますと、どうしても分校を選ぶ子が少なくなる。

ただ、分校の本当の魅力というのは、やはり保護者世代にも伝わるべきだなと。今回、区

長さんにお話しができたのも画期的なことですし、やはり保護者世代にもその分校の魅力と
いうのをもう少し広げていけたらというのが本音でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今町長が言われましたeスポーツ、これはコンピューターゲームで
すけれども、部活の後というような話がありまして、なかなか難しいんだよという話も聞
いております。そうでなくて、この南伊豆分校をさらなる発展をさせるためには、やはり金
銭面だけではなくて、側面からでも、何とか南伊豆町が力を入れてもらえるものがないのか
なということなんです。

というのは、先ほど町長が言われましたように、愛国米の使用法、お酒だけではなくて、
この間ちょっと言われました、せんべいだとかいう話もありましたけれども、側面からもつ
と強く支援してもらうことができないのかなということで伺っておきたいと思います。いか
がでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

側面からというよりも、もう完全に南伊豆分校とは伴走型で一緒にあり続けなくてはいけ
ないというふうに考えております。まだこれは、ちょっと非公式だから、こういう場で言う
のは適切ではないかもしれませんが、静岡県の中部地区のある方たち、そうそうたる
企業の名前も出てくるんですけれども、そういう方たちが南伊豆で産業を興そうというこ
とで、農業関係のことをやろうじゃないかと、お金を投資して法人をつくってやろうじゃ
ないかという話はちょっとありまして、それはまだ全然影も形もというか、話が出始めたところ
なんですけれども、その中で、いかに分校生の協力を得るかということはすごく大事だと思
います。

先ほど議員がおっしゃられたように、温泉熱を使ってということもありましたけれども、
バイオマス事業もこれから本格化して、プラントの建設にもなりますけれども、その中での
焼却発生熱というのも大変有効に使えるかなと思いますので、これから新たな農業というこ
とで、どんどん可能性はあると思います。

それと、やはり農業というのは、始めて、物ができて、それを販売して初めてお金になる

ので、その間の数か月、数年というのは収入がなくなってしまうので、その辺のところも、当然県や国もそうですけれども、町としてもしっかりと支援はしていかななくてはいけないなと思っておりますので、この分校の魅力化推進協議会だけでなく、私的には、当然ここにも、議員おっしゃられたとおり、議長を初め、議員さんの中には3名も分校の卒業生がいらっしゃいますし、地域のそういう要になっている方たちと、魅力化推進協議会とまた別の形で、自分たちが、何ができるのかというのをもっと小さいというか、うちうちというんですか、ざつくばんな形でいろいろ協議ができるような、そんな会議をやっていききたいなというふうに思っていますので、またそのときには、ぜひお力をおかしたいなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

今後も分校に対しましてはご支援のほどお願いをして、この質問は終わりたいと思います。

次に、森林整備の考えということで伺いたいと思います。

令和6年度より1人当たり1,000円の国税が町民に課せられます。浜松市などのホームページを見ましたら、浜松市なんかは、「このお金で間伐や人材の育成、担い手の確保、木材の利用の推進や普及・啓発等の森林整備の推進となるように」という文言がありました。南伊豆町は今後どのように考えていくのか。また、今現在の使用状況のほど、ありましたら教えてくださいたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年度の譲与税については、昨年度に引き続き、高度公益機能森林である湊地区の松林保護に加えて、森林整備に必要な林道整備に充当する予定であります。

これら松林の保護においては、薬剤注入を12月以降に入札予定であり、林道整備では落石や崩土除去作業が中心となりますが、施業箇所を優先して整備を進めてまいります。

森林環境譲与税については、本町の森林整備等における貴重な財源とし、活用することが求められておりますので、配分額の推移を見ながら使途目的の適正化に務めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今言われていました湊地区の松林に充当していくということであり
ますけれども、この譲与税、南伊豆町に与えられたお金ですよね。そこで、私はどうこうと
いうことはないんですけれども、やはり入札で行っていると町長言われましたけれども、な
るべくなら、やはり町の林業業者や町の造園業者等に講習会とか説明会を持って、せつかく
もらった税金ですから、町の中で消費をしていただきたい。これは今後のことであります。

その後、1人当たり1,000円ということは、今後、人口割で支給されるのか、それとも森
林面積の関係で支給されるのか、もしそれが分かりましたら、教えていただきたいと思いま
すが。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

環境税のほうなんですけれども、こちらのほうが環境税で頂いて環境譲与税として町、あ
と県が1割ほど頂くことになっております。そのうち9割の市町に配分される金額でござい
ますけれども、私有林、人口林面積が10分の5割、林業就業者数で10分の2、人口割で10分
の3で案分される予定でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） そうしますと、令和6年になりますと、今現在、南伊豆町の人口は
8,072強の数であります。ですから、令和6年ですと、正直言いまして7,800かその辺になる
んじゃないかなという頭があるんですけれども、やはり人口割だとかそういうものでなくて、
もっと森林面積の、これで見ますと整備されていないところでありますので、やはりもっと
強く要望なりを出してもらいたいと私は思っているんですよ。

というのは、都会なんかは人口割でいきますと、面積的には人口がたくさんあると思うん
ですよね、だから、そういう点において、森林とか人口割ということではなくて、なるべく
南伊豆町にそういう税金があるんでしたら、要望なりをしていただきたいなと思っております。
この点、町長いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和6年度からですが、南伊豆町が、議員おっしゃるとおり七千数百というところかなというふうに思います。全国的に、森林の多いような地域は人口が減っていくのかなというところですが、都会はこれから増えるのか、また、このコロナの関係で東京流入よりも流出のほうが多いということは、先日発表になりましたけれども、東京もどくなるかというところもありますけれども、しっかりとその頂けるものは頂く、それから町で進めている事業の中でも、この森林整備というのは今大きな意味合いを持っているものですから、これから成長産業であるというふうに考えていますので、頂けるように努力をします。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 町長、すいませんけれども、お骨折りのほうを、お願いをいたします。

森林整備ということですが、今現在、キクイムシによるなら枯れが大変に目立ってきています。今後、放置しておきますと台風、大雨などで災害が発生するのではないかなという心配をしております。先ほど私が冒頭、九州の水害でありますけれども、森林をちゃんと整備しないと土砂災害に見舞われるのではないかなという私は危惧をしているんですけれども、その点、町としてはいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

本町においては、2013年に伊豆半島初のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が確認されて以来、被害が増加していることは承知してございます。被害に対しては、森林整備により面的に整備する中で、ナラ枯れ、枯死した被害木を処理する場合、森林環境譲与税の活用も可能であろうかとは思いますが、被害木のみを処理することは、選的なものですから難しいと考えております。

ただ、議員おっしゃるように、台風被害等々で道路の通行不可とかそういったことがございますので、道路区域内のものについては、町道管理者として、そういった被害木の総合対策事業等がございますので、そちらのほうで対応したいと思います。

また、個人のところにつきましては、所有者の方をお願いするような形で今後なっていこ

うかなと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） それに加えて、今、県民税の延長要望ということで、南伊豆地域森林資源活用推進協議会というところが県に要望書を出しております。この点について、町のほうは行かれたのか、行かれないのか、ちょっと伺っておきます。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

森林（もり）づくり県民税の延長のお願いだと思いますけれども、森林づくり県民税は森の力再生事業の財源として充当されており、南伊豆町森林整備計画に定めた、特に振興国公林化を推進すべき森林のほか、特に樹種の多様性増進を推進すべき森林における森林整備において、今後も必要不可欠な財源であると考えております。

ご指摘にもございましたが、森林づくり県民税は最終年を迎えるため、静岡県ではタウニング等を開催しながら、今後の取扱を検討することとしております。

また、賀茂地区の林業者で組織する南伊豆地域森林資源活用推進協議会では、同県民税の延長を求める要望書を提出したことは把握してございます。

本町はもとより、賀茂地域の各市町村と連携しながら、期間の延長に関する要望活動を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 私たち議員も要望書を出す予定でおりますけれども、川勝知事は、新聞によりますと前向きに考えるということでありましてけれども、やはりこれがなくなってしまうと、今言われたような森林整備、また前向きに対処できないんじゃないかと思っております。

ですから、やはりキクイムシですか、その予防なんかは考えていかないと、これ今現在見ますと、相当大きな大木になった木がやられております。「こんな大きな木がな」というようなものまでも枯れております。それは、ある程度密集していればあれでしょうけれども、山を見ますと点在をしております。そういう点在をしてきた中で、ある程度は木を切ったり、

伐採をして整備をしていかないと、先ほど言ったように、災害等になるのではないかなと思いますので、今後とも、町としてもその点を考えながら森林整備に当たっていただきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和 2 年 9 月定例町議会

(第 2 日 9 月 3 日)

令和２年９月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第２号）

令和２年９月３日（木）午前９時３０分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 4 号 令和元年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 5 号 令和元年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第 7 1 号 南伊豆町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第 7 2 号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第 7 3 号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議第 7 4 号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 7 5 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議第 7 6 号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議第 7 7 号 令和２年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内 7 号線道路改良工事契約の締結について
- 日程第 12 議第 7 8 号 令和２年度道路メンテナンス事業前原橋橋梁補修工事契約の締結について
- 日程第 13 議第 7 9 号 令和２年度道路メンテナンス事業加畑橋橋梁補修工事契約の締結について
- 日程第 14 議第 8 0 号 令和２年度南伊豆町公共下水道湊幹線管渠更生工事契約の締結について
- 日程第 15 議第 8 1 号 令和元年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 16 議第 8 2 号 令和２年度南伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 17 議第 8 3 号 令和２年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議第 8 4 号 令和２年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議第 8 5 号 令和２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議第 8 6 号 令和 2 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 1 議第 8 7 号 令和 2 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 2 議第 8 8 号 令和 2 年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	1 0 番	齋 藤 要 君
1 1 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	山 田 日 好 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	佐 藤 由紀子 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 禎 明	係 長	内 藤 彰 一
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年9月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 黒 田 利貴男 君

○議長（清水清一君） 1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） おはようございます。

2日目一番手ということで一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により命をなくされた全国の皆様に哀悼の意をさげるとともに、今もなお入院を余儀なくされている皆様方にお見舞いを申し上げます。また、令和2年7月の豪雨災害により犠牲になられた皆様方にご冥福をお祈りするとともに被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

通告のとおり、まず、新型ウイルス、コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についてということで質問をさせていただきます。

皆様ご存じのようにウイルスは単体では移動しない、また、ウイルスは単体では増殖はしないわけです。何かを媒介して移動し、増殖をしています。新型コロナウイルス感染症は人を媒介しているわけです。沖縄を例にとりますと、観光客が沖縄に行って、様々な飲食店を回ってウイルスをまき散らしてしまったと。そこに沖縄の若い世代が、夜の町です、行って、そのことによって沖縄の若い世代が感染をした。最終的にその若い世代が自分の家族に感染を拡大させてしまったというのが沖縄の例です。

当町も同じように観光地であります。観光を通してウイルスが拡大、蔓延してしまったといった面もあるわけですがけれども、経済的に考えると観光立町であるから、お客さんに来てもらわなければ、これは話にならない。当町の行政報告または昨日の答弁でもあったように、役場としては何も感染症の専門家でもないのですけれども、適切な対応をされていると。それは今までの経過であるわけで、今後これから予想される様々な案件について、自分はこの感染拡大予防について、とりあえず今、役場のほうで考えている対策について、まず、お聞かせ願えないかなというふうに思っています。いかがでしょう。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルスは世界中で猛威をふるっており、沈静化の様相はいまだ見えない状況にあります。

また、日本国内においても都市部を中心にクラスターの発生が続く中、現状において完全な感染予防は不可能であることから、一刻も早い段階でのワクチンや抗ウイルス治療薬の

開発、供給が急がれるところであります。

幸い本町においては感染の拡大や蔓延状況にないことから、引き続き町民の皆様には「手洗いの慣行」、「3密の回避」、「マスクの着用」、「換気の実施」といった基本的な感染症対策の継続実施や、国が掲げる「新しい生活様式」の実践などで感染症拡大リスクの低減にご理解とご協力をお願いするものであります。

また、感染症拡大予防対策の取組として、下田メディカルセンターにおいて短時間で新型コロナウイルス感染が判定できる抗原検査機器が導入されましたので、さらなる検査体制の強化が図られたところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 今の答弁にもあったとおり、感染予防を図る、その上で行政のやる仕事として感染予防対策を、感染防止対策を考える。じゃ、住民は何をするのかと。それが感染予防対策。それは住民自ら、または行政の指導によって考えていかなければならない。

今、教育委員会さん等で学校、休校から学校が始まったわけですがけれども、その中で現場、学校です、教職員、教職員が非常に努力をしている。というのは、全生徒、それに手洗いとうがいの励行、非常によくやっていて、自分も孫が小学校とこども園にいます。二人とも家へ帰ってくると、必ず手洗いとうがいをします。そのぐらい短時間で児童生徒に徹底をさせていると。これは現場、非常に大変だったと思います。休み時間のたびに手洗い、うがい、そういったことをやっていると。今のこの現状の中でウイルスに対して非常に一番効果のあるもの、それは水道の水なんです。次亜塩素酸ナトリウム、要はカルキが入っている。ただ、手洗いするだけでは64%のウイルスまたは雑菌が手に付着したままになる。ですので、さらに学校とかではアルコール消毒液等を用意して手に付着したものを確実に落とす。そういった努力をされているのだと思います。

これから秋にかけて、秋から冬にかけて新型コロナウイルスと同様の今度はインフルエンザウイルスの蔓延期を迎えます。流行期に入っていくということなんですけれども、これもコロナウイルスと同じで症状的には発熱や咳、または肺炎、そういった症状、全く似通った症状が出るわけです。まず今メディカルセンターのPCR、抗原検査機械導入とありましたがけれども、これはインフルエンザで病院に行っても症状が似ているためにPCR検査は受けることになるわけです。その場合、迅速に検査結果は出ると思うんですけれども、感染症病

床が4床ない中で、今まではその感染症病床はインフルエンザのかかった人間がその感染症病床を利用していたわけです。ところが、今年はその感染症病床4床が恐らくコロナの患者さんでいっぱいになってしまうんだらうといったときに、インフルエンザというのは自分の義理の親父をインフルエンザで、下田メディカルセンターに入院中に亡くしているのでよく分かるんですけども、高齢者がインフルエンザに感染するとコロナウイルスと一緒に死亡率が高くなる。その親父が亡くなったときも感染症病床4床が満床で、隔離をできる部屋ということで病院の中の個室へ入ったわけです。個室の中にいたために、看護師の見回りが大体30分に一度見回りをするところを1時間半放置されて亡くなってしまったといった経緯があるので、もし、これでインフルエンザの患者がどこへ入院またはメディカルで預かるのか。個室へ入れるのかといったところで、そのインフルエンザの今コロナと新型コロナウイルスとインフルエンザウイルス、両方が同時に発生する危険性があるわけで、そういう中でインフルエンザについてはワクチン等々あるので、60歳以上の高齢者等にワクチン接種等をしておけば、インフルエンザにかかるリスク、いわゆるリスクマネジメントができてくるのではないかとということで、インフルエンザの感染防止策、そういったことを今町として考えているのかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では季節性インフルエンザウイルスによる重症化予防対策として、インフルエンザ予防接種費用の助成事業を実施しております。

この助成事業は小、中、高校生、65歳以上の住民及び60歳から64歳の重度身体障害者に対し、接種費用から自己負担金3,000円を控除した額を助成するものであります。

インフルエンザウイルスは飛沫接触感染で感染拡大するため、新型コロナウイルス感染症予防におけるマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染症対策がインフルエンザ拡大防止にも効果的とされておりますことから、これらによる感染抑制にも期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） インフルエンザは押さえられるのですが、高齢者にとしてみるとリス

クがあるといったところで、高齢者のみならず自分たちのように病気を持っている、要は持病を持っている、基礎疾患のある人間については非常にコロナも恐怖ですけれども、それ以上に高齢者や疾病を持っている人間にしてみるとインフルエンザというのは脅威であると。

私は7月、8月毎週木曜日は病院へ、順天堂と長泉町のほうへリハビリに行っているわけですが、その際に非常に病院への来院患者は少ない。薬とかそういったものについてはこちらで、町内でもらっているわけですが、町内の医院についても非常に今、患者数が減っています。もし、災害時に医療機関等が「来院患者が少ないから、もううちは閉院しますよ」と町医者が、地域の町医者がなくなってしまった場合、非常に災害時等々で困ってしまうと。地域住民が困ってしまう。

そのような中で、例えば60歳以上から、または60歳以上とそれと基礎疾患のある人間にワクチン接種を町で助成だけではなくて、無料で全額負担をしてくれると、そういった形になって町内の町医者で接種を受けてくださいという形になれば、町医者もインフルエンザのワクチンについては割当てがあるのか、それともワクチンの製造数等々の問題もあるかと思うのですが、住民が安心できる町医者、そこの助けになるのではないかというふうに思ったのですがいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国立感染症研究所によりますと、研究所の報告によりますとインフルエンザによる入院患者を年齢別で見るとゼロ歳から14歳、60歳以上で全体の9割以上を占めており、特に70歳以上の方が多く分布していることなどから、現在の助成対象者の接種率の向上をもって高齢者の重症化予防に努めているところであります。

これらの予防接種に対する助成金については、これまでの罹患実績など統計的な数値を主体としているものであり、先ほども申し上げましたが年齢区分も含めて、あくまでも重症化予防に特化した施策であります。

今年の冬に向けたインフルエンザ予防接種はWHOにおいても極めて重要視されておりますので、町民の皆様には積極的に接種されるよう周知に努めてまいりますが、助成金の対象枠についても他市町の状況も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1 番 黒田利貴男君登壇〕

○1 番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひ、高齢者、60歳以上ですけれども、今の話のとおり90%以上が重症化リスク、入院というリスクがあるわけですから、コロナとインフルエンザが同時に来ている今、対処できる部分はしっかりと対処していただきたいと思います。

次の質問に行きます。

空き家付き農地の扱いについてということで、この6月議会のときに同僚議員の宮田議員が質問した件ですけれども、当局のほうと要はうまくかみ合っていなかったなという印象を受けたもので、自分も農業者でもあり、また、農地等々の購入等もしているので、この質問をさせていただきます。

近年、空き家付き農地の売買について農地法の規制で弊害が出ていると。特に農業従事日数と農地面積、農地面積といっても2反までは農地法の規制にはかかってこないという、つまり、農地付きの建物であっても、農業委員会を通して承認を得れば売買はできますよと。そのために登記簿上は仮登記という扱いになっていると。その仮登記、これは法的な部分なんですけれども、登記簿上仮登記ということになると購入者が固定資産税を払うのではなくて、元の地主、要は売主が固定資産税を払い続けなければならないという問題が出てきます。その場合に、売主がこちらにいればいいですけれども、売主がもう、どこにいるか分からないよということになると固定資産税が未収となってしまうと。つまり、土地を購入した側が自分の物にならない。要は、登記簿上は自分の物にはなっていないというのが現状です。自分が購入した部分も売主の前の売主、元々の地主、その全員の承諾を得ないとずっと仮登記できていた物件、農地ですけれども、仮登記のままになっていると。追っかけができなくて仮登記のままになってしまっていると。つまり、自分は自分が購入しても固定資産税は支払っていない。そういうことになるわけです。そういった部分のところで、もっと2反以下の部分、要は600坪以下の部分についてもう少し農業委員会さん等々の規制を緩和できないのかというのが質問です。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

空き家付き農地の売買においては、農地法の規制をもって農地の所有権移転ができず、仮登記となっている事例が介在することは認識しております。

ご指摘の基準緩和については空き家バンク登録と関連した下限面積の緩和措置が進められていることから、本町においても農業委員会並びに担当課で来年度の制度開始に向けた調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

できるだけ速やかにやることが町民にとっても有益なことになると思うので、ぜひともそういう感じで進めてもらいたいと。また、古民家です。古民家、昔からある家が建っているところというのは防災上も安全な場所にございます。例えば水田等々に後から家が建ったところであるとか、今回の7月豪雨、令和2年7月豪雨でも被災をした熊本地方、元々は水田だったところに住宅地ができて水没をしてしまったと。または3年前ですか、岡山の土砂災害、あれも山の斜面に農地があったところへと住宅地として、山からの鉄砲水で被災をしたといったことがあります。ですが、昔からある家というのは非常に安全な場所に建てられているといった中で、防災上水田とかへ、農地を購入したからといって水田とかへ防災上危険な場所への住宅の建設等々は防災上規制をかける必要があるのではなかろうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

住宅建築に伴い農地転用が必要となる場合、農地法の審査において防災上を理由に規制する要件はございません。しかし、当町は町地の80%が都市計画区域に指定されていることから、建築確認申請が必要となっておりまして。農地転用の申請書類として建築基準法に基づき提出された建築確認申請許可が必要となりますので、同法の基準を満たした建築が可能であるものと判断して取り扱っております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

危険な場所へこれから移住者を増やすというよりか、今ある古民家等々へ移住をしてもらう、そしてその上でリフォームとかいろいろしてもらう、そういったことが今度は防災では

なくて防犯上です、非常に安心できるまちづくりに繋がっていくと。それと同時に今、空き家、庭があつて家があると、そういったところへ野生動物が餌を求めて住み着いてしまうと。要は獣害対策上もやぶをなくすという必要があるかと思うので、できるだけ今あるものを有効に活用していく、そういった形にしていってもらえるといいのかなと。その上で前回宮田議員が言ったように農業振興を図ってもらう。その農業振興をするについても税金を納められる農業者を育てる、要は産業振興です。そういった形になっていくといいかと思います。

時間なので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 11番の横嶋です。

私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回の質問は、今日も引き続きある新型コロナウイルス禍の下で国民、住民が大変な思いをして、今日はもとより将来への不安を募らせている状況にあります。また、全国の中には災害の下でさらに大変な状態に置かれる、これは復興の途上にあるところもそうです。こうした国民の思いも胸に留めながら質問を行っていきたいと思います。

まず、第一は、新型コロナ禍での地域経済と住民生活の支援であります。

質問の要旨には、内閣府が8月17日に発表した4月から6月期国民総生産GDP年速報値が年率換算値でマイナス27%、政府は非常事態宣言後解除後GOTOキャンペーンの前倒し実施をいたしました。7月に入ってから全国的な新型コロナ感染者の拡大によって夏季観光の足を止めて、回復には程遠い状況が見えるということでもあります。商工会に問い合わせたところ、まだ8月期の動向、実態はもう少し時間がかかる、9月半ばくらいにデータが出てくるということでもあります。注視をしたいと思います。

このような中で、長引く不況の中で踏ん張ってきた自営業者、住民の生活をしっかり支えることが求められます。行政報告では18項目の施策の展開、予算の実態が報告をされました。非常に重要だと思います。同時にこれが今後まだ先が見えない、時間がかかる中で改めて今後の対策、どのようなことを考えられているのか、まず、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、人やものの動きも停滞し、幅広い業種にわたって売上げの落ち込みが見られるなど、本町においても経済的に深刻な影響が出ております。

このような中、町内の中小企業事業者並びに個人事業者の方々の経済的不安を払拭し、事業継続を支援するための緊急経済対策として、静岡県経済変動対策貸付資金に対する利子補給を4月1日に遡り開始いたしました。セーフティーネット保証が告示され、町の認定を受けることで民間金融機関からの借入が容易になったことで、8月20日時点で14件、借入総額2億6,600万円の申込みがありました。

加えて日本政策金融公庫の融資状況では例年10件程度でありましたが、本年は8月20日時点で既に56件の申込みがあり、借入総額は3億8,345万円に至っております。

さらに行政報告でもご報告したとおり、国の第1次並びに第2次の地方創生臨時交付金を活用して町独自の施策として様々な経済対策を実施いたします。

また、全国的な新型コロナウイルス感染拡大のため観光収入で潤うことは今の状況では厳しいため、町内における消費拡大を目指し、「みなみいず応援プレミアム付商品券」を発行することといたしました。特に全店舗共通券と小売店舗専用券の2種類を発行することで、小売店舗専用券の活用をもって地域店での買物を積極的に行っていただくよう工夫されております。

「みなみいず応援プレミアム付商品券」の販売においては、商工会による商品券取扱い店舗の情報やお薦め商品などを広く広報、宣伝する予定でありますので、地域事業者の皆様方におかれましては自店への集客による売上げ向上に努めていただき、町民の皆様の消費喚起による地域経済のさらなる活性化に期待するものであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 貸付額、金融公庫への申し込み額、相当なものであります。

町長に、あるいは担当部局で現場に接しているところで伺いたいのですが、いわゆる町の努力や民間、生き残るために必死になってやっております。自治体の取組もぎりぎりのところをやっていると思うし、それは高く評価もしたいと思います。同時にいわゆるこうしたことのコロナ禍ということもありますけれども、3月定例会で質問したときに前の年の消費税引上げからの落ち込み、これは年率換算でマイナス7%、もっと根底には20年来続く長引く不況ということが言われておりました。根底の問題で何か感じる、思うことがもしあるようでしたら、こうあるべきだということ、あるいは町だけではできない県や国に対して思うことがもしありましたら、まずご答弁いただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

大変厳しい状況の中ではありますが、やはり南伊豆町も皆さんご承知のとおり大変財政も厳しいという人口減少も大変止まることはないという状況の中で、今回のコロナ禍でかなり経済もそうですし、様々なところで停滞しちゃっているというところがすごく今後不安ではあります。しかしながら、いろいろメディアでは言われますけれども、そのGOTOキャンペーンにしてもそうですし、地方創生臨時交付金にしても特別定額給付金の一人10万円をいただいたり、様々な国の施策というのは、我が町にとっては大変ありがたいなというふうに考えております。GOTOキャンペーンもいろいろ東京都、都民が除外されたということもありますけれども、やはりこれからも期待するところもありますし、ただ、今朝のニュースでもありましたけれども、有名旅館、有名ホテル、それから大型ホテルのほうにお客さんが寄って、中小ホテル、旅館にはなかなか行かないということもあり、またこれから再検討もされるということもありますので、今後の国の施策もししっかり見ながら、町で

やれることをしっかりやっていくということを進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） なぜ、こうした質問をしたかという、我々やはり、当局、町長を初め当局者は、やはり町民を守るという点で町としてできるものを考えていくと。国の様々なメニューも非常に大事だと思います。私は同時に、いわゆる日本が置かれている状況というのはどうか、それと今回コロナ禍というのは、地球全体を覆ったということで、こうしたところで各国の在り方を見る必要があるのではないかということで、その点でイギリスのボリス・ジョンソン首相が、自らがコロナに感染をして、新型コロナに感染して、その中で回復して退院するわけですが、コロナウイルスは社会というものがまさに存在することを証明したという言葉が発したんです。

これは、非常に重要な内容を含んでいて、なぜかという今資本主義社会の中にありますけれども、1980年の冒頭、イギリスではボリス・ジョンソン氏がいわゆる尊敬をするサッチャー、マーガレット・サッチャー氏が首相を務めて、このときから新自由主義の号令が全世界、資本主義国にかけられる。自己責任とかあるいは弱肉強食とかの言葉、自己責任というのはかなりこれがはやってきましたけれども、そういう言葉が跋扈してくる。新自由主義で自己責任を強調する。そして市場原理至上主義、様々な規制が取り払われて、大企業が大手をふるってくる。小さい町、自治体での入札もどんどん構わず、それまでは域内でやっていたものが、大手が入ってくる。到底太刀打ちできない。どんな仕事もどんどん主要大手が持っていく。地方には食べていく手段もなくなってしまう、あるいは全て下請けになってくる。

こうした新自由主義の手法を出発点あるいは総本山というべきイギリスの今の首相が、その社会がある、社会に自分は助けられた。そして行った施策が付加価値税、イギリスは20%ですけれども、これを5%に引下げる。飲食、宿泊、娯楽業界を対象とした付加価値税を20%から5%に引下げる。休業者の給与補助、これは所得の8割、非正規雇用も含めてこれを進めました。それまでは自由放任主義だったのが、ロックダウンして、ロックダウン、強制封鎖をして休業補償をイギリスのジョンソン首相がやったわけです。これは世界も目を、世界の経済学者も目を見張る内容だったわけであります。こうした状況があります。給与保証は10月まで続く。日本の場合は最大200万円の特別給付金あるいは国民一人当たり10万円

というのがありますがけれども、大変なGDPの序列ではそれほどでもないイギリスでさえそういう状態をやっている。

では、日本はどうかと。日本は先ほど言った最大200万円の特例給付金、家族一人当たり、国民一人当たり10万円の給付をやりますがけれども、依然先行きは見えない。この先どうしていくのか、そして先ほど町長が言われた、民間も努力をしているけれども、金融公庫を初めとして借入れ、これで自分は事業をやっていかなければならない、ここには大きな不安があります。観光もそうです。これまで観光をこの間、インバウンドが叫ばれてきましたけれども、内需がない、非正規雇用が多いために国民は遊びに行けない。これまで観光で伊豆半島にも多く来ていた方々は中国や韓国、インバウンドのいわゆる対象としては輸出の部類に当たる、この収入が全く途絶える、激減する。この先回復の見込みがあるかと言えば、世界的にコロナの状況が収まっていく、あるいはコントロールできる状況にならなければ、こうした国家的な往来というのはできません。

そういうことを考えると、内需をしっかりと戻していくこと、そのためには日本の労働者の賃金をしっかりと上げていくこと。これは何年か前の質問のときでも出しましたけれども、全日本労働組合連合会が出したデータで、グラフでまだ小さいですけれども、日本の実質賃金の比較です。2番目にオーストラリアのグラフがありますけれども、ほぼ半分。たまたま昨年の9月の定例会でも質問を行いましたけれども、偶然昨年の6月1日に我が家にオーストラリア人の女性の看護師の方、同業の娘がバックパッカーを家に寄せて交流して宿泊したときにいろいろ話を聞いたのですが、7つ下のその彼女は日本の看護労働者の倍の賃金で倍の有給休暇、それを使って半年以上にわたって世界を見て、自分の人生に役立てるんだということを話してくれましたが、日本の中だけで比較していると全く分からないものが、全く同業同種で話したときにそういう状態だというのが目の当たりにして、私自身も愕然としました。

しかしながら、この間日本では株価は上がってきたじゃないか、この8年間、2012年の年末は1万円の日経平均株価が昨年末では2万3,000円です。一方で経済成長率は、2012年以前は1.8%、現在は1%そこそこ。一人当たりのGDPはどうかというと4万8,600ドル、総生産ですから給与とはちょっと違いますけれども、総生産508万8,000円。これが2018年、おとしの換算で3万9,300ドル。いわゆる世界のランキングだと2012年が15位。かつては世界2位だとか言われていましたけれども、2012年は15位。2018年は26位。416万5,000、6,000まで落ち込んでいる。これが給与の目減り、実質賃金が20年間ずっと下がっている。

こうした事実、その下に我々が置かれていて、これはデータとしては2018年の給与水準なのでそれがさらに消費税2回目の値上げが昨年の10月にある。そして、コロナ。私たちはどういう視点を持ったらいいのか。日経平均株価が昨年末で2万3,000、どういう仕組みかというと、この8年間で日銀は国債保有率を11.5%から何と47%まで増やしているんです。国債でもって主要銀行が株価を支えている。国民には全く関係ないんです。かつて市町村合併のときに国の財政が大変だ、借金が大変だ。私は古い中央公民館に説明に上がった財務省の職員に南伊豆町がそんな大それた借金をしたためしはない、財調の貯め込みはしっかりあって、これが庁舎にも役立っているわけですが、借金はそんなした覚えはない。私たちの責任ではないし、どこが借金したんだという、そのときは800兆円。その後1,000兆円と言われて、何と昨年の、現在の政府債務、1,355.8兆円。そのときよりも360兆円、約400兆円も増えている。これが株価や大企業を支えて国民は後回し。一方で大企業の内部留保は488兆円。純金融資産1億円以上を保有する富裕層の金融資産、これは300兆円。みんなはさらに日本の対外純資産が365兆円、みんな国民を犠牲にしながら、踏み台にしながら主要銀行に借金をつくって、それで今の経済の状態を見せている。だから、国民の足元が大変で、それがコロナの下でもっと大変な状態にある。

私は南伊豆町が半島先端の、客観的には地理的には厳しい状態の中で置かれている中で踏ん張ってやってきている、耐えてやってきているからこそ、こういう状態で何とか踏ん張っていられる。そこは、それでもあまりにもこの実態、国の在り方をもう少し、もっと国民本位に転換をして、そして報われる状態にすべきではないか。そのために、意見を上にも上げるべきではないかということをこの間も言ってまいりましたが、批判というか具体的な施策で国民生活を支える、先ほどの金融公庫等々の借入の額等々も出ましたけれども、こうしたところを制度的に国が支える、県が支える、こうした声を町長会等々でも上に上げていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃられる経済的に大変日本国内が疲弊しているというところ、重々理解しているつもりです。ただ、南伊豆町においてはそこまで大きく、首都圏のような倒産や廃業ということも聞いておりませんので、あまり私も都市部の経済のことを考える余裕もないというか、町内のことで手いっぱい、賀茂圏域のことで手いっぱいというところもあります。し

かしながら、地方創生臨時交付金などの使い勝手の中でも、やはり自由に使えるお金でない部分があったり、縛りがある部分もありますので、その辺のところは当然ですけれども、各地方の市町にとっては状況が大分違います。それと、首都圏初め中核都市、政令市などと状況が違いますので、その辺のところはしっかり酌んでいただきたいなというところがあります。ちょうど明日、県の町長会がございますが、その中で河津の岸町長のほうからもある提案をいただいていますので、それをしっかりと県の町長会として上に上げていきたいなと思いますので、私もその話を聞いて賛同しましたので、ぜひ、そういう形で上げれるもの、要望することは全てやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） ぜひ、現場の声を上げていただきたい。もう一つ言うと、先ほど町長も今、倒産とかなんかということと言われましたけれども、やはりこの地で生きて踏ん張っていく上で、住民の知恵というんですか、べらぼうな投資、あるいは借財をしないで耐えてこの繋いできている、こうしたところを見ながら、同時にそうした住民が、国民事業者がもっと報われてしかるべきだと、そういうふうに思うわけであります。一部のところに留保で置いておかれるのではなくて、今生きている、これは次の質問にも関わってくるわけですが、国民全部にこうしたしわ寄せが置かれている、このことをぜひ、表に出てこない、我慢している、こうしたところをそこに関してはしっかりと付度をしてもらって、住民に対しては付度をしてもらって、これを上に対しては激しくも強い要望を出していただきたい。データを、生のデータを見れば見るほど怒りが込み上げてくる状態というのを止めることはできません。こうしたところをしっかりと踏まえて、やっていただきたいというふうに思います。

さて、次の質問は、新型コロナ禍での学校教育の課題ということで、6つ、6点ほど考えることを上げてみました。

まず、この質問を行う上で、教育長を先頭に教育委員会のスタッフ、そして全教職員の皆様を初めとした方々に苦労と敬意を表したいと思います。これは、なぜかという時間がかかってだんだん解明されつつはありますけれども、コロナの問題が起きて、それで3月、突如として学校の閉鎖、これが発表されました。全国一律です。しかも、ところによっては2日後にこれを決定するとかいう状況がありました。我が町では独自の判断をして、一定の段取

りをとってやって、そうした試みは評価するものでありますけれども、いわゆるパンデミックあるいはこの新型コロナウイルスのパンデミックに対してどう事態を見て、対処をするかという点で一番教育界、そして子供たちがまさに一番コロナの影響を受けていないところが一番影響を受けて動揺する状態に陥ったのではないかと。中身で出しますけれども、新しい生活様式でソーシャルディスタンスが言われる中で、まさにこれがいわゆる学校教育の編成に当たっていく、これが既に矛盾に直面している。しかし、具体的な制度改革あるいは法律改正の段取りはまだされていない。こういう状況にあります。

南伊豆町は子供の数が減っているということもあって、一定学級数の人数は少ない状況はありますけれども、学年によっては30人近いところがあって、ソーシャルディスタンスがぎりぎりというところもあります。また、教員の配置がどうかといえば、基準の40人学級での配置が大本でありますから、そうしたいくら小規模校であっても、独自の、町独自の支援がなければ教員の配置を増やすことは大変です。登校時の検温から消毒から新型コロナに伴って教職員の皆様の仕事量はそれまで以上に増えて、雑用とは言いたくありませんけれども、生きるための方策で感染症を防止する防疫の点でも大事なことののですが、その、それも一緒にやらなければならない。こうした下で質問を行うわけであります。

前置きが長くなって申し訳ありませんが、1つ目は子供たちの状態、現状、そして手厚く柔軟な対応が求められるのではないかとという質問であります。これは、私の周りにいる子供たち、地域の子供たちも日頃元気です。夏休みに接しても元気です。しかし、やはり底抜けに明るいかというと、コロナのニュースを見ていたり、大人の話聞けば、あるいは場所によっては失業等々に家庭で陥っていればそれが子供にも反映している。しかし、けなげに我慢している。こうしたところ、学校ではどのように見られて、あるいは表われることはあるのか、まず、お答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る町内小中学校の3か月弱に及ぶ臨時休校、その影響による夏休みの短縮は今までに経験したことのない事態で、2学期も既に8月24日からスタートしております。

学校生活においては猛暑の中授業が実施されており、コロナ対策と合わせて熱中症対策も実施せざるを得ない状況で、換気、室温管理、消毒、児童生徒の体調管理、水分補給等を実施していることは漆田議員のご質問に答弁したとおりでございます。

学校休業中に際しましては、友だちに会えないことの不安や外に出られないことからくるストレス等への対応といたしまして、学校からの定期的な連絡、教育相談員配置による教育相談等を実施し、そのかいもあり、また各ご家庭での体調管理、保護者の皆様の協力もあり、おかげさまで子供が体調不良を訴えたという報告は受けておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 非常に喜ばしいことだと思います。

同時に先ほど話した、我慢していたりあるいは潜んでいたりするメンタルの面も含めた対応は、大変ですがお願いしたいというふうに思います。

小学校はもちろんですが、中学生、特に3年生は受験を控えて、そういう点では様々な不安等々もあると思います。これは家庭でも、抱える家庭でもそうかと思いますが、一定の学力の問題等々、これは今年度というか来年の高校入試に関わってくると思うのですが、こうした点は柔軟な対応をされる取組をされているかと思うのですが、ぜひ、ご披露していただきたいと思うのですが、子供たちがこういう中でいわゆる規定のカリキュラムをぎっちり詰め込まなくても対応できる入試の在り方等々を郡下、県下等々でぜひ、考えられるべきじゃないかと思います。やられているかと思いますが、ご答弁をしていただけますか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

小中学校の夏休み期間は16日に短縮いたしましたが、それによって必要な授業日数は確保できていることから、土曜授業等の実施はせず、過度な詰め込み教育にならないように配慮しております。

行事等につきましても、人間関係や心を育てる重要な場面として捉え、1学期にできなかった小学校の運動会等に代わる行事を各校で工夫して実施していく予定です。具体的には10月にミニ運動会とか、〇〇小オリンピックとかという名称で実施していく予定であります。

中学校は、小学校に比べると教育課程に若干余裕があり、よく3年生の入試への対応が話題にされます。議員のご指摘のとおりでございますけれども、例年ですとこの9月初旬に行われる県の校長会主催の学力調査です。これ、昨日実は行われたんですけども、今年度はこれにつきましても、テスト範囲が例年ですと1、2年の全てと3年1学期分というところで示されるものですが、今年度につきましては3年の分を除いて1、2年の範囲のみとした

ところでございます。

今のように、今後も創意工夫を生かしながら安定した学習が進められるように努力してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） 今、ご答弁いただいて安心しましたけれども、いわゆる詰め込みにならないように配慮をされているということで、結果的には夏休みの調整、時間を使ってやるということで、こうした点ではもう過ぎてしまったことですからあれですけども、やはり学習指導要領に遵守するというのは、やはり金科玉条という、そういう思いで見たほうがよろしいのでしょうかね。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございますけれども、ただ、もう日数が例えば、今回たまたま３か月弱ということですが、今年度については３か月もないわけです。５月２４日までということですから。ただ、それを全部計算したところ、昨日も少し申し上げましたけれども、１９３日の授業日数をかせげました。これを当てはめますと、教育課程がすっぽり収まってしまったということで、詰め込まなくても十分に余剰時間を得ながら進めることができると。その当初の予定では冬休みも２日、それからこの２学期も実は２日早く始めているわけです。当初予定よりも、４日分の余剰をとっているわけですが、実はそれをやらなくても、もう大丈夫なように組むことが可能でした。先生方の授業、私ども見に行くんですけども、教師の一方的な押しつけ指導というのではなくて、子供たちの考えを生かしながらの、今求められている授業が各学校できておりましたので、私も安心した次第でございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） ベースには学習指導要領がもちろんありながら、それでも自主的に自治体単位あるいは地方で独自に検討してやられているということだと思います。私も身近なところでも、宿題にあえぎながらも毎日の様子では学校は楽しかったという声を毎日聞いているので、詰め込みとか追い立てられてはいないんだろうなという思いはしますが、やは

り時勢が時勢なもので、教職員の皆さんがそういう負担を思いながらやられていることのないうにということがあったものの質問でありました。

もう一つ冒頭に申し上げた検温だ、消毒だ、様々な負担が教職員の方にかかっております。これは5番目にも関わりますけれども、いわゆる教員配置の問題で課題と感じていることはあるいはあるのか、今で十分だとかそういう思いであるのか、そこら辺をご答弁していただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

教員の適正人数の問題ですけれども、本町はほぼほぼ少人数学級でございまして、そこからいくと人数的にはさほど困っていない状況、ただ、実際にコロナウイルスのこの下では、消毒作業というのが随分時間をとるものでございまして、大体1校当たり40分程度かけてやっている現状がございます。

これにつきましては、県のほうもスクールサポートスタッフの増員であったり、要は授業の内容にも入っていくというサポートをする支援員、この配付もしてくれていますので、そういった面ではいいです。もともとでも本町では、町の独自の考え方で支援員を付けてくださっていますので、これについては各校長も非常にこの人たちがありがたいということ、それからスクールサポートスタッフの増員も非常に消毒面ではありがたい、ただ、まだ緩めてはいけませんけれども、そろそろその消毒の仕方もう考えていこうという話にはなっております。というのは、全ての場所、全て触ったところと思われるところを消毒するわけです。それで、学校の表を見ると、誰々先生はどここの箇所というところで、一人の受持ち分担が物すごく多いんです。それで、体育館に最後集まったりするんですけれども、ボール一つ一つ、触った遊具一つ一つを拭くんです。これを、子供を帰した後にはやりますので、通常の仕事がこれではできなくなってしまう。そういう危惧があったものですから、ここの時点では多ければ多いほうがいいんですけれども、今度はそこばかり膨らめても、また内容の問題もございまして、その点では今の困り感はないのですけれども、非常にそのただ、見直しはしていこうということで今それを進めて、40分を15分ぐらいでどうだろうと、そのためには先ほどもちょっとお話がございましたけれども、子供の手洗いです、これを重点的にやろうと。手洗いとうがいです。要は子供の手がとても、全員がきれいならばどこを触ってもそんなに汚れないよという発想の基でやるところを限ることができる。程度も限ることができるということでございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もう一つ、今先ほどの答弁で熱中症とコロナの関係でということでありましたけれども、日常のいわゆる体を動かす点で外での活動は当然というか、今はやっていないと思うのですが、体育館等々の活用というのはどのような感じになっておりますか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

実は、外の活動もやっております。外の活動をやる理由は、もちろん熱中症は怖いわけですが、マスクを外すことができるんです。外は間隔を広く取ります。ただ、学校によっては、小学校はグラウンドにテントを張るなどして、オアシスをつくってやっているところがございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 続いて、教育関連で、ICT教育で子供たちに端末を備えるということが補正で、臨時会でやりましたけれども、この活用、また推進する上ではどのようなことを考えているか。

私はICTオンリー、ITオンリーということではITを導入する上で、同時に教育の要素としてもものを触る、子供たち同士での議論をする学び合い、こうしたことを根底にしっかりと位置づけた上での活用がないとこれに流される可能性もあるのではないかと。こうした点での配慮あるいは留意はどういうふうにされているのかということ、もう一つ、ちょっと6番目の持続可能な社会を見据えたESD教育ということですが、これは昨日の議会の同僚議員の質問でも地域に残る高校の問題がありました。ESD教育、持続可能な社会のための教育を進める位置づけることによって、いわゆる単なる義務教育あるいは高等教育を受けた、それが単なる学びということだけではなくて地域と密接に結びついて地域を知っていく、子供のときに自分の家庭と登校する地域の範囲だけしか頭にないではなくて、地域、町を知ること、こうしたことが持続可能な社会をつくっていく上で非常に重要ではないかということでこうした教育が叫ばれてきたわけですが、これとの関連ではどのような認識を持たれているか。まさにコロナのこの新しい生活様式等々や在り方から言えば的を射ているかと思いますが、この2点、お答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まず、ＩＣＴ教育のほうですけれども、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る小中学校の臨時休校はある意味ＩＣＴ教育の必要性を強く感じさせられるものでもありました。国では児童生徒一人に１台パソコンを整備するギガスクール構想の実施前倒しが行われ、当町においても国の補助金を活用し、今年度中に一人１台のパソコンを整備する予定であります。

町といたしましてもＩＣＴ教育の対応も徐々に実施をしていたわけですが、コロナの状況下いろんな施策が前倒しされ、パソコン等のハード面の整備が進んでいく中、児童生徒にパソコンを貸出し、管理に係るガイドラインの整備、教職員へのＩＣＴ教育が課題であります。

今後の感染拡大の状況いかんで、またいつ長期休業となるとも限りませんので、早急にパソコン管理ガイドラインの整備、長期休業時のＩＣＴ活用による学校運営等の確立、教職員のＩＣＴ機器操作法の習得を進めていく所存であります。

ただ、議員がおっしゃったように対面教育というのが小学校段階においては最も望まれる教育であることは間違いありません。今、中教審の専門部会のほうでは対面教育とＩＣＴ教育のハイブリッド教育なんて言葉も出ている状況でございます。ただ、やはり私たちはＩＣＴの活用、これは本当に必要なものですし、それこそ先ほど申し上げた教育課程に載っているものですので、やらなければなりません。ただ、そこだけに頼る教育にはならないよう配慮して進めていきたいと思っております。

それから、今度は持続可能なＥＳＤ教育のほうですけれども、持続可能な社会というのは、「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会」のことで、ＥＳＤ教育とはそのような社会をつくる担い手を育む教育であります。

当町におきましては、教育大綱の目標に「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む」という文言を掲げ、子供たちに町のすばらしさを再認識させることを第一に学校教育、社会教育ともに進めております。町のすばらしさの中には自然環境のすばらしさも当然含まれるものである。子供たちはそれを題材とした「ジオ学習」や「ふるさと学級」を通じて地球環境、自然環境の保全の大切さを学習しております。

このような活動が将来的には南伊豆町に戻ってきて、起業、就業したいという子供たちの増加に繋がっていくことを期待しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

先ほど教員配置に関しては、現行ではそれほどの支障はないということでありました。ただ、制度的にその基準が40人学級の下で、その自治体の努力でやられているということがあります。萩生田文科相が7月20日の教育再生実行会議で少人数学級を目指すべきだという発言をして、学級編集の見直しに言及したそうです。こうしたことも含めてさらなる人数が少ない当町であっても、さらに手厚い対応ができるように声を、私たちも上げていきたいというふうに思います。

ちなみに、教育費の公的教育費のGDP比率は、日本は世界で111位、3.19%、一人当たりの教育費、児童生徒は世界で16位という状況であります。こうした点を、やはり先ほどの経済の問題ではありませんけれども、国民本位、子供たちが本当に豊かに成長できる環境のためにあっていただきたいというふうに思います。

最後、時間が少なくなりましたが3番目の農政基本計画と南伊豆町の持続可能な地域づくりであります。

安倍政権は3月末に新たな食糧農業、農業基本計画の閣議決定を行いました。新型コロナ禍の下で自国の食糧自給に関心が高まるとともに、コロナ後の社会を見据えて持続可能な社会の在り方が問われております。当町での農政の在り方、食糧自給についての認識、合わせて種苗法に関する認識の質問をするものであります。

この種苗法は唐突に出しましたけれども、2018年に種子法が廃止されました。地方自治体ではそれほど話題にされることはありませんけれども、それに続く種苗法改正はさきの国会では廃案になりました。結論からいうと、特定のグローバル種子企業に対してこれを独占に、種子の独占を招いていく、この事態であります。一方でコロナ禍の下でいわゆる生活圏、国の中での自給率を高めるべきだという声も高まってきております。こうした点で農業が盛んなところだけではなくて、いわゆる必死で踏ん張っているところ、我が町の農業者の瀬戸際にあるところがあります。こうした点で、やはり基本スタンスをしっかりとって、国に対しても種苗法等々の改正をするのではなくて、個々の農家をしっかりと守る方策を取るべきだと、そういう声を上げるべきだというふうに思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今日の農業を取り巻く環境は、高齢化、人口減少及び後継者不足などにより生産量及び販売額とも減少傾向にあります。

しかしながら、これらに伴い発生する多くの遊休農地については今後の有効活用の手法によっては、生産量は増加し、食糧自給率も向上にもつながる逆転の可能性もあると感じております。

一方、農業振興会の地道な活動や農林水産直売所「湯の花」への出品などにより生産、販売、消費といった地産地消が確立されつつあり、小規模農家の活動を継続し、衰退させないことが本町の農業振興として重要であると認識しております。

このような中において、後継者不足の解消には限界もあり、全国でも実績のある大規模な農業生産法人等による農地集積なども真剣に検討すべき時期に来ていると考えております。今後に向けては関係する諸団体との連携を進めながら、継続的な取組として新規就農者の受入れや人材育成を支援するとともに、さきにも述べました農業生産法人等による遊休農地の大規模集積や活用などについて調査研究を深めていきたいと考えております。

種苗法につきましては、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めるとともに品種育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与するものとされております。

平たく言えば、植物の新品種を開発した人がそれを利用する利権を独占できると定めた法律で、農家が利用するのはOKで自由に自家採取してよいと認められてきたところ、今回の改正でこの条項が削除され、たとえ農家であっても登録品種を無断で使ってはいけないことになったというふうに解釈しております。

現行の法改正に伴い、農業者、生産者も含めて賛否両論いろいろなご意見があることは承知しておりますが、「日本の開発した種を海外にとられてはいけない」という思いは共通していると伺っております。

大変申し訳ございませんが、種苗法についてはこの程度しか知識が持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 先ほどのご答弁にあった、その遊休農地を、大規模に集積をして、

いわゆる大手に出す、やってもらふところを探すという答弁がありました。これに対しては、やはり大変な中でも、もちろん農業者と農地所有と実態は離れております。変わってきておりますけれども、いわゆる様々な食管法も改正されたのなんだの中で、いわゆる一定の農地を必死に守ってきている、しかも昨日の質問でも出されましたけれども、地元で園芸科の高校があると。県知事もそれを支えると。すぐさまそこが農業に繋がるということではなくても、そこを出たOBが、今地域の農業を自営農業も含めてしっかりと支えようとしている。ここに大手を入れるなんていうのは冒瀆であつてとんでもないことだと。縦貫道を目指して、できるのを目指してやれば、ここの魅力を、土地の魅力を発揮できるのはやはり農業、そしてここは海があるから漁業となりますけれども、土地の魅力はやはり農業しかできない、この点で大手を入れるなんていうのはとんでもないということを担当にも申し上げておきたい。いずれ縦貫道ができる暁には、私たちの農業をやりたいという人、この人たちでいい自営業者、そのためにしっかりと農地も保全しながら守り、種苗法に関してもしっかりと知見、大手の世界のグローバル種子企業へこの魂を渡さない、その認識を改めていただきたいというふうに思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

報第4号 令和元年度南伊豆町健全化判断比率について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

当案件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率となる4指標の令和元年度数値について監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。また、実質公債費比率は3か年平均で7.7%、将来負担比率では39.8%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

なお、監査委員の審査意見書の報告につきましては、お手元に配付した意見書をもって報告に換えさせていただきます。また、この後の報第5号議案についても同様とさせていただきますのでご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） 次に、報第5号 令和元年度南伊豆町資金不足比率について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会にご報告するものであります。

水道事業会計では資金余剰金が出ており、公共下水道事業、子浦漁業集落排水事業、中木漁業集落排水事業及び妻良漁業集落排水事業の4特別会計では、収支が均衡しているため資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第71号 南伊豆町教育長の任命につき同意を求めることについて、を議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、現教育長である佐野薫氏の任期が、令和2年9月26日をもって満了となることに伴い、人格高潔、教育に対する深い識見と職務に対する強い使命感を有する同氏を、引き続き教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

佐野教育長、退席しますか。どうしますか。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第 7 2 号～議第 7 3 号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） それでは次に、議第72号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び議第73号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2で掲げる基本理念のもと、同法第2条の規定をもって地方公共団体に設置されており、同委員については、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとされております。

現在、教育委員会委員としてご尽力いただいております下村和雄委員が、本年10月30日をもって任期が満了いたします。

このため、同委員の後任として、人格高潔、教育、文化に識見を有する南伊豆町湊1180番地、山田浩氏を新たに委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

前号に引き続き、議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案も前議案と同様に、教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員会委員としてご尽力いただいております井上誠也委員が、本年10月30日をもって任期が満了いたします。

このため、同委員の後任として、同法第4条第5項で規定する保護者枠として、人格高潔、教育、文化に識見を有する南伊豆町下小野136番地、井上伸悟氏を新たに委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第72号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第73号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第72号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第73号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第 7 4 号～議第 7 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第74号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について及び議第75号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案は、附属機関を新たに追加するための改正を行うもので、新たに設置する機関は、「南伊豆町地域福祉計画推進委員会」及び「南伊豆町学校教育環境整備委員会」であります。

南伊豆町地域福祉計画推進委員会は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき策定した「南伊豆町地域福祉計画」について、同条第3項に規定する調査、分析、評価等を行うことを目的に設置するものであります。

また、南伊豆町学校教育環境整備委員会は、学校統合に向けて、多面的な考えのもと、議論を進め、より良い教育環境の構築に向けて取組むことを目的に設置するものであります。

前号に引き続き、議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第74号において追加した附属機関の委員に対する報酬額を定めるため、本条例の一部を改正するもので、報酬額は日額で4,500円、半日額（3時間未満）を3,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第74号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第75号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第74号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第75号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第76号 南伊豆町手数条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されたことから、同カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第77号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年8月31日に執行した一般競争入札により、工事金額6,380万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円をもって恵比寿建設株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、平成27年度から継続事業で、社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良事業の工事契約の締結でありまして、工事概要としては、終点である石井橋交差点から起点に向かい約164メートルの改良で、重力式擁壁及びブロック積擁壁工のほか、アスファルト舗装工を施工するもので、本年度をもって完了する予定であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第78号 令和2年度道路メンテナンス事業前原橋橋梁補修工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年8月31日に執行した一般競争入札により、工事金額1億1,880万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,080万円をもって株式会社南伊豆造園土木と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、令和元年度から施工している道路メンテナンス事業前原橋橋梁補修の工事契約の締結でありまして、工事概要としては、橋脚耐震補強工、落橋防止装置工など施工するもので、橋梁の長寿命化を図るものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第79号 令和2年度道路メンテナンス事業加畑橋橋梁補修工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年8月31日に執行した一般競争入札により、工事金額6,655万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額605万円をもって長田建設工業株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、令和元年から施工している道路メンテナンス事業加畑橋橋梁補修工事の契約の締結でありまして、工事概要としては、塗装塗り替え工、断面修復工などを施工するもので、橋梁の長寿命化を図るものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第80号 令和2年度南伊豆町公共下水道湊幹線管渠更生工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年8月31日執行の一般競争入札により、工事金額8,800万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額800万円をもって長田建設工業株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要については、平成30年度実施した下水道管路内面調査により、南伊豆東小学校付近から新湊橋交差点付近までの約700メートルの間で、腐食が進んでいるとの判定が示されたことから、管路更生工事を実施するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） この4議案についての異議というか、それじゃなくて関連質問でよろしいですか。4つに関連した質問でよろしいですか。

○議長（清水清一君） はい、どうぞ。

○7番（稲葉勝男君） 実は、私も町の技術職員第1号として奉職したこともございます。それで、昨日の静岡新聞に「自治体の技術職員、危機感持ち人材確保」というのが社説に載っていました。これは町長見ました。見ていないですか。実は、ここに道路やトンネル、河川の堤防といったインフラの建設維持管理を担う自治体の土木建築関係の技術職員で人材不足が深刻化していると。

それで、静岡県内も35市町中7市町が土木技術技師ゼロ、これは2018年度の調べだそうですけれども、特に伊豆賀茂地域の技術職員が不足していると。それで、近年激甚化した上、頻発している自然災害への対応や、それから老朽化が進むインフラの安全確保と長寿命化、今日もそういう橋梁がいろいろ来ておりますけれども、その自治体の技術職員にはこれは欠かせない存在であるということです。それで、市町の技術職員の不足を補うために一般社団法人ふじのくにづくり支援センターが土木の、建築の技術屋さんの派遣をしているということも書いてあります。それで、公共工事の、ここに公共工事の品質確保は適正な積算設計変更、現場管理が十分にできているかが重要であると。

こういうことから加味して、南伊豆町の現状でその技術職員がどのくらいのどういう配置でいるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。技術職員としての採用というのもやっているとは思ったのですけれども、純然たる技術の職員というのは何名ぐらいでどういう体制でやっているのか、それからあとは検査です。検査体制、だから、今回でもこれ、4工事全体大体3億3,700万円ぐらい出ているんです。だから、これらの検査体制、これをどういうふうにやっているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

本町における技術系の職員であります、今、地域整備課のほうに集中的に配置をしています。ちょっとすみません、多分地域整備課5名、それからあと、水道のほうに1名係長がおります。

採用のほうですけれども、毎年土木系の職員採用の募集をかけているところであります。また、なかなか新卒の方もおられないものですから、社会人枠として年齢を上げたところでの募集も一応は今かけているところで、今年度も募集をかけたのですけれども、応募が一人ございまして、あったのですがこのコロナ禍の中にあって、首都圏に住んでいるので試験に来られませんよということがあって、辞退をされてしまいました。また、これを受けましてまた秋に、これ以降、また社会人の募集も独自にかけていきたいと今考えておりまして、技術系の職員については確保をこれからも図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 総務課長の答弁で分かったんですけれども、ぜひ、やはりこの、今工事自体がもう、複雑化しておりますし、本当の技術を持った方でないとなかなか現場の対応が難しいと思うんです。ですから、それに対応できるのは業者の方も皆さんすばらしい技術を持って対応しているから、業者の方がその分を補うかもしれませんけれども、ぜひ、そういう意味では、やはり町でも技術職員を確保していくということが大事だと思いますので、今の総務課長の言われたことも検討して、ぜひ、いい職員を配置できるようにしていただきたい、このように思います。関連質問で。

○議長（清水清一君） 稲葉議員、検査のことはいいのかな。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 検査の関係につきましては、総務課に管財係を設けておりまして、そちら職員2名おります。係長も当然つけておりまして、そちらのほうで対応させていただいております。

以上です。

○議長（清水清一君） よろしいですか。

そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第81号 令和元年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年度南伊豆町水道事業会計における当年度純利益301万6,331円に前年度繰越利益剰余金3,224万2,041円を加えた3,525万8,372円を当年度未処分利益剰余金としたいもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第82号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,636万円を追加し、予算の総額をそれぞれ66億9,325万6,000円とするものであります。歳出の主なものでは、衛生費に2,500万円、農林水産業費に1,764万4,000円、商工費に2,096万2,000円などをそれぞれ追加し、これらの歳出に対応する財源として地方交付税に4,708万5,000円、諸収入3,975万4,000円などを追加いたしました。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第82号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

補正予算書第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億2,636万円を追加し、予算の総額を66億9,325万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目一般管理費の人件費につきましては、人事異動に伴います整理並びに職員給与費の調整でありまして、340万円を減額いたしました。

以降においても同様に職員給与費等の調整がございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて22、23ページをお願いいたします。

4款衛生費の2項1目清掃総務費には、2,500万円を増額させていただきました。これは、清掃センターの施設管理を委託するに当たり、施設修繕については事後保全をせず予防保全

のみを行い、その経費については年に1度の定期点検終了時に指摘内容を精査し、修繕が必要と判断した場合には必要最低限の経費を補正予算計上するとした方針に基づき、今回計上するものでございます。

次に24ページ、25ページをお願いいたします。

5款農林水産業費の3項6目海岸保全施設整備事業費には1,764万4,000円を計上させていただきました。これは、昨年度の台風19号により被災した石廊崎及び小稲地区の海岸保全施設の復旧を行うもので、被災後に行われた災害査定において、被災状況からは施設のあった位置、規模、構造が不明確であったため、補助採択要件を満たさなかったものがこの度、境界立会を行い施設の境界が明確となったこと、復旧施設の規模、構造が決定したことから今回予算計上させていただいたものでございます。

最後に26ページ、27ページをご覧ください。

6款商工費の1項3目観光費には、2,000万円を増額させていただきました。これは、コロナ禍においても地域全体を盛り上げる観光施策として、3密になりにくい周遊型のエンターテイメントである現地周遊とデジタルを利用した「リアル宝探し」を展開したいものがあります。具体的には、町中を宝探しのエリアとし、自身のスマートフォンなどを活用して、提供されるヒントを参考に出題される問題を解き、その答えが示す町内の場所を実際に訪れて宝を獲得するというもので、地域の歴史や文化に実際に触れること、エンタメ性を持たせること及びある程度の滞在が必要となることなどにより、単なる宝探しではなく、エリア全体を活性化する取組とすることを目指すものでございます。そのコンテンツを作成するため、委託料に必要経費を計上させていただきました。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

本補正予算の歳出に係る財源といたしまして、12款1項1目地方交付税につきましては、普通交付税に4,708万5,000円を増額いたしました。これは、本年度普通交付税交付額の確定に伴うものでございます。

続いて14、15ページをご覧ください。

22款4項2目雑入には、リアル宝探しコンテンツ作成業務委託料の財源として2,000万円を計上いたしました。これにつきましては、観光庁の補助金を一度、民間団体が受領し、そこから町に交付されるため雑入として予算化してございます。

このほか、23款1項8目の過疎対策事業債につきましては、7,850万円を減額させていた

できました。これは、南伊豆認定こども園敷地内に子育て支援センター棟を建築するに当たり、国庫補助金である地方創生拠点整備交付金の採択を受けたため、そちらの予算計上に合わせまして、ほぼ同額を減額するもので、いわゆる財源区分の変更をさせていただいたものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○5番（谷 正君） 今、予算の主な概要を総務課長に説明していただいたのですが、歳出のほうの予算書の27ページの358事業の観光振興事業費の未利用自然資源活用コンテンツ造成委託料2,000万円、これにつきましては歳入のほうで15ページのこれ、雑入としてあるんですが、誘客多角化事業費補助金、これが充当されるということですよ。そうした場合、一般にはこの雑入に入れたというのは、何か特別な理由というのがありますか。というのは、一般的には財政、財源内訳の中ですと国・県支出金とか何かの場合ですと、一般的にはそこに入って表示されるということなんです、その他の雑入というのは何か特別な理由があるかということ。まず、それをお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

こちらの先ほどのリアル宝探しの関係なんですけれども、こちらの観光庁のほうで業者委託をしまして、その業者から交付を受けるということになるので、雑入として受け入れるということにしました。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） それでは、支出のほうで担当課長にお伺いしますが、歳出のほうで、この南伊豆町の未利用自然災害のコンテンツの内容というのは、業者名を言ってちょっと質問すると失礼かもしれませんが、任天堂のあつ森とか、そういう、ああいういわゆるコンテンツの中の一環なのか、全然ああいうイメージとは違うのかというのを。というのは、任天堂の何だっけ、ポイントのやつで、ポケモンGOでやっていったときに個人的なあれなんです、私の家がポイントになっていたもので、24時間その車が止まるんですよ。本当に夜、気持ちが悪いです、聞いたらポイントになっていますということなもので、もし、それを

やるのだったら許可を取ってもらいたいと。それと内容をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

このデジタルリアル宝探しの関係につきましては、ポケモンのそれとは別の部分でやっている形になると思います。ただ、スマートフォンを活用した中で町内のポイントポイントで動いてもらうということで、先ほども言ったように滞在を長くしたら3密というか、そういうことにならないうちの中で、それぞれ各自が調べた中で町内を探索していただくという形のものを考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） 今も我々の話をしたんですけれども、前に伊豆半島の関係で、ジオパークか何かの関係で、小柴さんという方、伊豆の国市でしたか、事務局の方が来たときにはそういうジオパークの関係なんかの場合、小柴さんがちゃんと挨拶に来て、こういうことですよという説明が事前に受けたもので分かったのですが、先ほどの話だと全然なくて、よそのナンバーの車が止まったりしてあったもので、それはその非常に今の時代とか何とかというのは不信を与えるもので、私自身は感じているもので、そういうものはぜひ、スムーズにいくように事業執行はしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） よろしいですね。

加畑毅君。

○4番（加畑 毅君） 4番、加畑です。

私の質問も谷議員と同じ箇所です。6款1項3目の観光費の中のリアル宝探しの件なんですけれども、これ、商工観光課の課長ともう一つ地方創生室の室長にも聞きたいんですけれども、滞在型というところまで伸ばした形で組まれているのでしょうか。この委託するに当たって、例えば宿泊しなければできないことの流れの形をとっているパターンと、例えば日帰りのパターンがあるとか、多分町内の歴史にも触れながらというところでやっていくのかなというイメージが僕にはあるんですけれども、その辺は、例えば担当課と委託業者で考えているところがあるのかというところを商工観光課の課長に聞きたいということと、地方創生室の室長に聞きたいのは、これは多分関連した中で地域おこしにもつながっていくことだと思うんです。そのイメージとして地方創生室のほうで何かこういう展開をしていこうとい

う流れが、もし、ゆくゆくあるのであれば、そのお二人に聞きたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えをいたします。

町内を回遊してもらうという部分が当然ありますので、長く滞在していただくような方向でそれは考えていただきたいと思いますし、あと、当然お店とかそういうものも町内の消費してもらうような形の部分も考えていくような格好になるかと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 続いて地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

とりあえず今のところ、この地方創生に直接つながるという考え方でこの事業のほうには当たってはおりません。ただ、この事業を通じましてたくさんの方が南伊豆町に訪れるということになろうかと思しますので、その訪れた方々をいかに町の地方創生に繋げていくかというところで何か一工夫事業でできればなと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

加畑毅君。

○4番（加畑 毅君） すみません、ありがとうございました。

同じ款項目のところなので、ちょっと続けて質問させていただきますけれども、フェリーの事業負担金というのがあります。これは多分、駿河湾フェリーの今の航路の部分じゃないかと思うんですけども、先日松崎港のほうに、新港のほうにテストという形で寄ったんですけども、それは私も見てきました。これは近隣の、特に西海岸のほうは期待するところでもあると思うんですけども、この点について当局がどういう期待をしているかというところを聞きたいので、この点は副町長に聞きたいんですけども、西海岸のほうの雰囲気というか、松崎とか西伊豆のほう、知り合いの方が多いと思うんですけども、その点この航路が新しくできた場合にはどんな可能性があるとか、今どういう機運が高まっているという形は、南伊豆の西海岸のほうで何か話が出ているのかなと思って、その点を聞きたいんですけども。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをさせていただきます。

このフェリーの事業の負担金については、当然この中においてかなりの部分のところで、運営の部分です、のところで3市3町じゃないや、県を含めて3市3町ですか、のつくっている協議会の中でご負担をいただきたいという部分のところの追加の補正をお願いをしたということなんですが、私どもは担当の副市長、副町長がこちらのほうの会議のほうには県庁のほうに度々行って、お話を伺っています。その中で現行の清水から土肥までの航路については、一番ネックなのは、やはり土肥が、天候がいくらかでも不順になってしまうと、はっきり言って着岸できないというところが非常にネックになっています。それも含めて松崎新港のほうに試運転的といいますか、やってみてということだということは聞いています。

これが航路的に簡単に、じゃ、土肥が駄目なんで松崎へというような話で、その都度簡単に振ればいいとは思うのですけれども、きっとそれはできないんだろうなというふうなところがあります。また、じゃ、全くもうこれから清水とそれから松崎新港、そちらのほうを主眼にやっていったらどうなんだということになると、やはりこれは既存の部分のところで土肥のほうに困るというようなことがあろうかと思えます。

ただ、駿河湾フェリーとしては、やはり航路の安定的な航路を維持するという部分のところでは、かなり松崎新港のほうに期待をしているところもありますし、当然下田も含めて私ども、それから西伊豆2町ですか、松崎、西伊豆、そこも含めて期待をしているところは大きいと思います。今この時点でその程度しかお話をちょっとできませんが、私はぜひ、それが常態化するというような形になっていただけると大変ありがたいのかなというふうには考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） ページ28、29ページ、7款の5項都市計画費の中で413事業ですけれども、津波防災地域づくり推進計画検討委託料というのがございます。この内容についてなんですけれども、これは津波ですから総合防災マップに着色されている部分についての地域づくりだというふうには解釈はしているんですけれども、内容がどういうふうなものか、この地域づくりの中で、というのは、例えばこの地域で今後土地の利用だとかそういうものをするときは、例えば今、そこは5メートルの浸水があるから、5メートル以上離れたところへ家を建てなさいとか、そういうところまでのあれが入ってくるのか、規制というかそういう部分が、それと、それとも全面的にその地域の海岸というか防波堤というか、防潮堤、そ

ういうものを造って地域全体を守る、そういうものをメインにしているのか、その辺の内容的なものが分かったらお願いします。というのは、その後その地域づくり、いいんですけれども、さっき言ったように5メートル以上にしなければ、何メートル以上にしなければならないという、今度はそこの地域へ住み人たちが非常に今度は住みにくくなる部分も出てくると思います。規制をかけられると、あまり。だから、その辺も考慮した中でどういうふうな考えを持っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） すみません、私の方からお答えをさせていただきます。

これは、ご案内のとおりこれまで津波の協議会というので海岸地区をずっと以前やって、静岡モデル、静岡モデルがありますよね。要するに2次想定のもの凄く高いものではなくて、今妻良港ですか、妻良港、子浦、妻良合わせて、あれは静岡モデルといいますか、あそこまでは津波の高さとして必要だということで、もう妻良港は既に整備をされています。あれを各地域で当然今までやってきまして、伊浜はやらない、落居は少しやりたいとかあります。

この中で、問題は湊です。湊。湊の地区につきましては静岡モデルの高さまで持っていくということになれば何ら問題はないんですけれども、いや、とてもじゃないけれどもあの高さは無理だよと、ただ、ここ数年といいますか、台風の大規模化といいますか、に伴って、やはり少し高く上げてもらいたいよという地域の方々のご意見があります。それをやるためには、当然補助金を付けてやるということですが、根拠です、例えば1.2メートルの高さのものを造りたいというのが、長さ、高さはちょっと、要するに要はL 1未満の高さのものを整備するためには根拠が必要だということで、この計画を作らないと補助金が出ませんと。平たく言えば。そういう意味です。そのためにこの委託の関係の事業をやらせていただきたいということで計上しました。

議員のおっしゃるように相対的なものについては、以前から逃げ地図であるとか、そういうものは全てもう整備をして、各地域に皆さんお配りをさせてもらってありますので、当然これから将来的には避難路の、各海岸地域のです、私たちはもう、津波の高さのものや防御用の防波堤は造らないというような決定もしているところもありますので、そこは整備をやらないということになりますが、じゃ、逃げるためにはやはりどうしても避難路、地域、地域でしっかりとした避難路を造らなければいけないと。そういうのはこれから手掛けていくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 今副町長の説明で分かったんですけども、心配するというのは、そこまでいかないということですから、要するに、その子浦みたいに前面に防潮堤、あれは6メートルかな、県のあれでいうと、6メートルでしたっけか、それを高くするか、もうちょっとするかという、そういうことだということでしたんですけども、これはあまりまず細部にわたって規制というか、そういうものでやっていくと、今後背後の土地を利用することなんかにもいろいろ規制がかかってくるもので、その辺を心配したものですから、今の説明で分かりましたので了解しました。

○議長（清水清一君） そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第83号　令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から250万2,000円を減額し、予算の総額を13億7,008万7,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金を160万5,000円、保健事業費218万4,000円を減額し、諸支出金128万2,000円を増額するほか、歳入では、保険税を2,025万3,000円減額し、国庫支出金619万5,000円、県支出金125万2,000円、繰越金1,002万4,000円を増額するものであります。

詳細については、健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長　山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君）　議第83号の内容説明を申し上げます。

14、15ページをご覧ください。

歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

3款国民健康保険事業費納付金については、本年度納付額の決定に伴い160万5,000円減額調整するものであります。

また、6款保健事業費については、新型コロナウイルス感染症の影響により4月から8月中旬まで、賀茂医師会による各種健診事業が延期となりました。このため、8月後半より順次再開しておりますが、当初予定していた健診日数が確保できないため、他の医療機関に委託することで健診日数を確保したいことから必要な差額分を増額するほか、国保ヘルスアップ事業の事業中止などにより、218万4,000円を減額するものであります。

次に16、17ページをご覧ください。

9款諸支出金ですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯

に対し、国民健康保険税が減免されることとなり、本年２月末納付期限の令和元年度８期分も減免対象となりました。このため、過年度保険税還付金の調整及び特定健康診査等負担金の精算分として128万2,000円を増額したいものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。10、11ページをご覧ください。

１款１項の国民健康保険税であります。本年７月に実施した国民健康保険税本算定の結果による調整に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免分を勘案いたしまして、2,025万3,000円を減額したいものであります。

次に、４款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、国民健康保険税を減免した際の財政支援分として、国庫補助金を619万5,000円増額したいものであります。

６款県支出金には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、国民健康保険税を減免した際の財政支援並びに事業を中止する国保ヘルスアップ事業の財源調整として、特別交付金125万2,000円を増額したいものであります。

９款１項の繰越金につきましては、２目１節その他繰越金を1,002万4,000円増額いたします。

８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額は13億7,258万9,000円でありまして、補正額マイナス250万2,000円となり、差し引き合計額は13億7,008万7,000円であります。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第84号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から301万円を減額し、予算の総額を13億82万2,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、人事異動に伴う地域包括支援センター職員の一般会計への組み替えにより、4款地域支援事業費を372万9,000円減額し、社会保険診療報酬支払基金交付金の精算による過年度交付金返還金及びコロナウイルス感染症に伴う保険料減免に伴う返還金として、7款諸支出金を71万9,000円増額するものです。

また、歳入では、地域支援事業費の減額により、1款保険料を48万、4款国庫支出金を125万1,000円、6款県支出金を62万6,000円、9款繰越金65万3,000円をそれぞれ減額したいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第85号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に468万円を増額し、予算の総額を1億3,835万7,000円と

したいものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を217万1,000円、諸支出金を250万9,000円を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料を51万5,000円、諸収入247万9,000円、繰入金101万3,000円を増額いたします。

詳細については、健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第85号の内容説明を申し上げます。

12、13ページをご覧ください。

歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金であります、本年8月に実施した本算定により調整を図るもので、18節の保険料負担金217万1,000円を増額したいものでございます。

次に、3款1項1目の保険料還付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対しての減免等により60万円を増額いたします。

また、3款2項1目の一般会計繰出金では、令和元年度の広域連合事務費負担金の精算に伴い187万9,000円を増額いたします。

続きまして、10、11ページをご覧ください。

歳入であります、1款1項1目、後期高齢者医療保険料を51万5,000円増額し、8,990万1,000円としたいもので本算定調整によるものであります。

次に、4款1項2目、保険基盤安定繰入金であります、本算定の結果に伴う調整として101万3,000円を増額し、3,676万2,000円といたしました。

また、5款1項1目の繰越金ですが、前年度繰越金を67万3,000円増額するものです。

6款2項1目、保険料還付金には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する後期高齢者医療広域連合から還付金60万円を見込みました。

6款4項1目雑入には、令和元年度広域連合事務費負担金精算額として187万9,000円を増額いたしました。これらは、一般会計繰出金に対応するものでございます。

それでは、8、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額 1 億3,367万7,000円に補正額468万円を加えまして、総額を 1 億3,835万7,000円としたいものであります。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第86号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に74万7,000円を追加し、予算の総額を3,355万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、賀茂地区指導主事の人事異動に伴う人件費の更正で、1款総務費の一般管理費に76万円を増額し、これらの財源として前年度繰越金74万7,000円のほか、不足する1万3,000円については、共同設置町負担金返還金を減額し、対応するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 87 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第87号　令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第87号の提案理由を申し上げます。

本議案は、下水道事業の加入促進に係るアンケート調査を実施するためのシステムデータ
修正業務委託料として48万7,000円を増額するもので、予算の総額を3億7,681万5,000円と
したいものであります。

内訳では、歳出で2款業務費48万7,000円を増額し、これらの財源として5款繰入金で48
万7,000円増額いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第88号 令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案は、資本的収入を210万3,000円増額し6,930万9,000円とするほか、資本的支出を250万円増額し、予算の総額を2億2,266万3,000円としたいものであります。

資本的収入については、今年度の予定工事において生活基盤施設耐震化等交付金の交付が確定したことによるもののほか、資本的支出では、青野大師ダム維持管理負担金が確定したことによるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、定例会本会議3日目は、明日は休会とし、月曜日、9月7日9時30分からとなります。よろしくお願いいたします。

散会 午後 1時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和 2 年 9 月定例町議会

(第 3 日 9 月 7 日)

令和2年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和2年9月7日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第91号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第96号 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第98号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第102号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒田利貴男君	２番	宮田和彦君
３番	比野下文男君	４番	加畑毅君
５番	谷正君	６番	長田美喜彦君
７番	稲葉勝男君	８番	清水清一君
９番	漆田修君	１０番	齋藤要君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君
代表監査委員	高橋正明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。それでは定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年9月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の本会議にかけられている議題が全て決算関係でございますので、
本日は高橋正明代表監査委員が出席しておりますことをご報告します。

本日の議事日程は印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 議事日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎議第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度は第5次南伊豆町総合計画の最終年度に当たるため、これまでの成果と課題を再認識し、総合計画に掲げた町の将来像実現の総仕上げに加え、新たな総合計画のスタートに向けた計画的な推進を図ること、また、持続可能な南伊豆町の実現に向けて人口減少対策を初め、産業振興、雇用創出、少子高齢化対策などの各種取組を推進することを目的として予算執行に努めました。令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額では、歳入総額で50億3,069万6,959円、歳出総額では49億1,995万8,767円となり、歳入歳出差引額では1億1,073万8,192円となりました。このため、翌年度に繰り越すべき財源731万1,000円を差し引いた実質収支額では1億342万7,192円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、監査報告を申し上げます。

令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和2年8月20日。

南伊豆町監査委員高橋正明、同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。

令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

2、審査期間。

令和2年7月14日から令和2年8月20日。

3、審査の方法等。

- (1) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。
- (2) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。
- (3) 財産に関する調書。
- (4) 主要施策の成果を説明する書類。
- (5) その他説明のために提出された関係書類。

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調整されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されたかを審査した。

第2、審査の結果。

令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

以下、1の一般会計決算及び財政状況から7ページの4、資金事情につきましては記載のとおりでございます。後ほどまたご確認をしていただきたいと思います。

続きまして、7ページの中段第4、審査意見。

1、一般会計決算収支について。

形式収支は1億1,073万8,000円。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億342万7,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額はマイナス5,171万7,000円で、実質単年度収支はマイナス3,893万3,000円の赤字となった。

今後も、極力財政の安定を図るため基金への積増ができるよう努力されたい。

2、一般会計歳入について。

歳入決算額は前年度と比較すると、2億7,546万5,000円減少している。主な要因は、繰入金マイナス1億9,963万7,000円、繰越金マイナス1億6,793万9,000円、県支出金マイナス9,063万9,000円、地方交付税マイナス1,870万2,000円、地方消費税交付金マイナス1,115万6,000円である。

経常的収入である町税は、対前年比マイナス343万1,000円で、その主なものは固定資産税マイナス875万5,000円、入湯税マイナス82万6,000円、町たばこ税マイナス60万6,000円であ

る。

町税全体の収納率は96.78%（前年度95.55%）で、前年度比1.23%の改善となり、昨年度に引き続き県内でも高水準を維持している。これは日々の滞納解消に向けた精力的な取組が着実に結果として現れたと評価することができる。今後もこの取組を継続し、税負担の公平性を保たれるよう努められたい。

また、税外収入については、このような取組を他課と連携し自主財源の確保に努められたい。

ふるさと納税制度については1億7,013万4,000円の寄附額（前年度比マイナス217万3,000円）を計上した。その成果は、地域の活性化に大いに貢献している。

3、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、令和元年度はマイナス2億957万4,000円となった。減少した主な要因は、石廊崎オーシャンパーク内休憩塔完成に伴う整備工事の完了により、関係経費が皆減したこと、ふるさと寄附金の減収に伴い総務費の記念品代が大幅に減少したこと、ふるさと応援基金積立金が大きく減少したこと等によるものである。

さらに、性質別に前年度と対比してみると別表6のとおりである。

4、財政分析。

財政力指数は0.32と、変わらず低い。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするには、自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は、87.9%となったが、これは経常一般財源の減額が経常経費充当一般財源の減額を上回ったことによるものである。

基金残高比率は、取崩しにより61.4%となり、前年度より1.7%減少したが、全体的にはおおむね良好である。

5、町債について。

一般会計残高は、50億8,302万円と前年比2億5,469万円の増加となった。

増加した主な要因は、光ファイバー網の整備事業を初め南中小学校グラウンド改修や災害復旧工事の実施に伴い借入れた町債の額が、昨年度まで借入れた町債に対する通常償還金額を上回ったためである。町債残高の増加は財政健全化指標の悪化に繋がるため、引き続き計画的な町債の発行に努められたい。

6、基金について。

財政基盤の安定化を図る財政調整基金は、1,274万8,000円の積立てがされ、全体の基金残

高は18億7,195万8,000円（前年比マイナス7,653万7,000円）となった。これは、ふるさと寄附金の減収により7,107万円を取崩すこととなったことが主因である。今後安定的な財政運営を行うため、さらなる基金管理、運用に努められたい。

第5、結びに。

令和の時代に入り、訪日外国人も増加基調をたどり、インバウンド消費により堅調に推移していた観光産業であるが、令和2年に入り、突然の新型コロナウイルスの発生により年度後半は大きく後退することとなった。こうした中、昨年4月に開業し順調に推移していた石廊崎オーシャンパークもその影響を受け始め、また、地域の中心産業である観光産業にもこの先大きな懸念が出ている。

一方、当町の重要な財源となっているふるさと寄附金についても、今年度1億7,000万円とピークから大きく減少し、低調な推移となっている。ふるさと納税制度は地域経済の活性化に大いに貢献し、さらには地域の高齢化が進む中、税収の伸びが期待できない状況下で大きな財源となっていることから、様々な当地ならではの魅力あるメニューを取りそろえるなど財源確保に向けた積極的な取組を期待するものである。

また、日銀による金融緩和政策の長期化により、預貯金の金利はほぼゼロの状況にあり、今後は資産の保全を図りつつ新たな運用手法も真剣に研究する時期に来ていると考える。

なお、今後は公共施設等総合管理計画に基づいたインフラ資産の更新等、非常に大きな財政需要が発生すると見込まれるため、基金の確保がさらに重要となると思われる。

健全な財政運営を進めるため、さらなる安定的で持続的な行政基盤の確立に向け、なお一層の努力が必要と考える。

令和2年8月20日。

南伊豆町監査委員、高橋正明、同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 監査委員の、決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書3ページ、4ページをご覧ください。

歳入からご報告させていただきますが、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し説明とさせていただきます。

1 款町税、収入済額 8 億7,595万7,605円、不納欠損額750万2,311円、収入未済額2,166万5,041円。

2 款地方譲与税、収入済額5,568万 5 円、不納欠損額及び収入未済額、ゼロ。

以下、3 款から12款までと、15款から20款までは、不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のための説明とさせていただきます。

3 款利子割交付金61万4,000円。

4 款配当割交付金286万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金192万6,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億4,491万円。

7 款ゴルフ場利用税交付金761万4,320円。

8 款自動車取得税交付金994万8,387円。

9 款環境性能割交付金284万9,000円。

10款地方特例交付金1,850万3,000円。

11款地方交付税20億7,717万7,000円。

次ページに移りまして、12款交通安全対策特別交付金67万7,000円。

13款分担金及び負担金2,081万4,853円、収入未済額5,000円。この収入未済額は放課後児童クラブ利用者負担金の未納分でございます。

14款使用料及び手数料6,327万5,588円、不納欠損額57万6,900円、収入未済額90万3,140円。この収入未済額の主なものは道路占用料、河川占用料、町営住宅使用料の未納分でございます。

15款国庫支出金 3 億5,610万2,955円。

16款県支出金 2 億4,664万5,853円。

17款財産収入1,519万9,359円。

18款寄附金 1 億7,016万7,691円。

19款繰入金9,790万8,301円。主なものは公共施設整備基金繰入金1,552万1,400円、ふるさと応援基金繰入金7,207万1,720円などでございます。

20款繰越金 1 億7,662万9,083円。

21款諸収入8,403万6,959円、収入未済額 1 万6,800円。この収入未済額は、園児給食費負

担金未納分でございます。

次ページに移りまして、22款町債 6 億120万円。

以上、歳入合計では、予算現額52億928万8,000円、調定額50億6,136万6,151円、収入済額50億3,069万6,959円、不納欠損額807万9,211円、収入未済額2,258万9,981円。予算現額と収入済額との比較ではマイナス 1 億7,859万1,041円でございます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページ、10ページをご覧ください。

1 款議会費6,086万9,507円。

2 款総務費10億5,869万5,808円。

主なものは1 項総務管理費、8 目企画費、企画調整事務事業の光ファイバー網整備事業費補助金 2 億4,820万円、12目地域づくり推進費、ふるさと寄附金事業6,275万1,537円でございます。

3 款民生費11億8,550万9,196円。翌年度繰越額1,000万円。地域子育て支援センター建設設計委託料でございます。

4 款衛生費 6 億233万7,084円。

5 款農林水産業費 1 億2,990万1,157円。翌年度繰越額193万9,000円。台風被害に伴う農業施設復旧補助金でございます。

6 款商工費 2 億68万1,407円。

7 款土木費 5 億7,445万9,569円。翌年度繰越額4,013万4,600円。前原橋橋梁耐震補修工事等でございます。

次ページをご覧ください。

8 款消防費 2 億9,026万649円。

9 款教育費 3 億7,592万3,647円。

10款災害復旧費7,201万3,707円。翌年度繰越額2,058万2,000円。台風被害に伴う漁港復旧工事分でございます。

11款公債費 3 億6,930万7,036円。この内訳は、償還金元金 3 億4,651万398円、償還金利子 2,279万6,638円でございます。

12款予備費ゼロ。

以上、歳出合計では、予算現額が52億928万8,000円、支出済額49億1,995万8,767円、翌年度繰越額7,265万5,600円、不用額 2 億1,667万3,633円、予算現額と支出済額との比較では2

億8,932万9,233円で歳入歳出差引残額は、1億1,073万8,192円であります。

本決算書の詳細につきましては、次ページ以降の「事項別明細書」、155ページの「実質収支に関する調書」及び156ページからの「財産に関する調書」並びに別冊附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、一般会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

加畑毅君。

○4番（加畑 毅君） 4番、加畑です。

高橋監査委員のほうにちょっとお聞きしたいのですけれども、今回はこれ、令和元年の一般会計のことなんですけれども、コロナの状況で多分2年度の決算というのはかなり、今までとは違ったいびつな形になっていくんじゃないかなというのがあるんですけれども、この内容を見て僕、財政調整基金の大事さというのは今回すごく痛感したんです。うちの町は思いのほかといたしますか、ほかの町に比べて財調があったので、対応はなかなかできたと思うんですけれども、例えば下田とか東伊豆みたいに厳しい状況に追い込まれたところもあるわけじゃないですか。そこについて監査委員としてどのような印象を持っていたかということが聞きたいのが一つ。それから、今後コロナで国のほうも財政が厳しくなっているときに地方交付税が減らされるのではないかなという心配があるんですけれども、その点は監査委員の感覚からいくとどのような状況になるかというのは、ちょっと意見としてお聞かせ願えればと思いますけれども、お願いします。

○議長（清水清一君） 高橋監査委員。

○代表監査委員（高橋正明君） 当町の財政調整基金につきましては、私の感覚だけしか分かりませんが、堅実に蓄積をされてきているのだらうなと思います。

ただ一つ感じていることは、先ほど意見の中でも申し上げましたが、金融情勢がこうした長期な金融長期緩和になっていますので、やはり約20億、財政調整を含めた基金20億がどう運用していくかというのが非常に大きな当町にとっても問題だと思います。金利がほぼゼロの状況ですから、今まで1%、2%で数千万円近く、過去には金利だけで数千万円という収入が得られたわけなんですけれども、今はゼロですから、やはり20億をただゼロで置くというのは、これはやはり言ってみれば怠慢ということになるのではないかと思います。した

がって、これをどう運用していくかということは大きな町としての責任だろうと思います。

地方消費税については、ちょっと私の感覚ではなかなか、どう、多いか少ないかという部分は、ちょっとなかなか難しい状況です。

以上です。

○議長（清水清一君） よろしいですか。

そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第89号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度の決算額では、歳入総額14億9,644万7,836円、歳出総額13億3,640万9,086円で差引残額は1億6,003万8,750円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもって代えさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の162ページ、163ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額 2 億2,137万3,413円、不納欠損額831万7,334円、収入未済額2,041万5,040円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額のための説明とさせていただきます。

2 款一部負担金、収入済額ゼロ。

3 款使用料及び手数料、収入済額14万1,200円。

4 款国庫支出金55万円。

5 款療養給付費交付金ゼロ。

6 款県支出金 9 億5,531万1,699円。

7 款財産収入 1 万2,589円。

8 款繰入金9,207万6,553円。

9 款繰越金 2 億1,586万7,103円。

10 款諸収入1,111万5,279円。

歳入合計、予算現額14億5,903万円、調定額15億2,518万210円、収入済額14億9,644万7,836円、不納欠損額831万7,334円、収入未済額2,041万5,040円、予算現額と収入済額との

比較は3,741万7,836円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

164ページ、165ページをご覧ください。

歳出につきましては、款、支出済額の順に朗読し説明とさせていただきます。

1 款総務費467万964円。

2 款保険給付費 9 億2,542万9,564円。

3 款国民健康保険事業費給付金 3 億7,804万3,018円。

4 款共同事業拠出金130円。

6 款保険事業費1,721万407円。

7 款基金積立金 1 万2,589円。

8 款公債費ゼロ。

9 款諸支出金1,104万2,414円。

10款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額14億5,903万円、支出済額13億3,640万9,086円、翌年度繰越額ゼロ、
不用額及び予算現額と支出済額との比較は、1 億2,262万914円でございます。

歳入歳出差引残額は 1 億6,003万8,750円でありまして、基金繰入額はゼロ円でございます。

なお、詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、187ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議の
ほどよろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第90号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第91号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度の決算額では、歳入総額12億9,755万1,130円、歳出総額12億882万9,346円で差引残額は8,872万1,784円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の188ページ、189ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款保険料、収入済額 2 億8,536万192円、不納欠損額107万650円、収入未済額368万2,856円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明

とさせていただきます。

2 款分担金及び負担金ゼロ。

3 款手数料 3 万6,800円。

4 款国庫支出金 3 億508万3,725円。

5 款支払基金交付金 3 億714万1,000円。

6 款県支出金 1 億7,723万7,312円。

7 款財産収入及び 8 款寄附金ゼロ。

9 款繰入金 1 億6,726万1,396円。

10款繰越金5,269万205円。

11款諸収入274万500円。

歳入合計、予算現額12億7,266万円、調定額13億230万4,636円、収入済額12億9,755万1,130円、不納欠損額107万650円、収入未済額368万2,856円、予算現額と収入済額との比較では2,489万1,130円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額893万2,778円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費11億2,630万5,791円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ。

4 款地域支援事業費4,266万9,181円。

5 款基金積立金213万円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金2,879万1,596円。

8 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額12億7,266万円、支出済額12億882万9,346円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、6,383万654円でございます。

歳入歳出差引残額は8,872万1,784円でありまして、このうち、基金繰入金はゼロ円でございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、217ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第91号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第92号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度の決算額では、歳入総額1億2,911万8,633円、歳出総額1億2,835万8,973円で差引残額は75万9,660円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書218ページ、219ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額8,340万1,600円、不納欠損額2万9,600円、収入未済額31万3,600円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料2万400円。

3 款寄附金ゼロ。

4 款繰入金4,256万2,730円。

5 款繰越金59万160円。

6 款諸収入254万3,743円。

歳入合計、予算現額1億3,001万2,000円、調定額1億2,946万1,833円、収入済額1億2,911万8,633円、不納欠損額2万9,600円、収入未済額31万3,600円、予算現額と収入済額との比較はマイナス89万3,367円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額204万957円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,387万773円。

3 款諸支出金244万7,243円。

歳出合計、予算現額 1 億3,001万2,000円、支出済額 1 億2,835万8,973円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、165万3,027円でございます。

歳入歳出差引残額は75万9,660円。この内、基金繰入額はゼロ円でございます。

以下、詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」及び別冊決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第92号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第93号～議第95号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第93号、議第94号及び議第95号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算については、歳入総額166万1,461円、歳出総額150万3,267円となり、歳入歳出差引額では15万8,194円となりました。

議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算については、歳入総額41万5,449円、歳出総額5,000円となり、歳入歳出差引額では41万449円となりました。

議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算については、歳入総額584万6,523円、歳出総額578万887円となり、歳入歳出差引額では6万5,636円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算、議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算及び議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、続けてご説明申し上げます。

令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書231ページ、232ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款財産収入、収入済額49万1,824円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみをご説明させていただきます。

2 款繰入金100万3,000円。静岡県との分収林契約の満了に伴い、静岡県持ち分の立木購入のため繰り入れました。

3 款繰越金16万6,637円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額165万8,000円、調定額及び収入済額166万1,461円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較3,461円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額150万3,267円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額165万8,000円、支出済額150万3,267円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、15万4,733円でございます。

歳入歳出差引残額15万8,194円は令和2年度へ繰越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、240ページの「財産に関する調書」及び別冊決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、242ページ、243ページをご覧ください。

令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読いたします。

1 款繰越金、収入済額7万5,694円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のための説明とさせていただきます。

2 款諸収入ゼロ。

3 款財産収入33万9,755円。これは風力発電用地貸付料が主なものでございます。

歳入合計、予算現額42万1,000円、調定額及び収入済額ともに41万5,449円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス5,551円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。

1 款総務費、支出済額5,000円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額42万1,000円、支出済額5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、41万6,000円でございます。

歳入歳出差引残額41万449円は令和2年度へ繰越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、251ページの「財産に関する調書」及び別冊決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、253ページ、254ページをご覧ください。

令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

1 款財産収入、収入済額579万8,879円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金4万7,644円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額587万2,000円、調定額及び収入済額584万6,523円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス2万5,477円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額578万887円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額587万2,000円、支出済額578万8,887円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、9万1,113円でございます。

歳入歳出差引残額6万5,636円は令和2年度へ繰越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、262ページの「財産に関する調書」及び別冊決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で南上、南崎、三坂それぞれの財産区特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第93号議案、議第94号議案並びに議第95号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第96号 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度の決算額では、歳入総額で354円、歳出総額も同額でありまして、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書264ページ、265ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し説明とさせていただきます。

1 款財産収入、収入済額354円、これは土地開発基金利子でございます。不納欠損額及び

収入未済額ゼロです。

以下、2款繰入金、3款繰越金については、収入済額、不納欠損額及び収入未済額はゼロでございます。

歳入合計、予算現額1,000円、調定額及び収入済額354円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス646円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額の順にご説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

1款公共用地取得費ゼロ。

2款繰出金354円。

歳出合計、予算現額1,000円、支出済額354円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較、646円、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、273ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、土地取得特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第96号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度決算額では、歳入総額3,600万6,220円、歳出総額3,327万5,699円で、差引残額は273万521円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の274ページ、275ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額3,132万円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

2 款繰越金、収入済額468万6,220円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

歳入合計、予算現額3,600万6,000円、調定額及び収入済額3,600万6,220円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較220円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額3,327万5,699円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額3,600万6,000円、支出済額3,327万5,699円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較273万301円、歳入歳出差引残額は273万521円でございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第97号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第98号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第98号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和元年度の決算額では、歳入総額2億2,452万622円、歳出総額も同額でありまして、差引残額はありません。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書283ページ、284ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額353万5,000円、不納欠損額43万円、収入未済額204万8,000円。

2 款使用料及び手数料、収入済額4,497万1,127円、不納欠損額ゼロ、収入未済額6万48円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金ゼロ。

5 款繰入金1億5,919万495円。

6 款繰越金ゼロ。

7 款諸収入2万4,000円。

8 款町債1,680万円。

歳入合計、予算現額 2 億3,082万2,000円、調定額 2 億2,705万8,670円、収入済額 2 億2,452万622円、不納欠損額43万円、収入未済額210万8,048円、予算現額と収入済額との比較マイナス630万1,378円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款下水道費、支出済額3,484万5,611円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

2 款業務費7,782万3,342円。

3 款公債費 1 億1,185万1,669円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 2 億3,082万2,000円、支出済額 2 億2,452万622円、翌年度繰越額ゼロ、不用額並びに予算現額と支出済額との比較630万1,378円、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、298ページからの「財産に関する調書」のほか、別冊「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第98号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第99号～議第101号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてと議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第99号、議第100号及び議第101号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額ともに2,273万3,345円となり、差引残額はありません。

議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額ともに1,742万3,126円となり、差引残額はありません。

議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額ともに2,430万3,763円となり、差引残額はありません。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤由紀子君登壇〕

○会計管理者（佐藤由紀子君） 議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計、議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計及び議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計について、続けてご説明を申し上げます。

令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の300ページ、301ページをご覧ください。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額117万9,940円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のための説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料450万4,630円。

3 款繰入金870万6,221円。

4 款諸収入4万2,554円。

5 款国庫支出金450万円。

6 款県支出金180万円。

8 款町債200万円。

歳入合計、予算現額2,430万4,000円、調定額及び収入済額2,273万3,345円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス157万655円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順でご説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

1 款総務費518万5,644円。

2 款公債費834万6,201円。

3 款漁業集落環境整備費920万1,500円。

歳出合計、予算現額2,430万4,000円、支出済額2,273万3,345円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較157万655円。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、311ページからの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、313、314ページをご覧ください。

南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額21万480円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のための説明

とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料360万9,040円。

3 款繰入金881万4,108円。

5 款諸収入 3 万9,498円。

6 款国庫支出金475万円。

歳入合計、予算現額1,945万円、調定額及び収入済額1,742万3,126円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス202万6,874円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出につきまして款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

1 款総務費406万9,498円。

2 款公債費359万5,528円。

3 款漁業集落環境整備費975万8,100円。

歳出合計、予算現額1,945万円、支出済額1,742万3,126円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は202万6,874円。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、322ページからの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、324、325ページをご覧ください。

令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額12万9,848円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明させていただきます。

2 款使用料及び手数料341万3,120円。

3 款繰入金1,619万4,764円。

5 款諸収入 6 万6,031円。

6 款国庫支出金450万円。

歳入合計、予算現額2,567万6,000円、調定額及び収入済額2,430万3,763円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス137万2,237円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出につきまして款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費373万6,247円。

2 款公債費1,143万7,516円。

3 款漁業集落環境整備費913万円。

歳出合計、予算現額2,567万6,000円、支出済額2,430万3,763円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較137万2,237円。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、333ページからの「財産に関する調書」及び別冊「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第99号議案と議第100号議案並びに議第101号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第102号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

てを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第102号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の承認をいただくもので、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

当期の水道事業収益は3億3,559万7,682円となり、水道事業費用では3億2,658万8,556円となりました。資本的収支の決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額で5,244万7,480円となり、建設改良費のほか、企業債償還金等に係る支出額では1億7,550万9,352円となりました。このため、収支において不足する額1億2,306万1,872円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補填をいたしました。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、監査報告を申し上げます。

令和元年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和2年7月31日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和元年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の期間。令和2年6月24日から同年7月31日。

2、審査実施場所、役場庁舎。

3、審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

ついで、令和元年度の会計処理においては、地方公営企業に導入された新会計基準により本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果。

1、決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、2の経営状況についてから6ページ(5)の水質検査契約につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

それでは、6ページの第3結び、業務状況についてみると、給水人口は7,983人で前年度と比較して152人(1.9%)減少し、給水戸数は4,441戸で5戸(0.1%)増加している。

水道収益に直結する総配水量は169万306立方メートルと前年度と比較して5万6,131立方メートル(3.4%)増加し、総有収水量は118万6,459立方メートルと前年度と比較して3万7,492立方メートル(3.1%)減少している。

このことから、有収率は70.19%と同規模団体の全国平均78.71%と比較すると8.52%下回っており、老朽管の更新や漏水対策にしっかり対応して、まさに「捨て水」とならないよう対応し、有収率の向上を図られたい。

次に、水道施設整備については、平成22年度より南伊豆町水道施設整備基本計画に基づき老朽管の更新等に着手されており、国県補助を受けて吉祥地区において671メートル、一條地区内において542メートルの配水管布設替え工事が完了した。

また、加納地区、青市地区、手石地区、石井地区において、老朽化に伴い619メートルの配水管布設替え工事を行った。

引き続き、近年予想されている南海トラフ等の大規模地震が発生しても継続して飲料水を安定供給するため事業を着実に進めていただきたい。

次に、経営成績については、地方公営企業法の改正による新会計基準の補助金等により取得した固定資産の変更により、減価償却見合い分を収益化したことから、前年度末未処分利

益剰余金は3,525万8,000円となるものの、総収入3億1,667万3,000円に対して、総費用3億1,365万7,000円と、純利益301万6,000円を計上するが、令和元年度一般会計繰入金4,680万円を除いた場合、収支は大幅な赤字となる。

平成25年度から3か年にわたり水道料金の値上げを実施してきたが、この結果を踏まえて、今後はさらなる水道料金の値上げの検討も必要。

また、水道料金未収金については、令和元年度末241万3,000円と前年度比34万2,000円増加しており、このうち現年度未収金が37万4,000円増加している。これは大口先の旅館等が納付期限内に納付することができなかったことによるものである。一方、長期及び恒常的未納者についても、給水停止等の対策強化により減少傾向にあるが、不納欠損処分7万5,000円を計上していることから、今後も引き続き受益者負担の公平性について理解を得ながら未収金の解消に努められたい。

人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症による観光産業の低迷に伴う流動人口の減少のほか、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況にある中で、一方では老朽化した水道施設の更新など設備投資が必要となり、収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、さらに厳しい財務状況となることが推察される。水道事業を取り巻く情勢を認識した上で、平成26年度から導入した民間活力を活用し、健全経営に努められるとともに、安全、安心、安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

令和2年7月31日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 監査委員の決算意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書1、2ページをご覧ください。

水道事業会計予算書第3条に係る収益的収入及び支出の決算額となります。

収入から順にご説明いたしますが、本報告は消費税を含むものでございます。

第1款水道事業収益では、予算額3億3,295万2,000円に対しまして、決算額3億3,559万

7,682円となり、264万5,682円の増となりました。

内訳では、第1項営業収益で2億5,181万278円、第2項営業外収益で8,378万7,404円となっております。

次に支出であります。第1款水道事業費用では、予算額3億3,175万8,000円に対し、決算額3億2,658万8,556円となり、不用額は516万9,444円となりました。

内訳として、第1項営業費用で3億757万3,442円、第2項営業外費用で1,901万5,110円となり、また、項目別決算額に係る仮受消費税及び地方消費税等の計算説明については、決算書37ページに記載してございますので割愛させていただきます。

次に、3、4ページをご覧ください。

第4条に係る資本的収入及び支出の決算額でありまして、収入から順にご説明いたします。

第1款資本的収入の予算額5,519万2,000円に対しまして、決算額5,442万7,480円となり、274万4,520円の減となりました。

内訳では、第1項他会計繰入金が197万2,380円、第2項国県補助金で1,449万円、第3項企業債2,890万円、第5項建設改良工事負担金で708万5,100円となっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出の予算額1億8,910万2,000円に対しまして、決算額1億7,550万9,352円となり、不用額は1,359万2,648円となりました。

この内訳では、第1項建設改良費に1億396万4,081円、第2項企業債償還金で7,154万5,271円。なお、資本的収入額は資本的支出額に不足する額1億2,306万1,872円は、過年度損益勘定留保資金1億1,659万9,407円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額646万2,465円で補填いたしました。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

本計算書につきましては、税抜き表示となっております。

1、営業収益では、(1)給水収益から(2)その他営業収益までの合計額で2億3,291万294円となりまして、2、営業費用では、(1)原水浄水、送水、配水給水費から(6)その他営業費用までの合計額で2億9,533万6,614円となりました。このため、営業損失は6,242万6,320円となります。

3、営業外収益では、(1)受取利息及び配当金から(4)長期前受金戻入まで合計額が8,376万2,955円となり、4、営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出の合計額1,832万304円となりましたので、差引営業利益は6,544万2,651円となっております。このため経常利益は、301万6,331円となりました。

５、特別損失はありませんでした。

当該経常利益が当年度純利益301万6,331円となり、前年度繰越利益剰余金3,224万2,041円と合わせた3,525万8,372円が、当年度末処分利益剰余金となります。

次の、７、８ページは、令和元年度水道事業会計に係る剰余金計算書となっております。資本金には、197万2,380円の一般会計繰入金がございましたので、当年度末残高では15億3,348万8,373円となりました。剰余金のうち、資本剰余金には当年度変動はなく、1,096万3,416円で、利益剰余金には当年度純利益301万6,331円を加えて、3,525万8,372円となりました。このため、資本金と剰余金を合わせた15億7,971万161円が、当年度末における資本合計残額となります。

次に、９、10ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部では、１、固定資産の（１）有形固定資産で、34億9,136万8,219円となっております。なお、当該有形固定資産の明細につきましては、決算書30、31ページに記載の有形固定資産明細書をご確認ください。（２）無形固定資産では、水利権などで331万4,000円でありまして、固定資産の合計額は34億9,468万2,219円となりました。

また、２、流動資産では、現金預金で１億3,871万8,339円、未収金で2,382万6,602円、貯蔵品26万5,900円でありまして、流動資産の合計額では１億6,281万841円となり、このことから、資産の合計額は36億5,749万3,060円であります。

負債の部では、３、固定負債で企業債９億9,812万7,146円のほか、４、流動負債で１億2,733万2,577円、５、繰延収益９億5,232万3,176円などで、20億7,778万2,899円となっております。

資本の部では、６、資本金として自己資本金15億3,348万8,373円のほか、７、剰余金では、資本剰余金1,096万3,416円に利益剰余金3,525万8,372円を加えた4,622万1,788円となり、資本合計では、15億7,971万161円であります。

以上のことから、負債資本合計額は36億5,749万3,060円となり、資産合計額と同額となるものでございます。

本決算書11ページ以降につきましては、令和元年度水道事業に係る事業報告書でありまして、附属書類としてキャッシュフロー計算書、財務諸表等を添付してございますので、後ほどご確認を賜いますようお願い申し上げます。

以上で、決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第102号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（清水清一君） 日程第16、南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、それぞれ委員の任期満了を控えて行われるものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、南伊豆町子浦1537番地仲村清君、南伊豆町市之瀬815番地鈴木定雄君、南伊豆町二條327番地土屋誠君、南伊豆町湊601番地の1山田眞二君。

以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました仲村清君、鈴木定雄君、土屋誠君、山田眞二君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員の補充員には、南伊豆町石井15番地の2佐々木豊治君、南伊豆町大瀬458番地菊池勢一君、南伊豆町入間1190番地の1高野譲君、南伊豆町毛倉野400番地の9石井保彦君。

以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐々木豊治君、菊池勢一君、高野譲君、石井保彦君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に指定したいと思いますが、ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事は終了したので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、明日より9月定例会は9月24日まで休会とし

ます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 25 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和 2 年 9 月定例町議会

(第 4 日 9 月 25 日)

令和２年９月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第４号）

令和２年９月２５日（金）午前９時３０分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第 90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第 91号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第 93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第 94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第 95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第 96号 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議第 97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議第 98号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議第 99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議第 100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議第 101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 15 議第 102 号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 議第 103 号 令和 2 年度南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事契約の締結について
- 日程第 17 議第 104 号 備品購入契約について（令和 2 年度教育用情報機器端末購入）
- 日程第 18 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 19 発議第 5 号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書
- 日程第 20 発議第 6 号 社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院のへき地拠点病院認定にかかる決議
- 日程第 21 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年9月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎議第89号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） おはようございます。

予算決算常任委員長の長田です。

それでは、委員会報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和２年９月25日、南伊豆町議会議長、清水清一様。予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

１日目、開催月日及び会場、令和２年９月８日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前９時30分から午後１時32分。

委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりです。

２日目、開催日及び会場、令和２年９月９日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前９時30分から午前11時34分。

委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第89号 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員会決定、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第１款会議費、質疑、意見、要望はありませんでした。

第２款総務費及び関連歳入について、問い、答えということで朗読します。

問 地域おこし協力隊とワーケーションの取組、連携について。

答 連携の可能性について検討する。

問 まち・ひと・しごと創生総合戦略K P I（事業実績評価）の認識について。

答 第６次南伊豆町総合計画と合わせ、計画の進捗状況を管理していく。

問 バイオマス産業都市構想の進捗状況について。

答 南上地域で取り組んでいるが、林道を造成しながらどれだけの木材を出せるか。事業能力も視野に入れた検討を進めている。

問 駿河湾フェリー存続に向けて、半島振興法を視野に入れた対応を求める。

答 既存の運営母体に提案し、連携していく。

問 システム使用料、著作権使用料は。

答 著作権使用料は二次使用料を払っている。

問 光ファイバー加入率については。

答 62、64、65局は30%を超えており、67局は20%台である。コロナの関係で進んでいない。

問 ふるさと寄附金事業の広告料の使い道は。

答 各ポータルサイトに対しての広告料である。

問 町税過誤納付還付金については。

答 確定申告に遡りの申告が多く見られたためである。

問 非常用電源の容量、設置場所の検討結果については。

答 令和2年補正で設計予算が確定し、現在検討中。容量は130キロボルトアワーの発電機を設置し、発災後の72時間、サーバー室、防災通信室（同報無線）、災害対策本部等の電源に対応する。設置場所は庁舎の駐車場の一部に3メートルの架台を組み、その上に非常用電源を設置する予定。

問 石廊崎オーシャンパークの運営と今後の見通しについては。

答 今年度、上下の駐車場を一括管理とし、より一層の誘客に努める。

問 再生可能エネルギー農山村活性化協議会の検討事項について。

答 140キロワットで1日4トンの木材供給確保から進める。

問 地方創生事業交流促進事業について。

答 9回セミナーを行った。町単独で行ったときは10名から20名の参加があり、継続していく。

問 コロナ禍の下で発災を想定、ボランティア支援が限定された中で対応は。

答 8月28日、政府本部会議で新型コロナの解明が進んでいることが報告されており、ボランティア支援も含め、国・県と連携して対応する。

問 毎年、全国各地で起きている局所型大雨災害の備えは。

答 短期的な避難所運営に備えて新たに体制を整備した。

問 マイナンバーカードの交付率、マイナポイントについては。

答 8月末時点の交付率は18.84%である。マイナポイントについては広報5月号、町ホームページに掲載し、周知している。

3 款民生費及び関連歳入について。

問 地域支援事業についての内容は。

答 介護事業による地域支援事業は、介護予防として成果がある。障害者支援の地域支援

事業は1市5町の共同事業で、社会に対応した生活ができるように支援している。

問 認定こども園の歩道に段差がある。ガードフェンスの設置はあるのか。

答 反射材付きのポールを設置した。状況に応じて対応する。

4款衛生費及びその関連歳入について。

問 本年度、静岡市のある医師会では、診療所でインフルエンザの検査はしないとのこと。
国・県からの指示が示されているのか。

答 国・県からは特別示されてはいない。

5款農林水産費及び関連歳入について。

問 海岸漂着物対策補助について。

答 当初予算は重機買上げや海水浴場の清掃対応、台風時漂着物は補正対応した。

問 水産事業の事業保全活動、バラムツの状況は。

答 8尾で少数であるが継続していく。

問 成年就農援助の実情は。

答 イチゴが定着し、現在は有機野菜とイチゴで兼業形態もある。

問 地籍調査の今後の活用と、遊休地、荒廃地の対策。

答 農地の賃借等に活用する。一部事業参入に大手事業もあり得る。地元雇用、
分校生徒などが農業を生業とできるように模索していく。

問 野生獣被害が増大している。鹿の管理捕獲は大変で、県に対して費用弁償の増額を求められたい。

答 広域の協議会で要望していく。

問 有害鳥獣捕獲申請の在り方について。

答 現場の実情の把握に努める。被害金額算定の基準を定めていく。

問 箱罟の管理数量について。

答 現在53基を貸し出している。適正に管理している。

問 稚貝、稚魚等の水産振興について、放流箇所は。

答 漁業者と漁協において適正な地域に放流している。

第6款商工費及びその関連歳入について。

問 コロナ禍ではあるが、来年の重要なイベントを実行する方向での検討を求める。

答 コロナと付き合って、正しい感染対策を見据え、GoTo施策を据えて取り組んでいく。

問 お試し店舗の見通しについては。

答 独立起業を目標に進めているがハードルは高い。今後も機会の場を提供していく。

問 宣伝費用の在り方、変化は。

答 マスコミをメインとした中で、テレビ、紙媒体を使っている。今後はSNSなど、積極的に取り組んでいく。

問 宣伝委託料における主要キャンペーンの内容は。

答 上野駅の産直市でキャンペーンや商工会との合同キャンペーン、伊勢海老まつりのキャンペーンを横浜駅、川崎駅で行った。

7 款土木費及び関連歳入について。

問 一条稲梓線の重要性と見通しについては。

答 重要性は認識しているが、下田市との調整は中断のまま。

要望 一条稲梓線は重要であるので、下田市と協議の上、ぜひ進めてほしい。

問 伊豆縦貫自動車道建設促進の認識。期成同盟会の中で、北部の複線化を求める動向があるが。

答 首長の国土交通省陳情で、現行の計画の完成が優先事項との回答を得ている。

問 町営住宅の長寿命化修繕事業で、中木住宅入居率は。

答 A棟は8戸中6戸入居している。B棟は傷みが激しいため募集していない。

8 款消防費、関連歳入について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

9 款教育費及び関連歳入について。

問 文化財保護活動委託料は。

答 南伊豆町南史会で資料の発掘や保護事業を行っている。

10 款災害復旧費及び関連歳入について。

質疑、意見はありませんでした。

11 款公債費、12 款予備費及び関連歳入について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たって、賛成の討論を行います。

長引く不況の下、行政が抱える課題、住民要望に応える課題が多岐にわたっております。同時に、こうした下で施策を考える上では、前町政時代からのいわゆる借金返済のことも考えながら予算を組み立てなければなりません。

令和元年度では、中学校のエアコン設置、南中小学校のグラウンド整備、排水改善です。光ファイバー、これは西海岸の条件不利な地域への敷設。なぎさ園の改修工事、あるいは橋梁長寿命化等々が進められました。

もちろん、こうしたことに地方債は当然であります。住民生活に欠かせない、また、教育環境整備では本来もっと早くやってもよかったということ、これが政治施策の流れの中で、今日起債をしながらも思い切ってこれがやられたことは評価すべきことであります。

これまで岡部町政は、高校生のバス通学費助成を進め、あるいは小学校バス通学の地域範囲の拡大をしてまいりました。それ以前の小中学校の備品、消耗品の充実、あるいは高齢者が多い中では、高齢者の福祉サービス維持・向上、高齢者の配食サービスの維持・充実と、移動サービスの検討が進められております。観光面では、合宿の誘致補助はこれは非常に重要な施策で、今日のコロナ環境の下でも生きた施策になっております。

ただ、前町政時代からも含めた起債や、あるいは元利償還を抱える中で、財調をしっかりと守りながらこれを運用していく。大変な中にありながらも、町財政の運営についても評価をしながら、今日では、コロナ禍の下でなお一層大変な町政運営が求められるわけですが、住民生活のさらなる向上、そして維持のために、引き続き住民視点を重視してこれを進めていただくよう要望をして、賛成の討論といたします。

○議長（清水清一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第90号～議第92号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第91号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会の長田でございます。

委員会報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和2年9月25日、南伊豆町議会議長、清水清一様。予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第90号から議第92号までの令和元年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年9月9日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時00分から午後1時31分。

委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第90号から朗読します。

議第90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員

会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第91号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、または意見要望、質問、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第90号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 議第90号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の討論を行います。

これは制度の改善を求めるものであります。現場の担当者あるいは保健福祉事業の部門の努力によって、南伊豆町の高齢者が多い状態の中で保険料を軽減、1人当たりの保険料は非常に低くなっております。しかしながら、国の負担をしっかりと充実して、国民皆保険にふさわしい制度に戻すよう強く求めて、反対の意見とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、議第90号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に議第91号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

これも前議案同様、制度の改善を求めるものであります。現場の必死な取組で、保険あつ

て介護なしという状態の中で住民の健康を守る、介護を守る取組がやられています。これも制度改善、負担の軽減を強く政府に求めるものであります。

○議長（清水清一君） 次に、議第91号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に議第92号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 議第92号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

これも制度の改善、改廃を求めるものであります。後期高齢者、年齢によって高齢者を分断するということだけではなくて、負担もまた増えてまいりました。とんでもないことであって、政府に制度の改善を強く求めることをもって、反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、議第92号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第90号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第91号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第91号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第92号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第92号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第93号～議第96号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第96号 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長の長田です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議第93号から議第96号までの令和元年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第93号から朗読します。

議第93号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第94号 令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第95号 令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第96号 令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、または意見要望事項、質問、意見、要望はありませんでした。
以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第93号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第93号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第94号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第94号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第95号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第95号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第96号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第96号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第94号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第95号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第96号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第97号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長、長田です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第97号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、または意見要望事項、質問、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第98～議第101号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第98号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長、長田です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議第98号から議第101号までの令和元年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第98号から朗読します。

議第98号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第99号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第100号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第101号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項。質問、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第98号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第98号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第99号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第99号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第100号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第100号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第101号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 議第101号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

それでは採決します。

議第98号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第98号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第99号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第99号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第100号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第100号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第101号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第101号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第102号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第102号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長の長田です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第102号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局の職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第102号 令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、または意見要望事項。

問 事業委託前と委託後の費用比較はどのようになっているか。また、監査報告で収支均衡が指摘されているが、どのような対応を考えているのか。

答 1,000万円の費用高になっているが、相対的には改善の方向。漏水もあるが、無駄水が生まれないよう対策を進めている。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第102号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第102号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第103号 令和2年度南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第103号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年9月17日に施行した制限付一般競争入札により、工事金額1億6,170万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,470万円）をもって長田建設工業株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、認定こども園一園化事業の一環である地域子育て支援センター棟整備の工事契約の締結でありまして、工事概要としては、1階部分に子育て支援センターを整備し、2階部分にはこども園の各種活動に加え、子育て支援団体等への活動支援のための多目的交流スペースを整備するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りと思いますがご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第103号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第103号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第104号 備品購入契約について（令和2年度教育用情報機器端末購入）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第104号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年9月10日に施行した制限付一般競争入札により、購入金額6,600万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額600万円）をもって株式会社下田OAシステム

と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、国のGIGAスクール構想に基づき、公立学校情報機器整備費補助金及び地方創生臨時交付金を活用して、小中学校に児童生徒用477台、教員用10台の情報機器端末を整備するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第104号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第104号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政

の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本案は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。趣旨説明を求めます。

漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第4号。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月25日提出。

南伊豆町議会議長、清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員、漆田修。

賛成者、同じく比野下文男、以下敬称略です。宮田和彦、黒田利貴男、長田美喜彦、横嶋隆二、稲葉勝男、齋藤要、谷正、加畑毅。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想され、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であるため、政府・国会等関係者に意見書を提出するものであります。

1枚おめくりください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地

方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。１から５、ございます。

１、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

３、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月25日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先については、政府、国会等関係者に対し、次ページのとおりととなりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名を頂いておりますので、採決します。

お諮りいたします。

発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第5号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書を議題とします。

本案は加畑毅君が提出者で、所定の賛成議員もあります。趣旨説明を求めます。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第5号。

「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月25日提出。

南伊豆町議会議長、清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員、加畑毅。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正。以下、敬称略で読み上げさせていただきます。宮田和彦、比野下文男、黒田利貴男、長田美喜彦、横嶋隆二、漆田修、稲葉勝男、齋藤要。

提案理由。

「森の力再生事業」は、森林を小面積から整備可能であることから非常に有効な整備手法であり、集中豪雨等による山腹崩壊の危険性が高まる中、荒廃森林を再生し、水源涵養や土砂崩壊防止機能などの森の力を回復のため必要性が高く、また地域の雇用にも大きく貢献してきている。そのため、県知事に対し「森の力再生事業」の継続、「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長を求める意見書を提出するものです。

1枚おめくりください。

「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書。

平成18年度から実施している「森の力再生事業」は、現在、第2期の10年計画に基づき整備を進めているが、財源である「森林（もり）づくり県民税」の課税期間が今年度末に終了することから、県当局において今後の対応を検討していると聞いている。

賀茂地域では、これまで14年間で1,309haの森林整備が実施され、南伊豆町でも289haの森林整備を行うことが出来た。この事業は他の補助制度と異なり、小面積から整備可能であることから小面積の森林所有者が多い賀茂地域では、非常に有効な整備手法である。

しかし、今日、山に入ってみると、急傾斜地で手が入っていない人工林や放置された竹林など荒廃した森林がまだまだ多く残っており、近年多発する集中豪雨等による山腹崩壊の危険性が高まる中、荒廃森林を再生し、水源涵養や土砂崩壊防止機能などの森の力を回復させるこの事業の必要性を日増しに強く感じている。

賀茂地域では、これまでの森林整備等ができる林業事業体は限られていたが、この事業を実施したことにより、新たに木材生産に取り組み始める企業やNPOなどの異業種からの参入が進み、地域の雇用にも大きく貢献してきている。

よって県当局においては、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先におきましては、静岡県知事となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名を頂いておりますので、採決します。

お諮りいたします。

発議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第6号 社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院のへき地拠点病院認定にかかる決議を議題とします。

本案は齋藤要君が提出者で、所定の賛成議員もあります。趣旨説明を求めます。

齋藤要君。

〔10番 齋藤 要君登壇〕

○10番（齋藤 要君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第6号。

社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院のへき地拠点病院認定にかかる決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月25日提出。

南伊豆町議会議長、清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員、齋藤要。

賛成者、南伊豆町議会議員、宮田和彦、同じく谷正、比野下文男、黒田利貴男、横嶋隆二、漆田修、加畑毅、稲葉勝男、長田美喜彦。

提案理由を申し上げます。

社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院は、無医地区の南上地区から三浜地区の生活圏に、市之瀬診療所を開設し、令和元年から伊浜地区への巡回診療も担い、住民の安心は計り知れない。医療継続のため制度適用を求めるものです。

1枚おめくりください。

社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院のへき地拠点病院認定にかかる決議。

平成29年3月開設の社会医療法人駿甲会市之瀬診療所においては、医療過疎地域とされる本町において無医地区ともいえる小規模集落での診療体制を展開するなかで、上部消化管・大腸スコープによる内視鏡検査、CT、一般X線撮影に加え、整形外科の診療科拡大にも取り組み、過疎地域における診療所機能として極めて充実した体制整備をもって地域医療に多大な貢献をいただいているところであります。

加えて、同法人の甲賀病院長には、町内各所での講演会活動など活発に展開されており、本町保健予防事業においても多大なご尽力をいただいております。

また、令和元年6月から無医地区である伊浜地区において巡回診療も開始されており、これらの取り組みに対する伊浜地区住民による称賛の声がよせられ、地域を挙げての当該法人による事業継続が強く望まれております。

このようなことから、医療資源が極めて脆弱な本町において地域課題に真摯に向き合い地域医療に積極的に取り組む社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院の「へき地拠点病院」認定に向けて、賀茂地域医療構想調整会議において最優先議題とされるよう切に求めるものです。

以上決議します。

令和2年9月25日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先につきましては、静岡県知事、川勝平太、賀茂保健所長、本間善之殿。

以上です。

〔「ホケンの字が間違っている」と言う人あり〕

○10番（齋藤 要君） 「ホケン」の「ケン」の字が間違えておりますので、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名を頂いておりますので、採決します。

お諮りいたします。

発議第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（清水清一君） 日程第21 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないもの認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和2年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和 2 年 9 月議会定例会審議結果

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
報第 4 号	令和元年度南伊豆町健全化判断比率について	9月3日	報 告
報第 5 号	令和元年度南伊豆町資金不足比率について	9月3日	報 告
議第71号	南伊豆町教育長の任命について	9月3日	同 意
議第72号	南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求 めることについて	9月3日	同 意
議第73号	南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求 めることについて	9月3日	同 意
議第74号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条 例制定について	9月3日	原案可決
議第75号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制 定について	9月3日	原案可決
議第76号	南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定 について	9月3日	原案可決
議第77号	令和 2 年度社会資本整備総合交付金事業町道石 井区内 7 号線道路改良工事契約の締結について	9月3日	原案可決
議第78号	令和 2 年度道路メンテナンス事業前原橋橋梁補 修工事契約の締結について	9月3日	原案可決
議第79号	令和 2 年度道路メンテナンス事業加畑橋橋梁補 修工事契約の締結について	9月3日	原案可決
議第80号	令和 2 年度南伊豆町公共下水道湊幹線管渠更正 工事契約の締結について	9月3日	原案可決
議第81号	令和元年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について	9月3日	原案可決
議第82号	令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）	9月3日	原案可決
議第83号	令和 2 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正 予算（第 2 号）	9月3日	原案可決

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第84号	令和2年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月3日	原案可決
議第85号	令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月3日	原案可決
議第86号	令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）	9月3日	原案可決
議第87号	令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9月3日	原案可決
議第88号	令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）	9月3日	原案可決
議第89号	令和元年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第90号	令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第91号	令和元年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第92号	令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第93号	令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第94号	令和元年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第95号	令和元年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第96号	令和元年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第97号	令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第98号	令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定

議 案 号	件 目	議決年月日	結 果
議第99号	令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第100号	令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第101号	令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月25日	原案認定
議第102号	令和元年度南伊豆町水道事業会計決算認定について	9月25日	原案認定
議第103号	令和2年度南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事契約の締結について	9月25日	原案可決
議第104号	備品購入契約について（令和2年度教育用情報機器端末購入）	9月25日	原案可決
発議第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	9月25日	原案可決
発議第5号	「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書	9月25日	原案可決
発議第6号	社会医療法人駿甲会コミュニティホスピタル甲賀病院のへき地拠点病院認定にかかる決議	9月25日	原案可決